

# 国民年金法

1 総則	568
2 被保険者	570
3 給付の通則	578
4 老齢基礎年金	580
5 障害基礎年金	596
6 遺族基礎年金	604
7 第1号被保険者の独自給付	610
8 費用	620
9 国民年金基金	636
10 法令全般	642
11 選択式	684
12 チャレンジ予想問	696

Date	Date	Date
------	------	------

■国民年金法第5条第7項に定める「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（いわゆる事実婚関係にある者）の認定基準及び認定の取扱いに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること、の要件を備えることを要する。
- B 当該内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合については、原則としてこれを事実婚関係にある者とは認定しない。
- C 離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、その者の状態が所定の要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定する。
- D 届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にあり、届出による婚姻関係において、一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われておらず、その状態がおおむね5年程度以上継続しているときは、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとみなし、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定する。
- E 内縁関係が重複している場合については、先行する内縁関係がその実体を全く失ったものとなっているときを除き、先行する内縁関係における配偶者を事実婚関係にある者として認定する。

## 解説

- A 正しい（平23.3.23年発0323第1）。記述のとおり。  
B 正しい（民法734～736条，平23.3.23年発0323第1）。  
記述のとおり。  
C 正しい（平23.3.23年発0323第1）。記述のとおり。  
D 誤り。設問中の「5年程度以上」は，正しくは「10年程度以上」である（法5条7項，平23.3.23年発0323第1）。

**※**「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には，次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして取り扱うこととする。

- ① 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき。
- ② 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって，その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し，当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき。

- E 正しい（平23.3.23年発0323第1）。記述のとおり。

595頁

国  
年

正解 D

# 択一式 被保険者

## 2

### H27-1 改B

難易度 ★★ 重要度 A

Date			Date			Date		
------	--	--	------	--	--	------	--	--

■被保険者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 日本国籍を有し日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満の者が、老齢基礎年金、老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有しないときは、昭和30年4月1日以前生まれの場合に限り、厚生労働大臣に申し出て特例による任意加入被保険者となることができる。
- B 特例による任意加入被保険者が、70歳に達する前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき、又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等の受給権を取得したときは、それぞれその日に被保険者の資格を喪失する。
- C 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する任意加入被保険者は、保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく1年間が経過した日の翌日に、被保険者資格を喪失する。
- D 日本国内に住所を有しない20歳以上60歳未満の外国籍の者は、第2号被保険者の被扶養配偶者となった場合でも、第3号被保険者とはならない。
- E 厚生年金保険の在職老齢年金を受給する65歳以上70歳未満の被保険者の収入によって生計を維持する20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者とはならない。

## 解説

- A 誤り。昭和40年4月1日以前生まれの者に限り、特例の任意加入被保険者となることができる（平6法附則11条1項、平16法附則23条1項）。
- B 誤り。特例の任意加入被保険者が、厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときはその日に、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができることとなったときは翌日に、その資格を喪失する（平6法附則11条7項2号、平16法附則23条7項2号）。
- C 誤り。設問中の「1年間」は「**2年間**」である（法附則5条9項4号）。海外からの任意加入被保険者が、保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間が経過したときは、その翌日に資格を喪失する。
- D 誤り。設問の者は第3号被保険者となる（法7条1項3号）。第3号被保険者は、**国内居住要件**、**国籍要件を問われない**。

### ■被保険者の国籍・国内居住・年齢要件

	国籍要件	国内居住要件	年齢要件
第1号被保険者	×	○	○ (20歳以上60歳未満)
第2号被保険者	×	×	×
第3号被保険者	×	×	○ (20歳以上60歳未満)

- E 正しい（法7条1項2号・3号、法附則3条）。設問の在職老齢年金を受給する者は、第2号被保険者に該当しないため、その者により生計を維持する者も第3号被保険者とならない。

👉 600頁

①新法施行日に20歳以上であり、老齢基礎年金の受給資格期間の25年を満たすことが困難な者は、特例的に任意加入することができる。

👉 603頁(B肢)

👉 603頁

②海外居住者については、保険料を滞納し、その保険料の徴収権が時効消滅した場合は、自動的に被保険者の資格を喪失する。

👉 598～599頁

👉 598頁(E肢)

③65歳以上の厚生年金保険の被保険者で厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者は国民年金では第2号被保険者とならない。

65歳以上の在職老齢年金の受給者も第2号被保険者とならない。

正解 E

# 択一式 被保険者等

3

H25-2  
改ア・エ

難易度 ★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■被保険者等に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

ア 厚生年金保険の被保険者は、60歳に達した日に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

イ 厚生年金保険の高齢任意加入被保険者は国民年金の第2号被保険者であり、当該高齢任意加入被保険者の収入により生計を維持する配偶者（第2号被保険者である者を除く。）のうち20歳以上60歳未満の者は、第3号被保険者となる。

ウ 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、日本国籍を有する限り、厚生労働大臣に申し出て被保険者となることができる。

エ 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であっても、厚生年金保険法に基づく遺族給付の受給権者は、第1号被保険者とはならない。

オ 厚生年金保険の在職老齢年金を受給している夫が65歳に達した際、日本国内に住所を有する第3号被保険者である妻が60歳未満であれば、その妻は第1号被保険者となり、法定免除又は申請全額免除に該当しない限り、国民年金の保険料を納付しなければならない。

- A (アとウ)                      B (イとエ)                      C (ウとオ)  
D (アとエ)                      E (イとオ)

## 解説

- ア 誤り。厚生年金保険の被保険者は60歳に達しても、被保険者（第2号被保険者）の資格は喪失しない（法7条1項2号、9条）。
- イ 正しい（法7条1項2号・3号、法附則3条、厚年法附則4条の3第12項、4条の5第1項）。70歳以上で老齢厚生年金等の受給権のない者（厚生年金保険の高齢任意加入被保険者）は、国民年金の第2号被保険者であり、その被扶養配偶者は、20歳以上60歳未満であれば第3号被保険者である。
- ウ 誤り。日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、日本国籍の有無にかかわらず、任意加入被保険者となることができる（法附則5条1項2号）。
- エ 誤り。厚生年金保険法の遺族給付の受給権者は、一定の要件を満たしていれば第1号被保険者となる（法7条1項1号）。
- オ 正しい（法7条1項2号・3号、9条4項、法附則3条）。65歳以上の厚生年金保険の被保険者で、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者は、国民年金の第2号被保険者とされないため、在職老齢年金を受給している者が65歳に達した場合は第2号被保険者の資格を喪失する。したがって、その妻が60歳未満である場合は、第3号被保険者の資格を喪失し、第1号被保険者となる。当該妻が法定免除又は申請免除等に該当しないときは、保険料を納付する義務が生じる。したがって、Eの組合せ（イとオ）が正解となる。

📖 602頁

①第2号被保険者は、厚生年金の被保険者であるが厚生年金保険の被保険者には次の4つの種別がある。

①第1号厚生年金被保険者…①②③以外の厚生年金保険の被保険者

②第2号厚生年金被保険者…国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者

③第3号厚生年金被保険者…地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者

④第4号厚生年金被保険者…私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者

📖 598頁(イ)

📖 599頁(ウ)

📖 597頁(エ)

②第1号被保険者とならないのは、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者である。

📖 597, 598頁(オ)

# 択一式 被保険者

## 4

### H25-5

難易度 ★★★ 重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■国民年金制度に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは後記AからEまでのうちどれか。なお、本問において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定するものをいう。

- ア 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人で第2号及び第3号被保険者に該当しない者のうち、適法に3か月を超えて在留する者であって住民基本台帳に記録された者は、第1号被保険者として適用を受ける。
- イ 外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者については、日本国内に住所を有することが明らかになった者であっても第1号被保険者としては適用されない。
- ウ 外国人である第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則として、出国の日とする。
- エ 配偶者からの暴力を受けた第3号被保険者については、当該被保険者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合であっても、第1号被保険者への種別変更の届出は不要である。
- オ 配偶者からの暴力を受けた第1号被保険者からの保険料の免除申請については、配偶者の所得は審査の対象としない。

- A (アとエ)                      B (アとオ)                      C (イとウ)  
D (イとエ)                      E (ウとオ)



## 解説

- ア 正しい（法7条、平24.6.14年国発0614第1・年管管発0614第2）。平成24年7月外国人登録法が廃止され、**適法に3か月を超えて在留**するなどの外国人であって住所を有する者は、**住民基本台帳法の適用対象**とされること等を踏まえ、<sup>①</sup>外国人も第1号被保険者として適用される。
- イ 誤り。住民基本台帳に記載されない**短期滞在の外国人等**であっても、日本国内に住所を有することが明らかとなったものについては適用対象とし、特例的に第1号被保険者となることができる（法7条1項1号、平24.6.14年国発0614第1・年管管発0614第2）。
- ウ 誤り。日本国籍を有しない者が、日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則、**出国の日の翌日**である（法7条、平24.6.14年国発0614第1・年管管発0614第2）。
- エ 誤り。設問の者は、第3号被保険者から第1号被保険者への**種別変更の手続き**が必要となる（法7条1項1号・3号、12条、則6条の2、平20.2.5保保発0205001）。
- オ 正しい（平24.7.6年管管発0706第1「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について」）。
- したがって、Bの組合せ（アとオ）が正解となる。

①外国人登録原票を元に、短期滞在者等を除き、在留資格を満たしたうえで3か月を超えて在留しており、住所を有する外国人に住民票を作成し、住民基本台帳法に基づく「住民票の写し」を証明書として交付することとされた。この住民票を作成する対象者は、中期滞在者及び特別永住者等が対象となり、第1号被保険者として適用される。

配偶者からの暴力を受けた第3号被保険者が、その配偶者の収入によって生計を維持しなくなった場合は、第3号被保険者に該当しなくなるため、第1号被保険者へ種別変更が必要となる。被害被保険者等からの種別変更届の提出があった場合は、住所登録や連帯納付義務者への督促等は配慮される（平19.2.21庁保発0221001「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」）。

正解 B

# 択一式 被保険者(第3号被保険者の認定基準)

5

H23-6

難易度 ★★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■第3号被保険者の認定基準及びその運用に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属している場合は、原則として、年間収入が130万円未満（おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者を除く。）であって、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1未満であること。
- B 認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属していない場合は、原則として、年間収入が130万円未満（おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者を除く。）であって、かつ、第2号被保険者からの援助による収入額より少ないこと。
- C 認定対象者がおおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、年間収入の基準は180万円未満であること。
- D 認定対象者の年間収入とは、年金、恩給、給与所得、資産所得など、継続して入る（又はその予定の）恒常的な収入であり、傷病手当金や失業給付金などの短期保険の給付は除かれること。
- E 認定対象者の収入の算定に当たっては、年金、恩給、給与所得は、控除前の総額とすること。

## 解説

598頁(A～E肢)

- A 正しい(法7条1項3号, 昭61.3.31庁保発13)。記述のとおり。
- B 正しい(法7条1項3号, 昭61.3.31庁保発13)。記述のとおり。
- C 正しい(法7条1項3号, 昭61.3.31庁保発13)。記述のとおり。
- D 誤り。認定対象者の年間収入には、**傷病手当金、失業給付金等の短期の給付**も含まれる(昭61.3.31庁保発13)。
- E 正しい(法7条1項3号, 昭55.5.16保発15・保険発13)。記述のとおり。

### ■被扶養配偶者の認定基準 ㊦

認定対象者	年間収入	
同一世帯に属している	年収 <b>130万円未満</b> 、かつ第2号被保険者の年収の <b>2分の1未満</b>	障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は <b>180万円未満</b> 、かつ第2号被保険者の年収の <b>2分の1未満</b>
同一世帯に属していない	年収 <b>130万円未満</b> 、かつ第2号被保険者からの <b>援助</b> による収入額より少ないこと	障害者の場合は <b>180万円未満</b> 、かつ第2号被保険者からの <b>援助</b> による収入額より少ないこと

### ■認定対象者の年間収入の基準 ㊦

恒常的な収入	収入の額
恩給、年金、給与所得、 <b>傷病手当金、失業手当金</b> 、資産所得等の収入が継続して入るもの	資産所得、事業所得などで所得を得るため①経費を要するものについては、経費の実額を総額から控除し、 <b>控除後の額</b> をもって総額を収入とする
	<b>給与所得</b> (給与、年金、恩給等)は <b>控除前の総額</b> を収入とすること

①経費とは、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限る。

正解 D

# 択一式 給付の通則等

6

H25-3  
改E

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 65歳以上の者に支給される障害基礎年金と老齢厚生年金は併給されるが、65歳以上の老齢基礎年金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、併給の調整によりどちらか一方の年金給付は支給停止される。
- B 併給の調整により支給を停止された年金給付について、いわゆる選択替えをすることができるのは、毎年、厚生労働大臣が受給権者に係る現況の確認を行う際に限られる。
- C 68歳に達する年度前にある受給権者についての改定率の改定は、原則として、名目手取り賃金変動率を基準として毎年度行われるが、調整期間中においては、この改定は行われず、改定率は据え置かれる。
- D 第1号被保険者は、国民年金基金に対し加入員となる申出をした日に当該加入員の資格を取得し、加入員資格の喪失の申出が受理された日にその加入員の資格を喪失する。
- E 第2号被保険者のうち第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者であるものについては、国民年金原簿への記録管理は行われていない。

## 解説


- A 誤り。老齢基礎年金と遺族厚生年金も、**65歳以後は併給**することができる（法20条1項、法附則9条の2の4）。
- B 誤り。併給された年金給付は、**いつでも裁定替**えることができる（法20条4項）。裁定請求は、毎年、現況の確認を行う際に限られない。
- C 誤り。調整期間においても**改定率の改定**は行われる。調整期間においては、調整率も用いて、マクロ経済スライドによる年金額の調整を行うことが、法律本来の仕組みである（法27条の2、27条の4）。据え置かれるわけではない。
- D 誤り。国民年金基金の加入員は、**申出による資格喪失はできない**（法127条2項・3項）。

### ■基金の加入員の資格喪失


基金の加入員の資格喪失の要件	喪失日
㉠ 被保険者の資格を喪失したとき、第2号被保険者若しくは第3号被保険者となったとき	その日
㉡ 地域型基金の加入員が地区内に住所を有しなくなったとき	その翌日
㉢ 職能型基金の加入員が当該事業又は業務に従事しなくなったとき	その翌日
㉣ 国民年金の保険料を免除されたとき	保険料の納付を要しないものとされた月の初日
㉤ 農業者年金の被保険者となったとき	その日
㉥ 加入していた基金が解散したとき	翌日

- E 正しい（法14条、附則7条の5、則15条1号）。**国民年金原簿**には、第2号～第4号厚生年金被保険者については記録されない。

正解 E


 613～614頁

 613頁

 628頁(C肢)

①68歳に達する年度前にある受給権者（新規裁定者）にあつては、毎年度、原則として、1人当たりの手取り賃金の伸び（名目手取り賃金変動率）を基準として改定する。

68歳に達する年度以後にある受給権者（既裁定者）にあつては、毎年度、原則として、物価の伸び（物価変動率）を基準として改定する。

 692頁(D肢)

②基金は、老後の所得保障を目的とした制度であることから、その制度の目的が損なわれることのないよう、私的な個人年金や貯蓄と異なり、**任意の脱退は認められない**。また、法定事由に該当した脱退の場合でも、本来の老後の所得保障の充実に図るため、**脱退一時金の支給はできない**。

 609頁(E肢)

③厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号その他厚生労働省令で定める事項を記録する。

# 択一式 老齡基礎年金（受給資格期間）

# 7

## H28-9

難易度 ★★★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

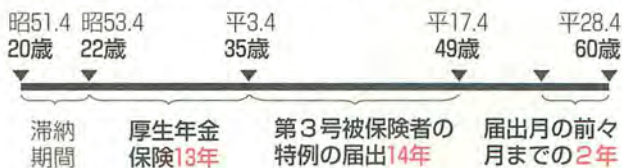
■老齡基礎年金の受給資格期間に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、本問において記載のない20歳から60歳までの期間は、全て国民年金の第1号被保険者期間であり、かつ、保険料が未納であったものとし、他の公的年金加入期間及び合算対象期間はないものとする。また、本問における厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険法に規定する第1号厚生年金被保険者（坑内員又は船員ではない。）とする。

- A 昭和25年4月2日生まれの男性が、20歳から23歳までの3年間厚生年金保険の被保険者であった。その後、40歳から55歳までの15年間再び厚生年金保険の被保険者であった。この者は、老齡基礎年金の受給資格期間を満たしている。
- B 昭和30年4月2日生まれの男性が、18歳から20歳までの2年間厚生年金保険の被保険者であった。その後、36歳から60歳まで国民年金の第1号被保険者であったが、このうち36歳から55歳までの19年間は、保険料全額免除期間とされた。55歳から60歳までの5年間は、保険料を納付した。この者は、老齡基礎年金の受給資格期間を満たしている。
- C 昭和28年4月2日生まれの男性が、24歳から27歳までの3年間共済組合の組合員であった。その後、40歳から60歳までの20年間厚生年金保険の被保険者であった。この者は、老齡基礎年金の受給資格期間を満たしていない。
- D 昭和27年4月1日生まれの女性が、20歳から27歳までの7年間国民年金の第1号被保険者として保険料を納付した。その後35歳から50歳までの15年間厚生年金保険の被保険者であった。この者は、老齡基礎年金の受給資格期間を満たしている。
- E 昭和31年4月2日生まれの女性が、22歳から35歳までの13年間厚生年金保険の被保険者であった。その後、結婚し、35歳から60歳までの25年間厚生年金保険の被保険者である夫の被扶養配偶者となっていたが、この間、特段の理由のないまま第3号被保険者の資格取得の届出をしなかった。60歳に達した日に当該被扶養配偶者となっていた期間について、第3号被保険者の資格取得に係る届出及び第3号被保険者の届出の特例に係る届出（国民年金法施行規則第6条の4に規定する届出をいう。）を提出した。この者は、老齡基礎年金の受給資格期間を満たしていない。

## 解説

- A 誤り。当該男性は、厚生年金保険の加入期間が3年と15年で合算して18年しかなく、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない（法26条、法附則9条）。
- B 正しい（法7条1項2号、26条）。設問の男性は、合計26年の期間があり、受給資格期間を満たしている。
- C 誤り。昭和28年4月2日生まれの男性は、共済組合に加入していた期間3年間と厚生年金保険に加入していた期間20年を合算すると23年になるため、老齢基礎年金の受給資格を満たすことができる（法26条、昭60法附則12条1項3号、別表第2）。
- D 誤り。昭和27年4月1日生まれの女性は、国民年金に加入していた期間が7年間、厚生年金保険に加入していた期間が15年間で、合算すると22年であるため老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない（法26条、法附則別表第1）。
- E 誤り。設問の者は、厚生年金保険に加入していた期間13年間と、60歳に達した日に被扶養配偶者となっていた期間について第3号被保険者の届出をした期間14年間（+2年間〔届出月の前々月までの2年間〕）を合計すると29年となるので、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができる（法26条1項、法附則7条の3第2項・3項、平16法附則21条1項・2項）。

### ■E肢のケース（昭31.4.2生まれ）の図解



正解 B

### ㊦ 622～623頁

①厚生年金保険の中高齢の期間短縮措置についても、設問の男性は40歳に達した日以後厚生年金保険の被保険者期間が15年（生年月日で見ると19年必要である）しかなく、この場合も老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない（昭60法附則12条1項4号、別表第3）。

### ㊦ 622頁(B肢)

②厚生年金保険加入2年+保険料全額免除期間19年+保険料納付済期間5年=26年

### ㊦ 623頁(C肢)

### ㊦ 622～623頁(D肢)

③設問の女性は、35歳以後の厚生年金保険の中高齢の特例は適用されないため、35歳以後15年間厚生年金保険の被保険者期間があっても受給資格期間を満たすことができない。

### ㊦ 622頁(E肢)

④平成17年4月1日以前の期間については、遅延理由を問わず、**届出だけで第3号被保険者**とされる。平成17年4月1日以後、設問の者が60歳に達した平成28年4月1日までの期間は、**遅延理由につき、やむを得ない事由がある場合に限り**、特例の届出ができる。

# 択一式 老齢基礎年金（合算対象期間）

8

H25-6  
改B

難易度 ★★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の記述のうち、老齢基礎年金の合算対象期間に算入されるものはどれか。

- A 昭和61年4月1日前の旧国民年金法の被保険者期間のうち保険料の免除を受けた期間。
- B 昭和61年4月1日前に厚生年金保険法の通算遺族年金の受給者であった20歳以上60歳未満の期間。
- C 60歳以上65歳未満の期間を含む国会議員であった期間のうち、昭和36年4月1日から昭和55年3月31日までの期間。
- D 昭和36年5月1日以後、国籍法の規定により日本国籍を取得した者（20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した者に限る。以下同じ。）で日本に住所を有していた20歳以上60歳未満の期間のうち、国民年金の適用除外とされていた昭和36年4月1日から昭和61年4月1日前の期間。
- E 昭和36年5月1日以後、国籍法の規定により日本国籍を取得した者で日本に住所を有していなかった20歳以上60歳未満の期間のうち、昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日の前日までの期間。



## 解説

- A 算入されない。当該期間は**保険料免除期間**となる（昭60法附則8条1項・5項）。
- B 算入されない。当該期間は合算対象期間ではない（昭60法附則8条5項，旧国年法7条2項5号）。旧国年法において，厚生年金保険法の通算遺族年金の受給権者については，強制加入であり，その期間加入していなかったときは，**滞納期間**となるため合算対象期間とはならない。
- C 算入されない。当該期間のうち，**60歳未満の期間**が**合算対象期間**となる（昭60法附則8条5項8号）。**ホ**国会議員であった設問の**昭和36年4月1日から昭和55年3月31日の期間**は，国年法において**適用除外**とされていた期間である。この期間については合算対象期間とされる。  
**参**国会議員であった期間のうち，昭和55年4月1日から昭和61年3月31日までの期間<sup>①</sup>（60歳未満の期間に限る）は，任意加入することができる期間となる。この間任意加入しなかった期間は合算対象期間となる。
- D 算入されない。設問の期間のうち，**昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの期間**が合算対象期間となる（昭60法附則8条5項10号）。日本国籍を有しない者が，国民年金に加入することができるようになったのは昭和57年1月1日からであり，それまでの期間は合算対象期間となる。**ホ**国籍要件が撤廃されたのは昭和57年1月1日からである。
- E 算入される（昭60法附則8条5項11号）。設問の期間は合算対象期間となる。

 619頁

 620頁

 621頁

①この期間任意加入し保険料を納付した場合は保険料納付済期間となる。

 621頁

 621頁

正解 E

国年

# 択一式 老齡基礎年金

# 9

## H22-4

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 昭和15年4月1日以前に生まれた者は、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が21年から24年あれば、老齡基礎年金の受給資格期間を満たしたものとして取り扱われる。
- B 死亡一時金については、当該給付の支給事由となった事故について受給権者が損害賠償を受けた場合であっても、その損害賠償額との調整は行われない。
- C 国民年金基金が支給する年金額は、200円に加入員の加入月数を乗じて得た額を超えるものでなければならないが、国民年金基金の支給する一時金の額については下限は定められていない。
- D 船舶が行方不明になった際に現にその船舶に乗船し、行方不明となった者の生死が分からない場合は、その船舶が行方不明となった日から3か月を経過した日にその者は死亡したものと推定する。
- E 老齡基礎年金の受給権者の配偶者が障害等級1級の障害厚生年金の受給権者であり、加給年金額を受けていたことにより当該老齡基礎年金に加算される振替加算の額は、その配偶者が障害等級2級に該当するときの額の1.25倍の額になる。

## 解説

- A 誤り。老齢基礎年金の受給資格期間の、生年月日による期間短縮措置の特例である。この生年月日による特例は、昭和5年4月1日以前生まれの者に適用され、当該期間は次の表のように21年から24年に短縮される（法26条、昭60法附則12条1項1号、同附則別表第1）。

生年月日	期間
大正15年4月2日から昭和2年4月1日まで	21年
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日まで	22年
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日まで	23年
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日まで	24年

- B 正しい（法22条、昭37.10.22庁保発10）。死亡一時金は、損害賠償額との調整は行わない。
- C 誤り。基金が支給する一時金の額にも下限額（8,500円）が定められており、支給する場合は当該額を超えるものでなければならない（法130条3項）。
- D 誤り。その船舶が行方不明となった日に、その者は死亡したものと推定する（法18条の2）。
- E 誤り。振替加算の額は、老齢基礎年金の受給権者の配偶者が受給する障害厚生年金の障害等級にかかわらず同一である（昭60法附則14条1項）。

 622頁

 616頁

 694頁

 612頁

 631頁

正解 B

# 択一式 老齢基礎年金（年金額）

## 10 H28-10

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■昭和26年4月8日生まれの男性の年金加入履歴が以下の通りである。この男性が65歳で老齢基礎年金を請求した場合に受給することができる年金額及びその計算式の組合せとして正しいものはどれか。なお、本問において振替加算を考慮する必要はない。また年金額は、平成28年度価額で計算すること。

第1号被保険者期間 180月（全て保険料納付済期間）

第3号被保険者期間 240月

付加保険料納付済期間 36月

	計算式	年金額
A	$780,100円 \times 420月 / 480月 + 8,500円$	691,100円
B	$780,100円 \times 420月 / 480月 + 8,500円$	691,088円
C	$780,100円 \times 420月 / 480月 + 200円 \times 36月$	689,800円
D	$780,100円 \times 420月 / 480月 + 200円 \times 36月$	689,788円
E	$780,100円 \times 420月 / 480月 + 400円 \times 36月$	697,000円

## 解説

A・B・C・E肢は誤り。

D肢が正しい。

第1号被保険者期間180月と第3号被保険者期間240月を合計すると420月となる。

$780,100円 \times 420月 / 480月 + 200円 \times 36月 = 689,788円$ となる(法27条)。

【年金額の内訳】 改正点である。

- 老齢基礎年金の額

$$780,100円 \times 420月 / 480月 = \underline{682,587.50円} \approx 682,588円$$

- 付加年金の額

$$200円 \times 36月 = 7,200円$$

### 参

- ① 老齢基礎年金の40年間すべてが保険料納付済期間である者の年金額は、下記の計算式となる。

$$780,900円 \times \text{改定率(平成28年度:0.999)} = \underline{780,119.1円} \approx 780,100円$$

- ② 保険料納付済期間の月数が480に満たない者についての年金額は、下記の計算式となる。

$$\text{満額の老齢基礎年金の額(平成28年度:780,100円)} \times (\text{納付済期間の月数} + \text{保険料免除期間の月数} \times \text{一定の割合}) / 480$$

➡ 611.624~625頁(A~E肢)

① 端数処理(480月ない場合)…50銭未満切捨て、50銭以上1円未満は1円に切上げる。

② 端数処理(満額の場合)…50円未満切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げる。

# 択一式 老齡基礎年金（年金額）

# 11

## H27-10

難易度 ★★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況が以下のとおりである者（昭和25年4月2日生まれ）が、65歳から老齡基礎年金を受給する場合の年金額（平成27年度）の計算式として、正しいものはどれか。

【国民年金の被保険者期間に係る保険料納付状況】

- ・昭和45年4月～平成12年3月（360月）・・・保険料納付済期間
- ・平成12年4月～平成22年3月（120月）・・・保険料全額免除期間（追納していない）

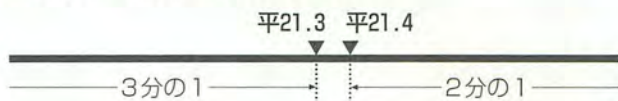
- A  $780,100円 \times (360月 + 120月 \times 1/2) \div 480月$
- B  $780,100円 \times (360月 + 120月 \times 1/3) \div 480月$
- C  $780,100円 \times (360月 + 108月 \times 1/2 + 12月 \times 1/3) \div 480月$
- D  $780,100円 \times (360月 + 108月 \times 1/3 + 12月 \times 2/3) \div 480月$
- E  $780,100円 \times (360月 + 108月 \times 1/3 + 12月 \times 1/2) \div 480月$

## 解説

A～D 誤り。

E 正しい(法27条, 平16法附則9条)。老齢基礎年金の年金額の算定に当たり、**保険料全額免除期間**に係る国庫負担は、平成12年4月から平成21年3月までの108月については**3分の1**、平成21年4月からの12月は**2分の1**で計算する。したがって、780,100円(平成28年度価額)に「保険料納付済期間360月と108月×3分の1、12月×2分の1を合算した月数を480月で除して得た数」を乗じることになる。

### ■保険料全額免除期間に係る国庫負担



624～626頁(A～E肢)

国  
年

正解 E

# 択一式 老齢基礎年金（振替加算）

# 12

## H27-9

難易度 ★★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■振替加算に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

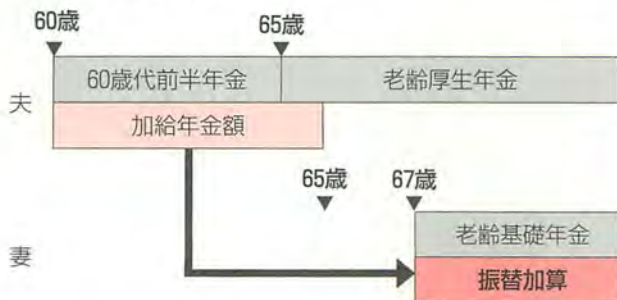
- A 在職老齢年金を受給していた67歳の夫（昭和23年4月2日生まれ）が、厚生年金保険法第43条第3項に規定する退職時の年金額の改定により初めて老齢厚生年金の加給年金額が加算される被保険者期間の要件を満たした場合、夫により生計を維持されている老齢基礎年金のみを受給している66歳の妻（昭和24年4月2日生まれ）は、「老齢基礎年金額加算開始事由該当届」を提出することにより、妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。
- B 67歳の夫（昭和23年4月2日生まれ）と66歳の妻（昭和24年4月2日生まれ）が離婚をし、妻が、厚生年金保険法第78条の2の規定によるいわゆる合意分割の請求を行ったことにより、離婚時みなし被保険者期間を含む厚生年金保険の被保険者期間の月数が240か月以上となった場合、妻の老齢基礎年金に加算されていた振替加算は行われなくなる。
- C 20歳から60歳まで国民年金のみに加入していた妻（昭和25年4月2日生まれ）は、60歳で老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした。当該夫婦は妻が30歳のときに婚姻し、婚姻以後は継続して、厚生年金保険の被保険者である夫（昭和22年4月2日生まれ）に生計を維持されている。妻が65歳に達した時点で、夫は厚生年金保険の被保険者期間の月数を240か月以上有するものの、在職老齢年金の仕組みにより老齢厚生年金が配偶者加給年金額を含め全額支給停止されていた場合であっても、妻が65歳に達した日の属する月の翌月分から老齢基礎年金に振替加算が加算される。
- D 特例による任意加入被保険者である妻（昭和23年4月2日生まれ）は、厚生年金保険の被保険者期間の月数が240か月以上ある老齢厚生年金の受給権者である夫（昭和22年4月2日生まれ）に継続して生計を維持されている。夫の老齢厚生年金には、妻が65歳に達するまで加給年金額が加算されていた。妻は、67歳の時に受給資格期間を満たし、老齢基礎年金の受給権を取得した場合、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。
- E 日本国籍を有する甲（昭和27年4月2日生まれの女性）は、20歳から60歳まで海外に居住し、その期間はすべて合算対象期間であった。また、60歳以降も国民年金に任意加入していなかった。その後、甲が61歳の時に、厚生年金保険の被保険者期間の月数を240か月以上有する乙（昭和24年4月2日生まれの男性）と婚姻し、65歳まで継続して乙に生計を維持され、乙の老齢厚生年金の加給年金額の対象者となっていた場合、甲が65歳になると老齢基礎年金の受給要件に該当するものとみなされ、振替加算額に相当する額の老齢基礎年金が支給される。



## 解説

- A 正しい（則17条の3，昭60法附則14条1項）。妻が65歳に達した後（設問の場合は66歳）に，退職時改定等で夫の厚生年金保険の加入期間の月数が240以上となった場合は，そこから振替加算が行われる。
- B 正しい（昭60法附則14条1項1号，昭61措置令25条）。離婚したことは，振替加算の支給停止の要件ではないが，離婚したことにより，年金分割が行われて，離婚時みなし被保険者期間を含めた妻の厚生年金保険の被保険者期間の月数が240以上となるときは，振替加算は行われない。
- C 正しい（昭60法附則14条2項）。サイド参照。
- D 誤り。妻が65歳に達した日以後に，老齢基礎年金の受給資格期間を満たした場合でも，振替加算は，そのとき（設問の場合は67歳）から加算される。（昭60法附則14条2項）。

### ■振替加算（設問のケース）



- E 正しい（昭60法附則15条1項）。日本国籍を持つ甲が海外から任意加入しなかった期間（20歳から60歳）は，合算対象期間となる。61歳のときに乙と結婚して，夫の老齢厚生年金の加給年金額の計算の基礎となっていた場合は，振替加算相当額の老齢基礎年金が支給される。

正解 D

### ㊦ 630頁関連

①夫の老齢厚生年金が退職時改定により240以上となったときは，速やかに，日本年金機構に届け出る。

### ㊦ 631頁関連

②被扶養配偶者みなし被保険者期間も同様に取り扱われる。

### ㊦ 634頁(C肢)

夫の老齢厚生年金（厚生年金保険の被保険者期間の月数が240以上）が，在職老齢年金の仕組みにより加給年金額を含めて全額支給停止とされていたときでも，妻が老齢基礎年金を受給することとなったときは，振替加算が行われる。設問の妻は，老齢基礎年金を繰り上げて受給しているため，振替加算は65歳に達したときから行われる。

### ㊦ 630頁(D肢)

### ㊦ 631頁(E肢)

③大正15年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者で，保険料納付済期間及び保険料免除期間（学生納付特例期間を除く）を有さず，かつ，合算対象期間と保険料免除期間（学生納付特例期間に限る）とを合算した期間が25年以上あり，配偶者の加給年金額の計算の基礎となっていた場合には，振替加算相当額の老齢基礎年金が支給される。

# 択一式 老齢基礎年金（繰上げ）

13 H26-1

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■老齢基礎年金の支給繰上げ等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 任意加入被保険者である者は、支給繰上げの請求をすることはできない。
- B 支給繰上げの請求は、老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができるときは、老齢厚生年金の支給繰上げの請求と同時にしなければならない。
- C 寡婦年金の受給権を有する者が支給繰上げの請求をし、老齢基礎年金の受給権を取得すると、寡婦年金の受給権は消滅する。
- D 支給繰上げした場合の減額率について、昭和26年4月1日以前に生まれた者の減額率は年単位、昭和26年4月2日以後に生まれた者の減額率は月単位になっている。
- E 支給繰上げの請求をした場合は、付加年金についても同時に繰上げ支給され、老齢基礎年金と同じ減額率で減額される。

## 解説

- A 正しい（法附則9条の2第1項）。国民年金に任意加入している者は、老齢基礎年金を繰上げ請求できない。
- B 正しい（法附則9条の2第2項、厚年法附則13条の4第2項）。**老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができる者**（報酬比例部分の支給開始が61歳から64歳となる者及び60歳代前半の老齢厚生年金が支給されない者）は、**老齢基礎年金の支給繰上げの請求と同時に**行わなければならない。
- C 正しい（法附則9条の2第5項）。老齢基礎年金を繰上げて受給すると、65歳に達したものとみなされるため、**寡婦年金の受給権は消滅する**。
- ① D 誤り。**年単位**で年金額が減額されるのは、**昭和16年4月1日以前に生まれた者**である。また、**月単位**で年金額が減額されるのは、**昭和16年4月2日以後生まれの者**である（法附則9条の2、平12.6.9政令335号第1条、同附則2条）。したがって、「昭和26年」は2か所とも「昭和16年」が正しい。

### ■昭和16年4月2日以後生まれの者の繰上げ減額率

請求時の年齢	減額率
60歳	30%（60月×1,000分の5）
61歳	24%（48月×1,000分の5）
62歳	18%（36月×1,000分の5）
63歳	12%（24月×1,000分の5）
64歳	6%（12月×1,000分の5）

- ② 昭和16年4月1日以前生まれの者の繰上げ減額率は年単位で42%から11%となる。
- E 正しい（法附則9条の2第6項、令12条の2）。付加年金は、**老齢基礎年金と同じ率**で減額される。

正解 D

➡ 633頁

➡ 632頁

➡ 633頁

①寡婦年金は、寡婦が60歳未満の場合は、60歳に達した日の属する月の翌月から65歳に達した日の属する月まで、寡婦が60歳以上の場合は、支給要件に該当した日の属する月の翌月から65歳に達した日の属する月まで支給される。

➡ 634頁(D肢)

➡ 633頁

# 択一式 老齢基礎年金（繰上げ）

# 14

## H23-8

難易度 ★

重要度 B

Date

Date

Date

■老齢基礎年金の繰上げ支給等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 繰上げ支給及び繰下げ支給は、いずれも国民年金法の附則において当分の間の措置として規定されている。
- B 繰上げ支給の受給権は、繰上げ請求のあった日の翌日に発生し、受給権発生日の属する月の翌月から支給される。
- C 繰上げ支給を受けると、国民年金法第36条第2項ただし書き（その他障害の程度と併せて障害の程度が2級以上に該当したことによる支給停止解除）に係る請求ができなくなる。
- D 繰上げ支給を受けると、寡婦年金は給付停止される。
- E 繰上げ支給を受けると、65歳になるまで遺族厚生年金の2分の1が支給停止される。

## 解説

A 誤り。老齢基礎年金の繰上げ支給は法附則9条の2に規定されているが、老齢基礎年金の繰下げ支給は、法28条に規定されている（法28条、法附則9条の2）。

📖 632, 634頁

B 誤り。繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権は、**繰上げ請求のあった日に発生**する（法附則9条の2第3項）。

📖 632頁

📌 繰上げ支給の老齢基礎年金が支給されるのは、受給権が発生した日（繰上げ請求のあった日）の属する月の翌月からである。

C 正しい（法附則9条の2の3）。📌老齢基礎年金を繰り上げて受給すると、**65歳に達したものとみなされ**、法36条2項の障害基礎年金等の請求することはできない。

📖 633頁

D 誤り。老齢基礎年金を繰り上げて受給すると、寡婦年金の受給権は、支給停止ではなく**消滅する**（法附則9条の2第5項）。

📖 633頁

E 誤り。65歳に達するまでは、繰上げ支給の老齢基礎年金と遺族厚生年金は**選択受給**となる（法20条1項、法附則9条2の4）。

📖 633頁

📌老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給することができるが、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けた場合は、本来の**老齢基礎年金の支給開始である65歳に達するまでは**、老齢基礎年金と遺族厚生年金等は一年金を選択し、65歳以降は併給することができる。

# 択一式 障害基礎年金等

# 15 H26-9

難易度 ★★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

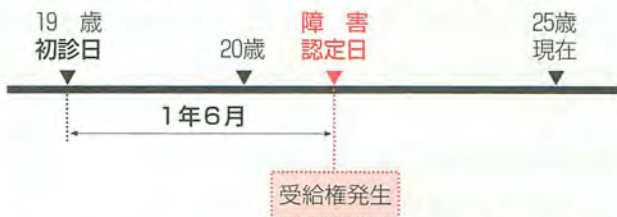
■障害基礎年金等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、本問において「現在」は平成26年4月11日とする。

- A 被保険者でなかった19歳の時に初めて医療機関で診察を受け、うつ病と診断され継続して治療している現在25歳の者は、20歳に達した日の障害状態が障害等級1級又は2級に該当していれば、その日に20歳前傷病による障害基礎年金の受給権が発生する。
- B 第1号被保険者であった50歳の時に初診日がある傷病を継続して治療している現在66歳の者は、初診日から1年6か月を経過した日の障害状態が障害等級1級又は2級に該当し、かつ、初診日の前日において保険料納付要件を満たしていれば、国民年金法第30条の規定による障害基礎年金を請求することができる。
- C 精神の障害による障害等級2級の障害基礎年金を30歳の時から継続して受給している者が、第1号被保険者であった45歳のときに、事故で足にけがをし、その障害認定日(平成26年4月11日)において障害等級1級の状態に該当した。この場合、精神の障害による障害等級2級の障害基礎年金と足の障害による障害等級1級の障害基礎年金は、どちらかの選択となるが、年金受給選択申出書を提出しない場合は、引き続き精神の障害による障害等級2級の障害基礎年金が支給される。
- D 厚生年金保険の被保険者であった30歳の時に初診日がある傷病(先発傷病)について障害等級3級の障害厚生年金を受給している者が、第1号被保険者であった40歳の時に初診日がある別の傷病(後発傷病)の障害認定日において当該障害のみでは障害等級1級又は2級に該当しなかった。しかし、先発傷病の障害と後発傷病の障害を併合すると障害等級1級又は2級に該当している場合、後発傷病の初診日の前日における保険料納付要件を満たしていなくても、障害厚生年金の額の改定請求により、障害基礎年金の受給権が発生する。なお、先発傷病による障害は、障害等級1級又は2級に該当したことがない。
- E 障害等級2級の障害基礎年金の受給権者が、初診日が厚生年金保険の被保険者であった66歳の時である別の傷病について、障害認定日に障害等級3級に該当した場合、前後の障害を併合すると従前の障害基礎年金の障害の程度よりも増進するときは、障害基礎年金の額の改定請求を行うことができる。

解説

A 誤り。設問の場合、20歳に達した日ではなく「**障害認定日**」<sup>①</sup>の障害状態が**障害等級**に該当していれば、その日に20歳前傷病による障害基礎年金の受給権が発生する。設問のケース（継続して治療＝治っていない）における障害認定日が「初診日から起算して1年6月を経過した日」となることがポイントである（法30条の4）。

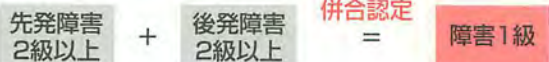
■設問のケース（継続して治療）における障害認定日



B 正しい（法30条）。初診日に被保険者であり、**障害認定日**（設問の場合は**1年6月を経過した日**）に障害等級1級又は2級に該当していれば、障害基礎年金が支給される。

C 誤り。障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、**併給の調整**（併合認定）が行われる（法31条1項）。

■併合の調整



D 誤り。設問の場合、後発障害について保険料納付要件を満たしていなければならない（法30条の3第1項・2項）。

E 誤り。その他障害による額の改定は、**65歳に達する日の前日**までの間に請求しなければならない（法34条4項）。

正解 B

641頁

①障害認定日とは、原則として、初診日から起算して1年6月を経過した日又はその期間内に傷病が治ったときは、その日となる。

637～638頁

642頁(C肢)

640頁(D肢)

645頁(E肢)

65歳に達する前に該当し請求するもの

①事後重症による障害基礎年金

②その他障害による額の改定

65歳に達する前に該当する請求の要件のないもの

①基準障害による障害基礎年金

65歳に達する前の要件のないもの

①本来の障害基礎年金

②併合認定による障害基礎年金

③額の改定

# 択一式 障害基礎年金

# 16

## H23-5

難易度 ★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■障害基礎年金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 63歳のときに障害等級2級に該当する障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得した者について、66歳のときにその障害の程度が増進した場合であっても、その者は障害基礎年金の額の改定を請求することはできない。
- B 障害基礎年金に係る子の加算は、受給権者が当該受給権を取得した時点において、その者によって生計を維持する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるか、20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子がなければ、行われない。
- C 障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなると2年を経過したときは、その支給が停止される。
- D 障害基礎年金の受給権を有していた者が、平成6年11月9日前に厚生年金保険法の障害等級に不該当のまま3年を経過して受給権を喪失していた場合、同一の傷病により、同日から65歳に達する日の前日までの間に1級又は2級の障害の状態になったときは、65歳に達する日の前日までの間に障害基礎年金の支給を請求することができる。
- E 障害基礎年金の受給権者が老齢基礎年金の受給権を取得したときは、その者の選択によりどちらか一方の年金を支給し、他方の年金の受給権は消滅する。



## 解説

A 誤り。設問の障害基礎年金の受給権者は、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定の請求をすることができる（法34条2項）。

**が**改定の請求は、当該障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである一定の場合を除いて、**障害基礎年金の受給権を取得した日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後**でなければならない（法34条3項）。

B 誤り。加算対象の子は、従来は、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたことが要件とされていたが、平成23年4月1日施行の改正により、**受給権を取得した後**で生計を維持されるに至った場合でも加算の対象となることとされた（法33条の2第1項・2項）。

C 誤り。障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に**該当しない間**、支給が停止される（法36条2項）。

D 正しい（平6法附則4条1項）。平成6年11月9日法改正により、3年失権制により障害基礎年金等の受給権が消滅した者で、施行日平成6年11月9日において同一の傷病により現在の障害等級に該当する障害の状態にある者又は平成6年11月9日の翌日から65歳に達する日の前日までに障害等級に該当する程度の障害の状態に該当した者は、**65歳に達する日の前日**までに障害基礎年金を請求することができる。

E 誤り。一方を選択したときは、他の年金の受給権は支給停止となる（法20条1項）。消滅はしない。

➡ 644～645頁

➡ 643頁（B肢）

①障害基礎年金の額は、受給権者によって生計を維持しているその者の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子に限る）があるときは、加算額（子の加算）を加算した額とする。

②受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子に限る）を有するに至ったことにより、前項の規定によりその額を加算することとなったときは、当該子を有するに至った日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。

➡ 645～646頁（C肢）

➡ 646頁（D肢）

➡ 613頁（E肢）

正解 D

国  
年

# 択一式 障害基礎年金(20歳前傷病による障害基礎年金)

## 17 H25-7

難易度★ 重要度B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法第30条の4に規定する20歳前傷病による障害基礎年金に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは後記AからEまでのうちどれか。

- ア 受給権者本人の前年の所得が政令で定められた金額を超えるときは、その年の8月から翌年7月までの間、年金額の全部、又は、年金額の4分の3、2分の1若しくは4分の1に相当する部分の支給が停止される。
- イ 労働者災害補償保険法による年金たる給付の受給権者であってその全額が支給停止されているときは、20歳前傷病による障害基礎年金は支給停止されない。
- ウ 受給権者が日本国内に住所を有しないときは支給停止される。
- エ 受給権者が障害者福祉施設に入所しているときは支給停止される。
- オ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令に定めるその他の財産につき被害金額がその価格のおおむね3分の1以上である損害を受けた者がある場合は、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする支給停止は行わない。

- A (アとイ)                      B (アとウ)                      C (イとウ)  
D (ウとエ)                      E (エとオ)

## 解説

ア 誤り。20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止は、**年金額の全部又は2分の1**に該当する額である（法36条の3第1項）。**子の加算**が加算された20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止は、子の加算額を控除した額が支給停止となる。

📖 648頁

イ 正しい（法36条の2第1項1号・2項）。労災法による年金たる給付を受けることができるときは、20歳前傷病による障害基礎年金は支給停止されるが、その**全額が支給停止**されているときは、20歳前傷病による障害基礎年金は支給停止されない（支給される）。

📖 647頁

ウ 正しい（法36条の2第1項4号）。日本国内に住所を有しないときに支給停止されるのは、**20歳前傷病による障害基礎年金**である。

📖 647頁

エ 誤り。受給権者が、**刑事施設、労役場等に拘禁されたとき、少年院等に収容されたとき**は、20歳前傷病による障害基礎年金は支給停止されるが、障害者福祉施設に入所したときは支給停止されない（法36条の2第1項2号・3号）。

📖 647頁

オ 誤り。財産の被害金額が、その価格の**おおむね2分の1以上**である損害を受けた者については、その損害を受けた年の前年又は前々年における被災者の所得を理由とする支給停止は行わない（法36条の4第1項）。したがって、Cの組合せ（イとウ）が正解となる。

📖 648頁

正解 C

# 択一式 障害基礎年金等

# 18 H28-8

難易度 ★★★ 重要度 C

Date	Date	Date
------	------	------

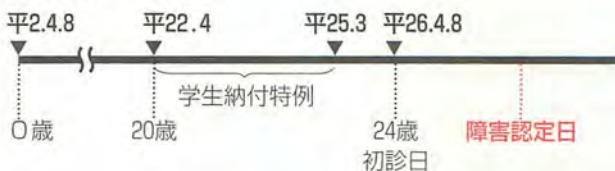
■障害基礎年金及び遺族基礎年金の保険料納付要件に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 20歳に到達した日から第1号被保険者である者が、資格取得時より保険料を滞納していたが、22歳の誕生月に国民年金保険料の全額免除の申請を行い、その承認を受け、第1号被保険者の資格取得月から当該申請日の属する年の翌年6月までの期間が保険料全額免除期間となった。当該被保険者は21歳6か月のときが初診日となるけがをし、その後障害認定日において当該けがが障害等級2級に該当していた場合、障害基礎年金の受給権が発生する。
- B 厚生年金保険の被保険者期間中にけがをし、障害等級3級の障害厚生年金の受給権者（障害等級1級又は2級に該当したことはない。）となった者が、その後退職し、その時点から継続して第3号被保険者となっている。その者が、退職から2年後が初診となる別の傷病にかかり、当該別の傷病に係る障害認定日において、当該障害等級3級の障害と当該別の傷病に係る障害を併合し障害等級2級に該当した。この場合、障害等級2級の障害基礎年金の受給権が発生する。なお、当該別の傷病に係る障害認定日で当該者は50歳であったものとする。
- C 平成2年4月8日生まれの者が、20歳に達した平成22年4月から大学を卒業する平成25年3月まで学生納付特例の適用を受けていた。その者は、卒業後就職せず第1号被保険者のままでいたが、国民年金の保険料を滞納していた。その後この者が24歳の誕生日を初診日とする疾病にかかり、その障害認定日において障害等級2級の状態となった場合、障害基礎年金の受給権が発生する。
- D 20歳から60歳まで継続して国民年金に加入していた昭和25年4月生まれの者が、65歳の時点で老齢基礎年金の受給資格期間を満たさなかったため、特例による任意加入をし、当該特例による任意加入被保険者の期間中である平成28年4月に死亡した場合、その者の死亡当時、その者に生計を維持されていた16歳の子が一人いる場合、死亡した者が、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料が未納である月がなくても、当該子には遺族基礎年金の受給権が発生しない。
- E 平成26年4月から障害等級2級の障害基礎年金を継続して受給している第1号被保険者が、平成28年4月に死亡した場合、その者の死亡当時、その者に生計を維持されていた16歳の子がいた場合、死亡した者に係る保険料納付要件は満たされていることから、子に遺族基礎年金の受給権が発生する。なお、死亡した者は国民年金法第89条第2項の規定による保険料を納付する旨の申出をしていないものとする。

## 解説

- A 誤り。保険料納付要件を満たしていないので、障害基礎年金の受給権は発生しない（法30条1項1号）。設問の者は、22歳まで保険料を滞納し、**初診日の前日**においては、保険料納付要件を満たすことができない。
- B 正しい（法30条の3第1項）。設問の者は、基準障害に該当し他の要件を満たしているので、障害基礎年金の受給権が発生する。
- C 正しい（法30条1項1号、90条の3）。設問の者は、初診日の前日に、保険料免除期間が**被保険者期間の3分の2以上**あり、原則どおりの保険料納付要件を満たしているので、障害基礎年金が支給される。

### ■C肢のケースの図解



- D 正しい（法37条1項、昭60法附則20条2項）。設問の者は、死亡日の前日に、原則どおりの保険料の納付要件を満たすことができない。また直近の1年間に保険料の滞納期間はないが、すでに65歳以上（特例任意加入被保険者）であるため、被保険者期間中の死亡であるが遺族基礎年金の受給権は発生しない。
- E 正しい（法37条1項1号、昭60法附則20条2項）。記述のとおり。

637頁

640頁

637～638頁

649頁

649～650頁

正解 A

Date	Date	Date
------	------	------

■国民年金の給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者である妻が死亡した場合について、死亡した日が平成26年4月1日以後であれば、一定の要件を満たす子のある夫にも遺族基礎年金が支給される。なお、妻は遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしているものとする。
- B 被保険者、配偶者及び当該夫婦の実子が1人いる世帯で、被保険者が死亡し配偶者及び子に遺族基礎年金の受給権が発生した場合、その子が直系血族又は直系姻族の養子となったときには、子の有する遺族基礎年金の受給権は消滅しないが、配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は消滅する。
- C 子に対する遺族基礎年金は、原則として、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給が停止されるが、配偶者に対する遺族基礎年金が国民年金法第20条の2第1項の規定に基づき受給権者の申出により支給停止されたときは、子に対する遺族基礎年金は支給停止されない。
- D 20歳前傷病による障害基礎年金は、その受給権者が刑事施設等に拘禁されている場合であっても、未決勾留中の者については、その支給は停止されない。
- E 受給権者が子3人であるときの子に支給する遺族基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額に、224,700円に改定率を乗じて得た額の2倍の額を加算し、その合計額を3で除した額を3人の子それぞれに支給する。

## 解説

- A 正しい(法37条の2第1項)。遺族基礎年金は、平成26年4月から「子のある夫」にも、要件を満たせば支給される。
- B 正しい(法40条1項・2項、39条3項3号)。子の受給権は、**直系血族又は直系姻族の養子**となったときは消滅しない。子(1人)のある配偶者の遺族基礎年金の受給権は、子が直系血族又は直系姻族の養子となったときは、「**子のある配偶者**」でなくなるため消滅する。
- C 正しい(法41条2項、20条の2第1項)。子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するときは支給停止となる。遺族基礎年金には、子の加算として加算される。また、配偶者に対する遺族基礎年金が受給権者の申出により支給停止されても、**子の遺族基礎年金は支給停止されない**。
- D 正しい(法36条の2第1項2号、則34条の4第1号)。20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者が刑事施設等に拘禁されている場合(厚生労働省令で定める場合に限る)は支給停止となる<sup>②</sup>。刑事施設等に拘禁されている場合であっても、**有罪が確定する前は支給停止とならない**。
- E 誤り。子が3人に対する遺族基礎年金の額は、1人目780,900円×改定率に2人目224,700円×改定率、3人目74,900円×改定率を加算した額となる(法39条の2第1項)。

📖 650頁

📖 653頁

①遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者の死亡当時その者によって生計を維持し、かつ、生計を同じくしていた**子のある配偶者と子**に受給権が発生する。

📖 654頁(C肢)

📖 647頁(D肢)

②厚生労働省令で定める場合

①懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労務場留置の言渡しを受けて労務場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

②少年法の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は婦人補導院に収容されている場合

📖 652頁(E肢)

正解 E

# 択一式 遺族基礎年金

# 20

## H25-9

難易度 ★★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■ある男性が学校を卒業後20歳で会社に就職し、厚生年金保険に7年間加入し会社を退職した。また、退職後は第1号被保険者として国民年金の保険料を27年間支払った。この男性が54歳で死亡した場合の死亡に関する給付等について、次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、男性は障害基礎年金の受給権を取得したことがない。

- A 男性が死亡した当時、生計を維持していた者が同居していた80歳の母（老齢基礎年金のみ受給中）だけである場合、母は遺族として、死亡一時金と遺族厚生年金の受給権を取得し、すべて受給することができる。
- B 男性が死亡した当時、生計を維持していた者が結婚して以後25年間同居していた50歳の妻だけである場合、妻は遺族として、寡婦年金と死亡一時金と遺族厚生年金の受給権を取得するが、寡婦年金と死亡一時金はどちらか一方のみを選択することとなり、死亡一時金を選択した場合、遺族厚生年金も受給できる。
- C 男性が死亡した当時、生計を維持していた者が同居していた12歳と15歳の子だけである場合、当該子らは遺族として、遺族基礎年金と遺族厚生年金と死亡一時金の受給権を取得し、すべて受給することができる。
- D 男性が死亡した当時、生計を維持していた者が同居していた50歳の弟と60歳の兄だけである場合、2人は遺族として、死亡一時金の受給権のみが発生するが、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなされる。
- E 男性が死亡した当時、生計を維持していた者が5年間同居していた事実婚関係の45歳の妻と男性と養子縁組をしていない13歳の妻の連れ子だけである場合、妻は死亡一時金と遺族厚生年金の受給権を取得し、すべて受給することができるが、当該遺族には遺族基礎年金の受給権は発生しない。



## 解説

- A 正しい(法20条1項, 52条の2第1項, 52条の3第1項, 厚年法58条1項, 59条1項)。遺族厚生年金と死亡一時金の調整は行われないため, 80歳の母は, 遺族厚生年金と死亡一時金の両方を受け取ることができる。
- B 正しい(法20条1項, 49条1項, 52条の2第1項, 52条の3第1項, 52条の6, 厚年法58条1項, 59条1項)。50歳の妻は, 要件を満たしているため, 寡婦年金と死亡一時金, 遺族厚生年金の受給権を取得する。ただし, 死亡一時金と寡婦年金は併給されないため, どちらかを選択することになる。死亡一時金を選択したときは遺族厚生年金も受給することができる。
- C 誤り。子に遺族基礎年金が支給される場合は, 死亡一時金は支給されない(法37条, 52条の2第2項1号, 厚年法58条1項, 59条1項)。死亡一時金は, 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により遺族基礎年金を受け取ることができる者がいるときは, 支給されない。
- D 正しい(法52条の2第1項, 52条の3第1項・3項, 厚年法59条1項)。生計を同じくし生計を維持していた遺族が, 50歳の弟と60歳の兄だけだとすると, 遺族厚生年金を受給できる遺族の範囲には, 兄弟は入っていないため, 死亡一時金の受給権だけが発生する。
- E 正しい(法20条, 37条, 52条の3, 厚年法59条1項)。妻には死亡一時金と遺族厚生年金が支給される。死亡した被保険者と養子縁組関係にない子(妻の連れ子)については, 遺族基礎年金の受給権は発生しない。

659頁

661頁

①寡婦年金を選択したときは, 遺族厚生年金と寡婦年金は併給の調整により, どちらか一方が支給される。

661頁

②子は, 遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給することができる。

660頁

660~661頁

③事実上婚姻関係にある妻は, 死亡した夫との婚姻関係が10年以上継続していれば, 寡婦年金が支給される。

正解 C

# 択一式 遺族基礎年金

21 H24-2  
改 A・C

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■遺族基礎年金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者の死亡について遺族厚生年金を受けるときは、その間、その額の5分の2に相当する額が支給される。
- B 夫の死亡の当時その者によって生計を維持していた子のない30歳未満の妻に支給される遺族基礎年金は、当該受給権を取得した日から5年間に限り、その妻に支給される。
- C 配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は、加算対象となっている子のすべてが直系血族又は直系姻族以外の者の養子となった場合には消滅するが、当該子のすべてが直系血族又は直系姻族の養子となった場合には消滅しない。
- D 遺族基礎年金は、被保険者、被保険者であった60歳以上65歳未満の者、老齢基礎年金の受給権者、又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者、のいずれかに該当する者が死亡した場合に、一定の要件に該当する遺族に支給する。
- E 子のある妻が遺族基礎年金の受給権を有する場合、子に対する遺族基礎年金の支給は停止されるが、その妻が他の年金たる給付の支給を受けることにより当該遺族基礎年金の全額につき支給を停止されているときでも、子に対する遺族基礎年金の支給は停止される。

## 解説

- A 誤り。遺族基礎年金と遺族厚生年金は、**同一の支給事由**<sup>①</sup>に基づいて支給されるものであり、その全額が併給される（法20条1項、法附則9条の2の4）。
- B 誤り。遺族基礎年金は、子のない妻には支給されない。**子と生計を同じくする配偶者又は子**に支給される（法37条の2第1項1号）。
- C 誤り。配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は、**すべての子が配偶者以外の者の養子となった場合**、「**子のない配偶者**」となるため、消滅する（法40条2項、39条3項3号）。**否**直系血族又は直系姻族、又はそれ以外の者にかかわりなくすべての子が配偶者以外の者の養子となったときは消滅する。
- D 誤り。被保険者であった者であって60歳以上65歳未満の者は、**日本国内に住所を有している**ことが必要となる（法37条2号）。
- E 正しい（法41条2項）。設問の妻が他の年金給付を受けられる場合であっても、**子に対する遺族基礎年金の支給停止**は解除されない（**支給停止される**）<sup>②</sup>。
- 答**子に対する遺族基礎年金の支給停止が解除される場合は、次の2つだけである。

- ① 法20条の2の規定による配偶者からの申出により支給停止されている場合
- ② 配偶者の所在が1年以上明らかでないことにより支給停止されている場合

☞ 614頁

①年金額は、5分の2にされることはない。

☞ 650頁

☞ 652～653頁

☞ 649頁

遺族基礎年金は、④被保険者、③被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であるもの、①老齢基礎年金の受給権者、②老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者のいずれかに該当する者が死亡したときに支給する。

☞ 654頁(E肢)

②子に対する遺族基礎年金は、④配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき、③生計を同じくする父若しくは母があるときに支給停止される。

正解 E

# 択一式 第1号被保険者の独自給付

# 22

## H28-2

難易度 ★

重要度 B

Date	
------	--

Date	
------	--

Date	
------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 死亡一時金は、遺族基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、その遺族に支給されない。なお、本問において死亡した者は、遺族基礎年金以外の年金の支給を受けたことはないものとする。
- B 納付された保険料に係る直近の月が平成18年度以降の年度に属する月である場合の脱退一時金は、対象月数に応じて金額が定められており、その金額は、国民年金法附則第9条の3の2の規定により、毎年度、前年度の額に当該年度に属する月分の保険料の額の前年度に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として、政令で定めるものとされている。
- C 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号その他厚生労働省令で定める事項を記録することとされているが、当分の間、第2号被保険者について記録する対象となる被保険者は、厚生年金保険法に規定する第1号厚生年金被保険者に限られている。
- D 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、国民年金法第27条の老齢基礎年金の額の規定の例によって計算した額とされている。
- E 毎支払期月ごとの年金額の支払において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとされているが、毎年4月から翌年3月までの間において切り捨てた金額の合計額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については次年度の4月の支払期月の年金額に加算して支払うものとされている。

## 解説

- A 誤り。死亡一時金は、遺族基礎年金を受けたことがある者でも、支給される（法52条の2第1項）。
- B 誤り。基準月が平成18年度以後の年度に属する月である脱退一時金は、毎年度、平成17年度の額に当該年度に属する月分の保険料の額の平成17年度に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として、政令で定める（法附則9条の3の2第3項・8項、改定政令3条）。
- C 正しい（法14条、法附則7条の5）。厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失等を記録するが、第2号被保険者のうち、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者、第4号厚生年金被保険者である者は除かれている。
- D 誤り。寡婦年金の額は、老齢基礎年金の額の規定の例によって計算した額の4分の3に相当する額である（法50条）。
- E 誤り。年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払うが、この支払期の規定による支払額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。この場合に、毎年3月から翌年2月までの間において、その切り捨てた金額の合計額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該2月の支払期月の年金額に加算するものとする（法18条の2第1項・2項）。

659頁

①死亡一時金は、老齢基礎年金又は障害基礎年金を受けたことがある者には、支給されない。

662頁（B肢）

609頁

658頁

611頁

正解 C

# 択一式 第1号被保険者の独自給付等

## 23 H27-2

難易度 ★ 重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■国民年金の給付に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは後記AからEまでのうちどれか。

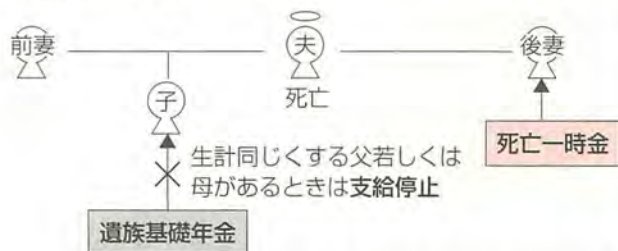
- ア 死亡一時金の支給要件を満たして死亡した者とその前妻との間の子が遺族基礎年金の受給権を取得したが、当該子は前妻（子の母）と生計を同じくするため、その支給が停止されたとき、死亡した者と生計を同じくしていた子のない後妻は死亡一時金を受けることができる。
- イ 20歳前傷病による障害基礎年金は、前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで、その全部又は2分の1に相当する部分の支給が停止されるが、受給権者に扶養親族がいる場合、この所得は受給権者及び当該扶養親族の所得を合算して算出する。
- ウ 付加保険料に係る保険料納付済期間を300か月有する者が、65歳で老齢基礎年金の受給権を取得したときには、年額60,000円の付加年金が支給される。
- エ 65歳以上の特例による任意加入被保険者が死亡した場合であっても、死亡一時金の支給要件を満たしていれば、一定の遺族に死亡一時金が支給される。
- オ 60歳未満の妻が受給権を有する寡婦年金は、妻が60歳に達した日の属する月の翌月から支給されるが、そのときに妻が障害基礎年金の受給権を有している場合には、寡婦年金の受給権は消滅する。

- A (アとウ)                      B (アとエ)                      C (イとエ)  
D (イとオ)                      E (ウとオ)

## 解説

ア 正しい（法52条の2第3項、52条の3第1項）。夫が死亡し、離婚した妻との間に子がいるときは、子に遺族基礎年金の受給権が発生する。ただし、**子と生計を同じくする母**（前妻）がいるときは、**遺族基礎年金は支給停止**される。遺族基礎年金が支給停止されていることから死亡一時金が支給されることになるが、この場合は、死亡した者の配偶者（後妻）に、死亡一時金が支給される。

### ■遺族基礎年金と死亡一時金



イ 誤り。20歳前傷病による障害基礎年金は、**受給権者の前年の所得**が、政令で定める額を超えるときは、<sup>①</sup>全部又は一部が支給停止となる（法36条の3第1項）。

ウ 正しい（法44条）。付加年金は、付加保険料納付済期間を有する者が**老齢基礎年金の受給権を取得**したときに支給される。その額は、200円×付加保険料納付済期間の月数である。200円×300月＝60,000円である。

エ 正しい（法52条の2第1項、平6法附則11条10項、平16法附則23条10項）。特例の任意加入被保険者が死亡したときは、**死亡一時金**が支給される。

オ 誤り。<sup>②</sup>設問の妻が、障害基礎年金の受給権を有していても、寡婦年金の受給権は消滅しない（法49条、51条）。したがって、Dの組合せ（イとオ）が正解。

正解 D

658.659～660頁

647頁

①被扶養親族の所得は問わない。

655頁

658頁

②第1号被保険者に係る死亡一時金については、特例の任意加入被保険者は第1号被保険者と取り扱われる。

657頁(オ)

# 択一式 第1号被保険者の独自給付等(死亡一時金等)

24 H24-3

難易度 ★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 死亡一時金の額は、毎年度、所定の金額に当該年度に属する月分の保険料の額の平成17年度に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として政令で定めた額である。
- B 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料全額免除期間等とを合算して36月以上ある者が死亡したとき、その遺族に支給する。
- C 65歳未満の任意加入被保険者は、保険料納付済期間や、いわゆる保険料の多段階免除期間（その段階に応じて規定されている月数）を合算し、満額の老齢基礎年金が受けられる480月に達したときは、本人から資格喪失の申出がなくても、被保険者の資格を喪失する。
- D 老齢基礎年金又は障害基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持している18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいるときには、老齢基礎年金又は障害基礎年金の額にその子の数に応じた額が加算される。
- E 法第90条第1項に定めるいわゆる保険料の申請免除については、同一世帯における世帯主又は配偶者のいずれかが免除事由に該当しないときであっても、免除の対象となる。



## 解説

A 誤り。死亡一時金の額は、比率を乗じるのではない。

保険料を納付した月数に応じた一定額（12万円から32万円）を支給する（法52条の4第1項）。

### ■死亡一時金の額

合算した月数	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

B 誤り。保険料全額免除期間は、含まない（法52条の2第1項）。

C 正しい（法附則5条6項4号）。記述のとおり。

D 誤り。老齢基礎年金に子の加算はない（法27条）。

E 誤り。設問の場合は、免除の対象とはならない（法90条1項）。

※申請免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除についても同様）の規定は、本人のほか、世帯主又は配偶者のいずれかが免除事由に該当しないときは、適用しない。

660頁

658, 660頁(B肢)

死亡一時金は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者（任意加入被保険者、特例任意加入被保険者を含む）としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数に応じて12万円から32万円の範囲内で支給する。

602頁(C肢)

65歳未満の任意加入被保険者の資格は、①資格喪失の申出が厚生労働大臣に受理された日、②死亡した日の翌日、③65歳に達した日、④法27条（老齢基礎年金額）各号に掲げる月数を合算した月数が480に達したとき、⑤強制加入被保険者に該当した日、⑥任意加入被保険者の要件に該当しなくなった日の翌日、等により喪失する。

624, 643頁(D肢)

676~677頁(E肢)

正解 C

# 択一式 第1号被保険者の独自給付等(寡婦年金)

## 25 H24-4

難易度 ★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■寡婦年金に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 寡婦年金の受給権者である寡婦が65歳に達したときに老齢基礎年金の受給資格を満たしていなかった場合でも、寡婦年金の受給権は消滅する。
- イ 付加保険料の納付者が死亡した場合における妻に対する寡婦年金の額は、夫が受け取るはずであった老齢基礎年金の付加年金部分の2分の1相当額が加算される。
- ウ 寡婦年金の額の算定には、死亡した夫が第2号被保険者としての被保険者期間を有していたとしても、当該期間は反映されない。
- エ 寡婦年金の受給権は、受給権者が直系血族又は直系姻族の養子となったとしても、それを理由に、消滅することはない。
- オ 夫の死亡により、寡婦年金と死亡一時金の受給要件を同時に満たした妻に対しては、寡婦年金が支給される。ただし、夫の死亡日の属する月に寡婦年金の受給権が消滅したときは、この限りでない。

- A (アとイ)                      B (イとオ)                      C (ウとエ)  
D (アとエ)                      E (ウとオ)

## 解説

- ア 正しい(法51条)。寡婦年金は、**65歳までの有期年金**であるので、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合であっても受給権は消滅する。
- イ 誤り。死亡した者が**付加保険料**を納付していても、設問のような加算はない(法50条)。
- ウ 正しい(法50条)。第2号被保険者であった期間は含まれない。寡婦年金は、**第1号被保険者又は任意加入被保険者である夫が死亡した場合に支給される第1号被保険者の独自給付**である。
- エ 正しい(法51条, 40条1項3号)。寡婦年金の受給権は、受給権者が**直系血族又は直系姻族以外の養子**となったときは失権する。
- オ 誤り。寡婦年金が優先して支給されるのではなく、その者の**選択**により、どちらか一方を支給し、他は支給されない(法52条の6)。
- したがって、Bの組合せ(イとオ)が正解となる。

📖 658頁

📖 658頁

①付加保険料を3年以上納付していた場合は、死亡一時金に8,500円が加算される。

📖 658頁(ウ)

②特例による任意加入被保険者は含まれない。

📖 658頁

📖 661頁

正解 B

# 択一式 第1号被保険者の独自給付等(脱退一時金)

## 26 H24-6

難易度 ★

重要度 C

Date	Date	Date
------	------	------

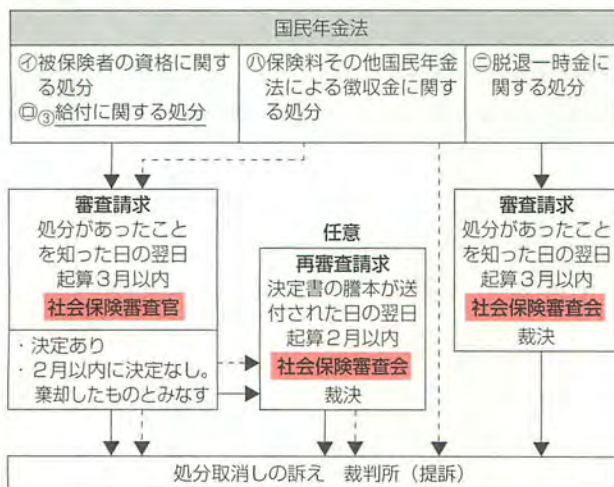
■脱退一時金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 日本国籍を有しない者を対象とする当分の間の経過措置であり、国民年金法附則に規定されている。
- B 支給額は、第1号被保険者としての保険料納付済期間等に応じて、6段階に区分されている。
- C 支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった第1号被保険者であった期間は、被保険者でなかったものとみなされる。
- D 脱退一時金は国民年金法第15条に定める給付ではないので、その処分に不服があっても、社会保険審査会に対して審査請求することはできない。
- E 障害基礎年金の受給権を有したことがあるときは支給されない。

## 解説

- A 正しい（法附則9条の3の2第1項）。脱退一時金は、<sup>①</sup>日本国籍を有しない短期滞在外国人を対象とする当分の間の経過措置である。法附則に規定されている。
- B 正しい（法附則9条の3の2第3項）。脱退一時金の額は、平成28年度は、48,780円から262,680円の6段階に区分されている。
- C 正しい（法附則9条の3の2第4項）。記述のとおり。
- D 誤り。脱退一時金に関する処分<sup>②</sup>に不服がある者は、**社会保険審査会**に対して審査請求を行うことができる（法附則9条の3の2第5項）。

### ■不服申立て 参



- E 正しい（法附則9条の3の2第1項2号）。記述のとおり。

661頁

①脱退一時金は、日本国籍を有しない短期滞在の外国人が老齢給付等に結びつかないため、支払った保険料を返す制度である。

662～663頁（B肢）

663頁

663頁

②当診審査請求は、原則として、原処分があったことを知った日の翌日から起算して、3月を経過したときは、することができない（社審法4条1項）。

③共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。

662頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

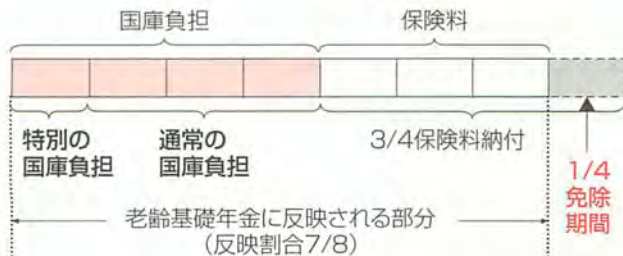
■国庫負担に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 A から E までのうちどれか。

- ア 保険料 4 分の 1 免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用については、480 から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度として、その 7 分の 4 を国庫が負担することとなる。
- イ 国民年金法第 30 条の 4 に規定する 20 歳前傷病による障害基礎年金の給付に要する費用については、その 7 割を国庫が負担することとなる。
- ウ 付加保険料の保険料納付済期間が 3 年以上ある者が死亡した場合に支給される死亡一時金の加算額の給付に要する費用については、その 4 分の 1 を国庫が負担する。
- エ 付加年金の給付に要する費用については、その 3 分の 1 を国庫が負担する。
- オ 国民年金事業の事務の執行に要する費用については、毎年度、予算の範囲内で国庫が負担する。
- A (アとイ)                      B (アとウ)                      C (イとエ)
- D (ウとオ)                      E (エとオ)

## 解説

ア 正しい（法85条1項2号，平16法附則13条）。次の図のように，保険料の4分の1免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用のうち，国庫が負担する部分は $\frac{4}{7}$ となる。

### ■保険料4分の1免除期間の場合の費用負担



イ 誤り。20歳前傷病による障害基礎年金の給付に要する費用については，7割ではなく6割（特別の国庫負担 $(20/100)$ ＋通常の国庫負担（残りの部分の $1/2 = 40/100$ ）＝ $60/100$ ）を国庫が負担する（法85条1項3号）。

ウ 正しい（昭60法附則34条1項1号）。国は当分の間，死亡一時金の加算額の給付に要する費用の総額の $\frac{4}{1}$ に相当する額を負担する。

エ 誤り。国は当分の間，付加年金の給付に要する費用の $\frac{4}{1}$ に相当する額を負担する（昭60法附則34条1項1号）。

オ 正しい（法85条2項）。国民年金事業の事務の執行に要する費用については，予算の範囲内で，国が負担することとされている。

したがって，Cの組合せ（イとエ）が正解となる。

5 670頁

①特別の国庫負担 $(1/7)$ ＋通常の国庫負担（残りの部分の $1/2 = 3/7$ ）＝ $4/7$ 。

5 670頁

5 669頁

②付加保険料の納付済期間が3年以上である者の遺族に支給される死亡一時金には，8,500円が加算される。

5 669頁(工)

5 671頁

正解 C

# 択一式 保険料

## 28 H28-1

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険料の納付と免除に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは後記AからEまでのうちどれか。

- ア 国民年金法第90条第1項に規定する申請による保険料の全額免除の規定について、学生である期間及び学生であった期間は、その適用を受けることができない。
- イ 第1号被保険者が平成25年3月分の保険料の全額免除を受け、これを平成28年4月に追納するときには、追納すべき額に国民年金法第94条第3項の規定による加算は行われない。
- ウ 国民年金法では、滞納処分によって受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、1か月の保険料の額に満たない端数を除き、さきに経過した月の保険料から順次これに充当するものと規定されている。
- エ 前年の所得（1月から3月までの月分の保険料については、前々年の所得。以下本問において同じ。）がその者の扶養親族等の有無及び数に応じ一定額以下の学生である第1号被保険者については、その者の世帯主又は配偶者の前年の所得にかかわらず、国民年金法第90条の3の規定による学生納付特例の適用を受けることができる。
- オ 国民年金法第5条第3項に規定される保険料全額免除期間には、学生納付特例の規定により保険料を納付することを要しないとされた期間（追納された保険料に係る期間を除く。）は含まれない。
- A (アとウ)                      B (アとエ)                      C (イとエ)  
D (イとオ)                      E (ウとオ)

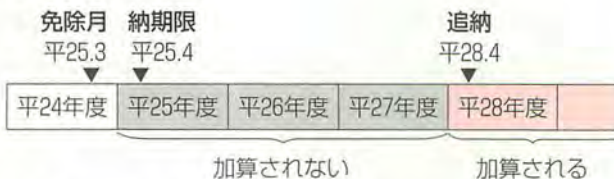


## 解説

ア 正しい（法90条1項）。申請による保険料全額免除の規定は、**学生等である期間若しくは学生等であった期間**は適用<sup>①</sup>を受けることはできない。

イ 誤り。設問の場合は、追納する額に加算が行われる（法94条3項，令10条1項ただし書）。追納する月が免除月の属する**年度の翌々年度**（免除月が3月であるときは翌々年度の4月）**以内**であるときは，追納する額に加算は行われない。

### ■イのケースの図解



年度単位で考える。3月分の保険料の納期限は翌年度の4月であり，納期限ベースでみた場合，平成28年4月は翌々年度に該当する。

ウ 正しい（法96条6項）。滞納処分によって受け入れた金額を保険料に充当するときは，**先に経過した月の保険料から順次これに充当**し，1か月の保険料に満たない端数は，納付義務者に交付する。

エ 正しい（法90条の3第1項）。**学生納付特例制度**は，**学生本人の所得のみ**（親元や世帯主等の所得にかかわらず）<sup>②</sup>で判断される。

オ 誤り。学生納付特例の規定により保険料を納付することを要しないとされた期間は，法第5条3項に規定する**保険料全額免除期間に含まれる**（法5条3項）。したがって，Dの組合せ（イとオ）が正解となる。

正解 D

📖 678頁

①学生納付特例制度導入後，学生特例期間については，保険料の追納が行われないと老齢基礎年金の額の計算に反映されない等，一般被保険者との取扱いが異なるため，法90条の申請免除を適用しないこととした。

📖 680頁(イ)

免除月が平成25年3月であって平成27年4月に追納するときは，加算は行われない。

📖 683頁

📖 677頁

②学生納付特例の所得要件は，学生が単身者であるときは118万円以下，扶養親族等の有無及び数に応じて，扶養親族1人当たり，原則として，38万円を加算する。

📖 594頁(オ)

# 択一式 保険料（追納，前納等）

## 29 H26-3

難易度 ★★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■国民年金法に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 第1号被保険者である夫の妻は、夫の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- イ 保険料の前納は、厚生労働大臣が定める期間につき、6か月又は年を単位として行うものとされているが、厚生労働大臣が定める期間のすべての保険料（既に前納されたものを除く。）をまとめて前納する場合においては、6か月又は年を単位として行うことを要しない。
- ウ 付加保険料については、任意に申出を行い納付するものであるため、納期限までにその保険料を納付しなかった場合は、その納期限の日に付加保険料の納付を辞退したものとみなされる。
- エ 第1号被保険者が法定免除の事由に該当するに至ったときは、14日以内に日本年金機構に、国民年金手帳を添えて、所定の事項を記載した届書を提出をしなければならない。ただし、法定免除の事由に該当することが確認されたときは、この限りではない。
- オ 納付することを要しないものとされた保険料の一部について追納する場合は、原則として、全額免除期間又は一部免除期間、次いで学生等の納付特例期間又は若年者の納付猶予期間の順に、それぞれ先に経過した月の分から順次行うこととされている。
- A (アとイ)                      B (アとウ)                      C (イとエ)  
D (ウとオ)                      E (エとオ)

## 解説

- ア 正しい(法88条3項)。配偶者の一方は、**連帯して**、被保険者の保険料を納付しなければならない。**参**被保険者が保険料を納付できない場合は、世帯主は連帯して、被保険者の保険料を納付しなければならない。
- イ 正しい(法93条1項、令7条)。保険料の前納は、原則として、**6か月又は年を単位**として行うが、その他**厚生労働大臣が定める期間のすべての期間**についても前納することができることとされている。
- ウ 誤り。付加保険料を納期限までに納付しない場合でも、納期限の日に納付を辞退したものはされない。付加保険料は、平成26年から**2年間遡**って納付することができることとなった(法87条の2第4項)。
- エ 正しい(法89条、則75条)。**参**法定免除事由に該当しなくなったときは、14日以内に同様に機構に届書を提出する。
- オ 誤り。追納は、原則として、**学生納付特例期間を優先**して行う(法94条2項)。**参**学生納付特例期間より前に他の保険料を免除された期間があるときは、**先に経過した月の保険料の分から追納**することとされている。したがって、Dの組合せ(ウとオ)が正解となる。


 672頁


 681頁

①1年前納に加え、平成26年から、口座振替の方法で**2年前納**もできるようになった。

 682頁

②2年間は、保険料徴収期限である。平成28年4月1日から起算して3年を経過するまでの間、被保険者又は被保険者であった者は、厚生労働大臣の承認を受けて、この改正前の規定を適用しなかったとしたならば付加保険料を納付するものとなっていた期間(承認の日の属する月前10年以内の期間に限る)について、特定付加保険料(各月の付加保険料に相当する額の保険料をいう)の納付を可能とする措置を講じる。

 675頁(工)

 679頁(オ)

正解 D

# 択一式 保険料（追納，前納等）

**30** H21-2  
改 A・C

難易度 ★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金保険料の前納又は追納に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 保険料の前納は、厚生労働大臣が定める期間につき、6月又は年を単位として行うものであるが、厚生労働大臣が定める期間のすべての保険料（既に前納されたものを除く。）をまとめて前納する場合においては、6月又は年を単位として行うことを要しない。
- B 保険料の前納の際に控除される額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、当該期間の各月の保険料の額を年4分の利率による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月（口座振替による納付は当該各月の翌月）までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額の10円未満を端数処理した額を控除した額とする。
- C 繰上げ支給の老齢基礎年金を受給している者であっても、65歳に達する日の前日までの間であれば、保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき、厚生労働大臣の承認を受けて、当該承認の日の属する月前10年以内の期間に係るものについて、その全部又は一部につき追納することができる。
- D 保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において被保険者がその資格を喪失した場合又は第1号被保険者が第2号被保険者若しくは第3号被保険者となった場合においては、その者（死亡喪失の場合においては、その者の相続人）の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。
- E いわゆる学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算においては、保険料が追納されない限りは、その算定の基礎とされない。

## 解説

- A 正しい（法93条1項，令7条）。被保険者は、**将来の一定期間**の保険料を前納することができる。
- B 正しい（法93条1項・2項，令8条1項）。前納する保険料の額は、当該期間の各月の保険料の額から**複利現価法**によって計算して割り引いた額となる。<sup>①</sup>
- C 誤り。**老齢基礎年金の受給権者**（繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者を含む）は、年齢にかかわらず、保険料を**追納することができない**（法94条1項）。
- D 正しい（法93条4項・1項，令9条1項）。保険料を前納している第1号被保険者が、第2号被保険者若しくは第3号被保険者になったときは、その者の請求により、**未経過期間の保険料を還付**することになっている。
- E 正しい（法90条の3，26条，27条）。学生納付特例期間は、老齢基礎年金の**受給資格期間をみるときは算入**されるが、その後追納されない場合は、老齢基礎年金の**年金額の算定の基礎としない**。

① 保険料の一部を追納するときは①学生納付特例の規定（納付猶予も含む）により免除された保険料から行い、次いで②法定免除，申請免除，3/4免除，半額免除，1/4免除の規定により免除された保険料のうち先に経過した月の分から順次行う。

② ただし，学生納付特例によって保険料納付を要しない期間よりも前に納付義務が生じた（先に追納の時効の到来する）保険料についての免除期間を有する者については，**先に経過した月の分**から追納することができる。

➡ 681頁

➡ 681頁

①年4分の利率による複利現価法により計算した額

➡ 679頁

➡ 682頁

➡ 678頁

# 択一式 保険料（追納等）

31 H24-5

難易度 ★ 重要度 日

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 保険料その他国民年金法の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。
- B 初診日から起算して、1年6か月を経過した日又はその期間後に傷病が治った場合は、その治った日を障害認定日とする。
- C 厚生労働大臣は、法第18条第3項に規定する年金の支払期月の前月において、住民基本台帳法の規定による当該支払期月に支給する老齢基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。
- D 保険料の免除を受けている第1号被保険者が障害基礎年金の受給権を有する場合でも、厚生労働大臣の承認を受け、免除を受けた期間の保険料（承認の日の属する月前10年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部を追納することができる。
- E 第2号被保険者の被扶養配偶者と認められる場合であっても、20歳以上の大学生は、第3号被保険者ではなく第1号被保険者としての適用を受け、学生の保険料納付特例の対象になる。

## 解説

A 誤り。厚生労働大臣は、保険料等を滞納する者があるときは、期限を指定して督促することができる（法96条1項）。

683頁

**ホ**国年法では、厚生労働大臣は、督促しなければならないのではなく、督促することができる<sup>と</sup>されている。厚生年金保険法では、督促しなければならないとされている。

B 誤り。障害認定日は、初診日から起算して**1年6月**を経過した日又はその期間内に傷病が治ったときはその**治った日**である（法30条1項）。

637頁

**ホ**障害認定日は、傷病が治っていなくても初診日から起算して1年6月を経過した日である。

C 誤り。老齢基礎年金の受給権者に係る住民基本台帳での本人確認は、**毎月行う**（則18条1項）。

665頁

D 正しい（法94条1項）。保険料の免除を受けている障害基礎年金の受給権者でも、保険料の追納をすることはできる。**追納できないのは、老齢基礎年金の受給権者**である。

679頁

E 誤り。設問の場合は第3号被保険者になるため、学生納付特例の対象にはならない（法7条1項3号、90条の3第1項）。

598、677頁

**ホ**第2号被保険者の被扶養配偶者は、20歳以上であり、その他の要件を満たしている限り第3号被保険者となる。学生納付特例の適用を受けるのは**第1号被保険者**である。

正解 D

# 択一式 保険料

## 32 H24-7

難易度 ★ 重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■国民年金保険料の納付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。ただし、国税徴収の例により、翌月末日が、日曜日や国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は土曜日等の国税通則法施行令に定める日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなす。
- B 第2号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳前の期間及び60歳以降の期間は、当分の間、障害基礎年金の受給資格期間及び年金額の計算の適用については、保険料納付済期間とはしない。
- C 保険料納付済期間には、督促及び滞納処分により保険料が納付された期間を含む。
- D 保険料全額免除を受けた期間のうち保険料を追納した期間は、保険料納付済期間とされる。
- E 保険料納付済期間には、保険料の一部免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付又は徴収されたものは含まない。



## 解説

A 正しい（法91条，国税通則法10条2項，昭47.9.25庁文発2256）。記述のとおり。

➡ 672頁

B 誤り。障害基礎年金については，老齢基礎年金のような受給資格期間の考え方はない。障害基礎年金の保険料納付要件をみる場合は，第2号被保険者としての被保険者期間のうち**20歳前60歳以上**の期間は，保険料納付済期間として取り扱う（法5条1項）。

➡ 638頁

**注**障害基礎年金の年金額は，次の表のように定額となっている（法33条）。

障害等級	年金額
1級	$\{780,900円 \times \text{改定率}\} \times 1.25$
2級	$780,900円 \times \text{改定率}$

**参**老齢基礎年金の受給資格期間及び年金額の計算を適用する場合，第2号被保険者としての被保険者期間のうち**20歳前60歳以上**の期間は，合算対象期間となる。

C 正しい（法5条1項）。記述のとおり。

➡ 593頁

D 正しい（法5条1項）。保険料を追納した期間は，保険料納付済期間に含まれる。

➡ 593頁

E 正しい（法5条1項）。記述のとおり。

➡ 593頁

正解 B

# 択一式 保険料

# 33

## H24-10 改C

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■保険料に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 国民年金においては、海外に居住中の任意加入被保険者が1年間の保険料を前納した後、当該年度の途中で日本に帰国したことにより、任意加入被保険者資格を喪失し、引き続き国民年金に加入し第1号被保険者になった場合、当該被保険者の希望により未経過期間に係る保険料の還付請求を行わず、当該期間に係る保険料は第1号被保険者として前納された保険料として扱うことができる。
- B 国民年金保険料を1年間分前納する場合、最も割引率が高くなるのは、口座振替による支払ではなく、現金で支払った場合である。
- C 国民年金の保険料免除の申請について、免除事由に該当する者が平成26年7月に厚生労働大臣に免除の申請をした場合、厚生労働大臣が指定する免除期間は、平成24年5月から平成27年6月までの期間のうち必要と認める期間である。
- D 会社を退職（失業）した者が、失業等を理由とする免除の申請を行う場合、申請のあった日の属する年度又はその前年度に当該失業等の事実がなければならない。当該事実を明らかにする書類として、雇用保険の被保険者であった者については、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票の写し等の書類を添付しなければならない。
- E 学生の保険料納付特例の申請を行い承認された者が、承認期間中に学校を退学した場合は、学生納付特例不該当届を提出しなければならない。

## 解説

A 正しい(法93条, 令9条, 平22.11.29年発1129第1)。帰国したことにより, 任意加入被保険者資格を喪失し, 引き続き第1号被保険者となった場合は, 未経過期間に係る保険料の還付請求を行わずに, 第1号被保険者として保険料を前納したこととして扱うことができる。

B 誤り。国民年金の保険料を前納する場合に, 割引率が最も高くなるのは<sup>①</sup>口座振替により支払った場合である(法93条, 令8条, 平24.1.29厚労告42)。

### ■平成28年度における保険料

納付方法		納付額	割引額
毎月納付	現金納付	195,120円	割引なし
1年前納	現金納付	191,660円	3,460円
	口座振替	191,030円	4,090円
2年前納	口座振替のみ	377,310円	15,690円

C 正しい(平26.3.31厚労告191)。なお, 通常は, 免除申請をした月の2年1月前の月から免除の対象となる。ただし設問の場合は, 平成24年5月分の保険料の納期限が, その翌月末日の6月30日が土曜日であることから翌営業日の7月2日となるため, 平成26年7月2日までに免除申請をすれば, 徴収権が時効消滅していない平成24年5月分から免除の対象となる。

D 正しい(平15.3.31庁保発16)。記述のとおり。

E 正しい(則77条の9第1項)。学生の保険料納付特例に該当しなくなったときは, 学生納付特例不該当届を提出<sup>②</sup>しなければならない。

📖 681頁関連

📖 681頁

①現金で毎月納付  
16,260円×12月  
=195,120円  
口座振替で1年前納  
195,120円-4,090円  
=191,030円

平成28年度1年間前納すると, 現金で支払った場合は3,460円割引の191,660円となり, 口座振替をすると, 630円高い4,090円割引の191,030円となる。

📖 676頁(C肢)

📖 676,677頁

📖 677頁

②該当しなくなった原因が卒業であるときは, 当該不該当届の提出は不要。

# 択一式 保険料等

**34** H21-7  
改 A・B

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■第1号被保険者の国民年金保険料に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 厚生労働大臣は、被保険者から、口座振替納付を希望する旨の申出があった場合には、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。
- B いわゆる法定免除の事由に該当するに至ったときは、厚生労働大臣がその事由に該当するに至ったことを確認したときを除き、所定の事項を記載した届書に国民年金手帳を添えて、14日以内に、日本年金機構に提出しなければならない。
- C 保険料の4分の3免除が受けられる所得基準は、扶養親族等がない者の場合、前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得）が、118万円以下であるときである。
- D いわゆる保険料免除を申請する日の属する年度又はその前年度において、失業により保険料を納付することが困難と認められるときは、保険料の納付が免除される場合がある。
- E 刑務所で服役していることを事由として、保険料が法定免除の対象になることはない。

## 解説

- A 正しい（法92条の2）。記述のとおり。
- B 正しい（則75条）。なお、法定免除の事由のいずれにも該当しなくなったときにも、原則として、14日以内に、所定の事項を記載した届書等の提出が必要である（則76条）。
- C 誤り。扶養親族等がない場合で、保険料の4分の3免除が受けられる者の所得基準は、**78万円以下**である（法90条の2第1項1号、令6条の8の2）。

保険料免除の所得基準

### ■保険料免除の所得基準

申請免除 納付猶予	扶養親族等の数に1を加えた数を35万円に乗じて得た額に22万円を加算した額〔(扶養親族等の数+1)× <b>35万円+22万円</b> 〕以下
4分の3免除	<b>78万円</b> （扶養親族等があるときは、扶養親族等1人につき原則として38万円を加算した額）以下
半額免除 学生納付特例	<b>118万円</b> （扶養親族等があるときは、扶養親族等1人につき原則として38万円を加算した額）以下
4分の1免除	<b>158万円</b> （扶養親族等があるときは、扶養親族等1人につき原則として38万円を加算した額）以下

- D 正しい（法90条1項5号、則77条の7第2号）。**失業**により保険料を納付することが困難と認められるときは、“厚生労働省令で定める事由”に該当するので、保険料の納付が免除される場合がある。
- E 正しい（法89条1項）。このような規定はない。刑務所で服役していても、法定免除は適用されない。

➡ 663頁

指定代理者による保険料の納付（クレジットカードによる納付）も認められている。

➡ 675頁(B肢)

➡ 676頁

誰が免除事由に該当したときに免除されるか

①学生納付特例…本人（のみ）

②納付猶予…本人（+配偶者）

③その他の申請による免除制度…本人（+世帯主又は配偶者）

➡ 677頁

保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるときには、申請により国民年金の保険料が免除される。

➡ 674頁(E肢)

正解 C

国  
年

# 択一式 国民年金基金

## 35 H27-4

難易度 ★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 国民年金基金の加入員が、保険料免除の規定により国民年金保険料の全部又は一部の額について保険料を納付することを要しないものとされたときは、その月の初日に加入員の資格を喪失する。
- B 付加保険料を納付する第1号被保険者が国民年金基金の加入員となったときは、加入員となった日に付加保険料の納付の辞退申出をしたものとみなされる。
- C 国民年金基金が支給する一時金は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であった者が死亡した場合において、その遺族が国民年金法第52条の2第1項の規定による死亡一時金を受けたときには、その遺族に支給されるものでなければならない。
- D 国民年金基金は、基金の事業の継続が不能となって解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- E 国民年金基金が支給する一時金については、給付として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課することができる。

## 解説

- A 正しい(法127条3項3号)。記述のとおり。H25-3の解説④(579頁)参照。④資格取得の時期は、第1号被保険者が、その者が住所を有する地区に係る地域型基金又は従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に申し出たときである。
- B 正しい(法87条の2第4項)。付加年金と国民年金基金は、いずれも**老齢基礎年金の上乗せ給付**であり、同じような趣旨(基金は、付加年金の代行をするものとされている)である。基金の加入員となったときは付加保険料の納付を辞退したものとみなす。
- C 正しい(法129条3項)。記述のとおり。
- D 正しい(法135条1項2号・2項)。基金は、代議員の定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決により解散するが、**厚生労働大臣の認可**も必要となる。
- E 誤り。国民年金基金は、国民年金の付加年金を代行する公的年金であり、また、自営業者等の上乗せ年金として、その**老後の所得保障**を目的とした制度であることから、税制上の優遇措置も講じられている。基金が支給する死亡一時金は、**公課を課することができない**(法25条、133条)。

➡ 693頁

➡ 682頁

➡ 694頁

➡ 695頁

加入員保護のため、一定の法的事由に該当しなければ基金は解散できず、解散命令の場合を除き、**厚生労働大臣の認可**も必要となる。

➡ 617, 694頁(E肢)

正解 E

# 択一式 国民年金基金

# 36

## H24-9

難易度 ★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■国民年金基金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 職能型国民年金基金の加入員である開業社会保険労務士が、社会保険労務士法人を設立し代表社員になった場合は、当該国民年金基金の加入員資格を喪失する。
- B 夫が開業社会保険労務士で個人事務所を営んでおり、当該事務所における業務に従事する妻が第1号被保険者であっても、その妻が社会保険労務士でなければ、社会保険労務士の職能型国民年金基金の加入員にはなれない。
- C 第1号被保険者が従事する職業において職能型国民年金基金が設立されている場合、当該被保険者は職能型国民年金基金に加入することとなり、地域型国民年金基金には加入できない。
- D 毎月の掛金の上限額である68,000円を超えていなければ、職能型国民年金基金と地域型国民年金基金の両方に同時に加入することができる。
- E 国民年金基金の加入員の申出をした同月に、法第90条第1項等の規定による国民年金の保険料免除の適用を受けることになった場合、その翌月に加入員資格を喪失する。



## 解説

A 正しい(法127条3項1号)。開業社会保険労務士が、社会保険労務士法人の社員となったときは、第1号被保険者から**第2号被保険者**へ種別の変更が行われたことになる。そのため、国民年金基金の加入員資格を喪失することになる。

📖 692頁

❶国民年金基金へは、第1号被保険者のみ加入することができる。❷基金の加入員が第2号被保険者となったときは、その日に基金の加入員資格を喪失する。

B 誤り。社会保険労務士でない妻が第1号被保険者であり**事務所において業務に従事**していれば、**職能型国民年金基金**の加入員となることができる(法116条2項、127条1項)。

📖 691頁

C 誤り。第1号被保険者は、その業務に従事する**職能型国民年金基金**と**地域型国民年金基金**のどちらかを選択して加入員となることができる(法127条1項)。

📖 692頁

D 誤り。**加入できるのは1基金**だけである(法127条1項)。

📖 692頁

E 誤り。設問の場合、加入員でなかったものとみなされる(法127条3項3号・4項)。

📖 693頁

❶加入員は、保険料の免除の適用を受けることとなったときは、**保険料を納付することを要しないものとされた月の初日**に、加入員の資格を喪失する。❷加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日に**遡って**、加入員でなかったものとみなす。

正解 A

Date	
------	--

Date	
------	--

Date	
------	--

■国民年金基金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 社会保険労務士にも職能型国民年金基金が設立されているが、加入員の利便性を考慮し、都道府県社会保険労務士会につき1個設置されている。
- B 国民年金保険料の免除を受けている期間は、国民年金基金の加入員にはなれないが、基金の加入員になった後で、国民年金保険料の免除を受けていた全期間（直近の10年以内分）について追納すれば、保険料が免除されていたため基金に加入できなかった期間に相当する期間（平成3年4月1日以後の期間で10年を限度）について掛金を支払うことができる。ただし、この場合の掛金は、1か月につき68,000円を超えてはならない。
- C 国民年金基金の加入員資格を途中で喪失した者（加入員資格を喪失した日において国民年金基金が支給する年金受給権を有する者を除く。）で、国民年金基金の加入員期間が15年に満たない者に対する脱退一時金は、国民年金基金連合会から支給される。
- D A県の地域型国民年金基金に20歳から30歳まで加入していた者が第2号被保険者となったため加入員資格を喪失した。その後40歳で第1号被保険者に種別変更し、再び当該国民年金基金に40歳から50歳まで加入したが、50歳から第3号被保険者になったため加入員資格を再び喪失した（以後60歳まで第3号被保険者）。この場合、加入員期間は通算して20年になるため、年金又は一時金の支給はA県の地域型国民年金基金から受ける。
- E 第1号被保険者及び任意加入被保険者は、その者が住所を有する地区に係る地域型国民年金基金に申し出て、その加入員となることができる。

## 解説

- A 誤り。職能型国民年金基金は、全国につき1個である（法118条の2第1項）。
- B 誤り。設問の後半が誤り。設問の表現を借りれば、「保険料が免除されていたため基金に加入できなかった期間に相当する期間（平成3年4月1日以後の期間で5年を<sup>①</sup>限度）について掛金を支払うことができる。ただし、この場合の掛金は、1か月につき102,000円を超えてはならない<sup>②</sup>」が正しい（基金令35条1項）。
- C 誤り。連合会は、基金の中途脱退者及び解散基金の加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行う。脱退一時金の支給は行っていない（法137条の15第1項）<sup>③</sup>。
- D 正しい（法137条の18第1項・3項）。基金の加入員が中途脱退者となった後に、もとの基金の加入員となった場合は、当該加入員の管理は基金が行うことが適当であるので基金の請求に基づき、逆に連合会から基金に現価相当額を再交付することとしている。設問の場合<sup>④</sup>、それを原資として、A基金から年金または一時金が支給される。
- E 誤り。第1号被保険者は地域型国民年金基金に加入することができるが、任意加入被保険者は、日本国内に住<sup>⑤</sup>所を有する60歳以上65歳未満の者を除いては、基金に加入することができない（法127条ほか）。

➡ 691頁

地域型国民年金基金は、都道府県につき1個とする。

➡ 693頁

①基金令の条文では、月数で書かれている（60月を超えるときは60月とする）。

②国民年金基金の掛金の上限は、本来は、月額68,000円である（基金令34条）。ただし、設問の期間については、特例により、その上限が月額102,000円とされる。

➡ 695頁(C肢)

③法定事由に該当した脱退の場合でも、本来の老後の所得保障の充実を図るため、脱退一時金の支給はできない。

➡ 694頁(D肢)

④現価相当額の移転は、基金と連合会の間でだけ認められ、基金相互間（異なる基金の間）での移転・年金の通算措置は認められていない。

➡ 600, 692頁

⑤平成25年4月1日施行の改正で、任意加入被保険者のうち、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者に限り、基金に加入できることとされた（法附則5条12項）。すべての任意加入被保険者が基金に加入可能とされたわけではないことに注意。

正解 D

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- ア 振替加算の額は、その受給権者の老齢基礎年金の額に受給権者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額として算出される。
- イ 日本国内に住所を有する者が任意加入の申出を行おうとする場合は、原則として、保険料は口座振替納付により納付しなければならないが、任意加入被保険者の資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合には、口座振替納付によらないことができる。
- ウ 国民年金法に基づく給付に関する処分に係る社会保険審査官の決定に不服がある者は、社会保険審査会に対し、文書又は口頭によって再審査請求をすることができるが、再審査請求の取下げは文書でしなければならない。
- エ 厚生労働大臣は、国民年金原簿の訂正の請求について、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨又は訂正をしない旨を決定しなければならないが、その決定を受けた者が、その決定に不服があるときは、社会保険審査官に対して審査請求をすることができる。
- オ 任意加入の申出の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、当該申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、日本年金機構が行うものとされていて、市町村長がこれを行うことはできない。
- A 一つ  
B 二つ  
C 三つ  
D 四つ  
E 五つ

## 解説

ア 誤り。振替加算の額は、224,700円に改定率及び受給権者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額である（昭60法附則14条1項）。

イ 正しい（法93条、法附則5条1項・2項、平6法附則11条1項・2項、平16法附則22条1項・2項、則2条の2第2号）。任意加入被保険者は、原則として、保険料を口座振替で納付しなければならないこととされている。しかし、任意加入被保険者が保険料を前納する場合は、現金で納付することもできる。

ウ 正しい（法101条1項、社審法12条の2第2項、32条4項、44条）。国年法に基づく給付に関する処分に係る社会保険審査官の決定に不服がある者は、社会保険審査会<sup>①</sup>に対して再審査請求<sup>②</sup>をすることができる（H24-6の解説<sup>③</sup>〔619頁〕参照）。また、審査請求、再審査請求は、いつでも取り下げることができるが、取り下げる場合は文書でしなければならない。

エ 誤り。厚生労働大臣の行った国民年金原簿の訂正の請求に対する決定に不服がある者は、社会保険審査官に審査請求をすることはできない（法101条1項、14条の4）。設問の場合は、行政不服審査法に基づく厚生労働大臣に審査請求を行うか、又は裁判所に、直接、訴えを提起することになる。

オ 誤り。任意加入の申出の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構が行うこととされているが、申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長が行うことができる（法109条の4第1項1号、令1条の2第2号、法附則5条1項）。したがって、C（三つ）が正解となる。

正解 C

631頁

601頁

685頁

①国年法に基づく給付に関する処分<sup>①</sup>に不服のある者は、3月以内に社会保険審査官に審査請求をし、その決定に不服がある者は、2月以内に社会保険審査会<sup>②</sup>に対して再審査請求<sup>③</sup>をすることができる。

社会保険審査官に審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

②社会保険審査官の決定にさらに不服がある場合には、社会保険審査会<sup>④</sup>に対して再審査請求<sup>⑤</sup>をすることができるが、社会保険審査会<sup>⑥</sup>に対して再審査請求<sup>⑦</sup>をすることなく、「処分取消しの訴え」を提起することもできる。

685頁(工)

688頁(オ)

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 給付を受ける権利は、原則として譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないが、脱退一時金を受ける権利については国税滞納処分の例により差し押さえることができる。
- B 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものである。
- C 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その未支給の年金については相続人に相続される。
- D 任意加入被保険者は、いつでも厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができるが、その資格喪失の時期は当該申出が受理された日の翌日である。
- E 20歳前傷病による障害基礎年金は、その受給権者が日本国籍を有しなくなったときは、その支給が停止される。

## 解説

- A 正しい(法24条, 法附則9条の3の2第7項, 令14条の5)。給付を受ける権利は, 原則として, 譲り渡し, 担保に供し, 又は差し押さえることができないが, 脱退一時金を受ける権利については, 国税滞納処分の例により差し押さえることができる。
- B 誤り。死亡一時金を受給できる遺族の範囲に, 3親等内の親族は含まれない(法52条の3第1項)。死亡一時金を受けることができる遺族は, 死亡した者の配偶者, 子, 父母, 孫, 祖父母又は兄弟姉妹であって, その者と生計を同じくしていたものである。
- C 誤り。未支給の年金は, 相続人には相続されない。未支給の年金は, 死亡した者の配偶者, 子, 父母, 孫, 祖父母, 兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族であって, その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者が請求した場合に支給される(法19条1項)。
- D 誤り。任意加入被保険者の資格喪失の時期は, 厚生労働大臣に「申出が受理された日の翌日」ではなく, 「申出が受理された日」である(法附則5条6項3号)。
- E 誤り。20歳前傷病による障害基礎年金は, 受給権者が日本国内に住所を有しなくなったときは, その支給が停止される(法36条の2第1項4号)。

➡ 617頁

①年金給付を受ける権利(老齢福祉年金の受給権者を除く)は, 独立行政法人福祉医療機構の年金担保貸付事業の担保に供することができる。

②老齢基礎年金及び付加年金は, 国税滞納処分の例により差し押さえることができる。

➡ 660頁(B肢)

➡ 612頁

③法第19条1項は, 相続とは別の立場から一定の遺族に対して未支給の年金給付を支給することを認めたものである。

➡ 601頁

➡ 647頁

正解 A

Date	Date	Date
------	------	------

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 第3号被保険者が主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、厚生労働大臣の権限とされており、当該権限に係る事務は日本年金機構に委任されていない。
- B 国民年金保険料の追納の申込みは、国民年金法施行令の規定により、口頭でもできるとされている。
- C 第1号被保険者に対しては、市町村長から、毎年度、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限等の通知が行われる。
- D 被保険者又は被保険者であった者が、保険料の全額免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料（追納の承認を受けようとする日の属する月前10年以内の期間に係るものに限る。）について厚生労働大臣の承認を受けて追納しようとするとき、その者が障害基礎年金の受給権者となった場合には追納することができない。
- E 被保険者又は被保険者であった者の死亡の原因が業務上の事由によるものである遺族基礎年金の裁定の請求をする者は、その旨を裁定の請求書に記載しなければならない。



## 解説

- A 誤り。第3号被保険者が主として第2号被保険者の収入により**生計を維持することの認定**は、健保法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して、**日本年金機構が行う**（令4条）。
- B 誤り。追納の申込みは、口頭ではできない。その申込みは、**国民年金保険料追納申込書に国民年金手帳**を添えて、**日本年金機構**に提出しなければならない（法94条5項、令11条1項）。
- C 誤り。市町村長は保険料等の通知を行うことはできない（法92条1項）。保険料の額、納期限等については、**厚生労働大臣が通知**する。
- D 誤り。障害基礎年金の受給権者は、追納することができる（法94条1項）。追納できないのは、**老齢基礎年金の受給権者**である。
- E 正しい（法37条、則39条1項6号）。記述のとおり。

 598頁

 679頁

 673頁

 679頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 任意加入被保険者（特例による任意加入被保険者を除く。以下本問において同じ。）は、付加保険料の納付に係る規定の適用については第1号被保険者とみなされ、任意加入被保険者としての被保険者期間は、寡婦年金、死亡一時金及び脱退一時金に係る規定の適用については、第1号被保険者としての被保険者期間とみなされる。
- B 実施機関たる共済組合等は、毎年度当該年度における保険料・拠出金算定対象額の見込額に当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率の見込値を乗じて得た額の基礎年金拠出金を、厚生労働省令の定めるところにより、日本年金機構に納付しなければならない。
- C 第2号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間は、合算対象期間とされ、この期間は老齢基礎年金の年金額の計算に関しては保険料納付済期間に算入されない。
- D 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由がある被保険者からの申請に基づいて、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、すでに納付されたものを除き、その一部の額を納付することを要しないものとするができるが、当該保険料につきその残余の額が納付されたものに係る被保険者期間（追納はされていないものとする。）は、保険料納付済期間とされない。
- E 第1号被保険者が保険料を滞納し、滞納処分により徴収された金額が保険料に充当された場合、当該充当された期間は、保険料納付済期間とされる。なお、充当された期間は、保険料の一部の額を納付することを要しないものとされた期間ではないものとする。

## 解説

- A 正しい（法附則5条10項）。記述のとおり。
- B 誤り。実施機関たる共済組合等は、当該実施機関たる共済組合等に係る被保険者の総数の比率に相当するものとして毎年度、政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を、国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない（法94条の3第1項、令11条の4第1項）。
- C 正しい（法27条、昭60法附則8条4項）。老齢基礎年金を計算する際に、第2号被保険者の被保険者期間のうち、20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間<sup>①</sup>は合算対象期間とされ、保険料納付済期間とされない。
- D 正しい（法90条の2第1項3号・2項3号・3項3号、5条4～6項）。保険料免除期間のうち、4分の1免除期間、半額免除期間、4分の3免除期間については、残りの保険料の額が納付された場合に4分の1免除期間、半額免除期間、4分の3免除期間とされる。例えば、4分の1免除期間については、残りの4分の3の保険料の額<sup>②</sup>が納付された場合に、4分の1免除期間とされる。追納により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間とする。
- E 正しい（法5条1項）。記述のとおり。

📖 600頁

📖 671頁

📖 620～621頁

①国民年金の第1号被保険者の老齢基礎年金の額を計算する場合は、20歳に達した日の属する月から60歳に達した日の属する月の前月までを算入し、40年間加入することが限度とされているため、第2号被保険者についても同様に20歳に達した日の属する月から60歳に達した日の属する月の前月までを算入する。

📖 677頁(D肢)

②残りの4分の3の保険料の額が納付されなかった場合は、免除期間にはならない。

📖 594頁

正解 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

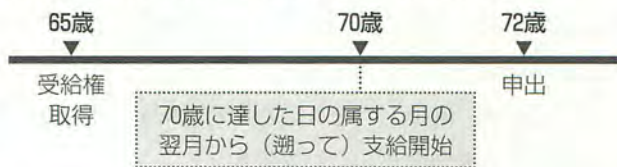
■国民年金法等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 子の有する遺族基礎年金の受給権は、当該子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときに障害等級に該当する障害の状態にあった場合は、その後、当該障害の状態に該当しなくなっても、20歳に達するまで消滅しない。
- B 学生等被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請の委託をしたときは、障害基礎年金の保険料納付要件に関しては、当該委託をした日に、学生納付特例申請があったものとみなされる。
- C 65歳で老齢基礎年金の受給権を取得した者（昭和18年4月2日生まれ）が72歳のときに繰下げ支給の申出をした場合は、当該申出のあった日の属する月の翌月分から老齢基礎年金の支給が開始され、増額率は42%となる。
- D 保険料の督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して5日以上を経過した日でなければならない。
- E 保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分不服のある者は、当該原処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に、社会保険審査官に対して審査請求をすることができるが、当該社会保険審査官に対して審査請求をせずに、直接、処分取消の訴えを裁判所に提起することもできる。

## 解説

- A 誤り。子が18歳到達年度末まで障害の状態にあっても、その後障害の状態に該当しなくなったときは、遺族基礎年金の受給権は消滅する（法40条3項3号）。
- B 正しい（法109条の2の2第2項）。学生納付特例事務法人が、学生等の委託を受けて、学生納付特例の申請を行ったときは、その委託日に申請があったものとみなされる。
- C 誤り。70歳に達した日後に支給の繰下げの申出をした場合（設問の場合は72歳）は、70歳に達した日に繰下げの申出があったものとみなし、遡って（70歳に達した日の属する月の翌月から）支給が開始される（法28条2項2号，令4条の5）。増額率は正しい。

### ■70歳に達した日後に支給繰下げの申出をした場合



- D 誤り。督促状の指定期限は、督促状を発する日から起算して「5日」ではなく、「10日」以上を経過した日である（法96条3項）。
- E 誤り。社会保険審査官に対する審査請求は、原処分があったことを知った日の翌日から起算して「3月」以内にしなければならない（法101条の2，社審法4条1項）。  
H24-6の解説(619頁)参照。

653頁

678頁

635頁

683頁

685頁

正解 B

Date	Date	Date
------	------	------

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 最高裁判所の判例によると、国民年金法第19条第1項に規定する未支給年金を受給できる遺族は、厚生労働大臣による未支給年金の支給決定を受けることなく、未支給年金に係る請求権を確定的に有しており、厚生労働大臣に対する支給請求とこれに対する処分を経ないで訴訟上、未支給年金を請求できる、と解するのが相当であるとされている。
- B 障害基礎年金の障害認定日について、当該傷病に係る初診日から起算して1年6か月を経過した日前に、その傷病が治った場合はその治った日が障害認定日となるが、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日も傷病が治った日として取り扱われる。
- C 20歳前傷病による障害基礎年金の受給権者の障害が第三者の行為によって生じた場合に、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたとき、当該障害基礎年金との調整は行われない。
- D 遺族基礎年金を受給している子が、婚姻したときは遺族基礎年金は失権し、婚姻した日の属する月の前月分までの遺族基礎年金が支給される。
- E 年金給付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によって消滅する。

## 解説

- A 誤り。国年法19条1項は、**相続とは別の立場**から一定の遺族に対して未支給の年金給付を認めたものである。厚生労働大臣による未支給年金の支給決定を受けるまでは、死亡した受給権者が有していた未支給年金に係る請求権を確定的に取得したということができず、支給請求と処分を経ないで訴訟上未支給年金を請求することはできない（法19条1項，最3小判平7.11.7老齢年金支給請求，同参加申立事件）。
- B 正しい（法30条1項）。障害認定日の定義である。
- C 誤り。調整は行われる（法22条）。政府は、20歳前傷病による障害基礎年金の障害の直接の原因となった事故が、第三者の行為によって生じた場合は、その**給付の価額の限度で**、受給権者が第三者に対して有する**損害賠償の請求権を取得**する。
- D 誤り。遺族基礎年金の受給権者が婚姻をしたときは、当該受給権は消滅するが、当該年金の支給は**婚姻した日の属する月分**まで行われる（法18条1項，40条1項2号）。
- E 誤り。年金給付を受ける権利は支給事由が生じたときから**5年**，死亡一時金を受ける権利は支給事由が生じたときから**2年**を経過したときは，時効により消滅する（法102条4項）。

613頁

637頁

616頁

611, 652頁

①年金の支給は支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、権利が消滅した日の属する月まで行われる。

686頁（E肢）

正解 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の任意加入被保険者が法定免除の要件を満たすときには、その保険料が免除される。
- イ 18歳から60歳まで継続して厚生年金保険の被保険者であった昭和30年4月2日生まれの者は、60歳に達した時点で保険料納付済期間の月数が480か月となるため、国民年金の任意加入被保険者となることはできない。
- ウ 第1号被保険者が保険料を口座振替で納付する場合には、最大で2年間の保険料を前納することができる。
- エ 第1号被保険者が生活保護法の保護のうち、医療扶助のみを受けた場合、保険料の法定免除の対象とされる。
- オ 20歳前傷病による障害基礎年金については、受給権者に一定の要件に該当する子がいても、子の加算額が加算されることはない。
- A (アとウ)                      B (アとオ)                      C (イとウ)  
 D (イとエ)                      E (エとオ)



## 解説

ア 誤り。任意加入被保険者には、保険料の免除の規定は適用されない（法附則5条11項，法89条）。

イ 正しい（法附則5条6項4号）。設問の者は任意加入することはできない。任意加入被保険者は、**保険料納付済期間等の月数が480に達し、満額の老齢基礎年金**を受けられるときは、そのときに資格喪失する。

ウ 正しい（法93条1項，令7条，平24.1.29厚労告42）。

**参**保険料の2年前納は、**口座振替のみ**認められている。

エ 誤り。生活保護法による**生活扶助以外の扶助**については、法定免除ではなく**申請免除**<sup>①</sup>の対象となる（法90条1項2号）。**参**生活保護法による生活扶助については、法定免除の対象となる。

オ 誤り。20歳前傷病による障害基礎年金にも、子の加算が行われる（法33条の2第1項）。

したがって、Cの組合せ（イとウ）が正解となる。

 600.674頁

 602頁

 681頁

 676頁

①生活扶助以外の扶助とは、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助等。

 643頁

正解 C

Date	Date	Date

■国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 第3号被保険者の要件である「主として第2号被保険者の収入により生計を維持する」ことの認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して、日本年金機構が行う。
- B 18歳の厚生年金保険の被保険者に19歳の被扶養配偶者がいる場合、当該被扶養配偶者が20歳に達した日に第3号被保険者の資格を取得する。
- C 繰上げ支給の老齢基礎年金を受けている62歳の者（昭和28年4月2日生まれ）が厚生年金保険の被保険者となったときは、当該老齢基礎年金は全額が支給停止される。
- D 被保険者が保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に保険料額の引上げが行われることとなった場合に、前納された保険料のうち当該保険料額の引上げが行われることとなった後の期間に係るものは、当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、先に到来する月の分から順次充当される。
- E 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の実施者たる政府が負担し、又は実施機関たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

## 解説

- A 正しい（法7条1項3号，令4条）。記述のとおり。
- B 正しい（法7条1項3号，8条1項1号）。厚生年金保険の被保険者より被扶養配偶者の年齢が高い場合は，被扶養配偶者が**20歳に達した日**に，第3号被保険者の資格を取得する。
- C 誤り。繰上げ支給の老齢基礎年金を受給権者（**昭和16年4月2日以後生まれの者**，設問の場合は昭和28年4月2日生まれ）が，厚生年金保険の被保険者となっても，支給停止されない（法附則9条の2，平6法附則7条1項）。
- D 正しい（法93条1項，令8条の2）。記述のとおり。
- E 正しい（法94条の2第3項）。記述のとおり。**ホ**厚生年金保険の実施者たる政府は，毎年度，基礎年金の給付に要する費用に充てるため，**基礎年金拠出金を負担する**。実施機関たる共済組合等は，毎年度，基礎年金の給付に要する費用に充てるため，**基礎年金拠出金を納付する**（法94条の2第1項・2項）。

598頁

601頁

634頁

682頁

671頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■被保険者及び受給権者の届出等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 第2号被保険者の夫とその被扶養配偶者となっている第3号被保険者の妻が離婚したことにより生計維持関係がなくなった場合、妻は、第3号被保険者に該当しなくなるため、市町村長（特別区の区長を含む。以下本問において同じ。）へ第1号被保険者の種別の変更の届出を行うとともに、離婚した夫が勤務する事業所の事業主を経由して日本年金機構へ「被扶養配偶者非該当届」を提出しなければならない。なお、夫が使用される事業所は健康保険組合管掌健康保険の適用事業所であり、当該届出の経由に係る事業主の事務は健康保険組合に委託されていないものとする。
- B 施設入居等により住民票の住所と異なる居所に現に居住しており、その居所に年金の支払いに関する通知書等が送付されている老齢基礎年金の受給権者が、居所を変更した場合でも、日本年金機構に当該受給権者の住民票コードが収録されているときは、「年金受給権者住所変更届」の提出は不要である。
- C 第1号被保険者であった者が就職により厚生年金保険の被保険者の資格を取得したため第2号被保険者となった場合、国民年金の種別変更該当するため10日以内に市町村長へ種別変更の届出をしなければならない。
- D 老齢基礎年金を受給していた夫が死亡した場合、その死亡当時、生計を同じくしていた妻が、未支給年金を受給するためには、「年金受給権者死亡届」と「未支給年金請求書」を日本年金機構に提出しなければならないが、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により夫、妻双方に係る機構保存本人確認情報の提供を受けられる場合には、これらの提出は不要となる。
- E 加算額対象者がいる障害基礎年金の受給権者は、生計維持関係を確認する必要があるため、原則として毎年、指定日までに「生計維持確認届」を提出しなければならないが、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けられる場合は、提出する必要はない。

## 解説

- A 正しい(法12条5項・6項, 則6条の2第1項)。平成26年12月1日より, 第2号被保険者の配偶者が被扶養配偶者に該当しなくなった場合は, 事業主を経由して「被扶養配偶者非該当届」を提出することになった。届出が必要となるのは, 設問のように第2号被保険者が健康保険組合に加入している場合で, 当該該当しなくなった理由が離婚又は第3号被保険者の収入が基準以上に増加し扶養から外れた場合である。また, 別途, 第1号被保険者となるための「種別変更届」を, 市町村長へ提出する。
- B 誤り。「年金受給権者住所変更届」は, 機構に住民票コードが収録されているときは, 原則, 提出不要であるが, 現に住民票の住所と異なる居所に居住している場合は, 提出が必要となる(則20条)。
- C 誤り。第1号被保険者が就職して, 第2号被保険者となったときは, 種別変更の届出は要しない(則6条の2第1項)。
- D 誤り。設問の「年金受給権者死亡届」は, 住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認の情報の提供を受けられるときは省略することができるが, 「未支給年金請求書」については, 省略できず提出が必要となる(法105条4項, 則4条, 24条, 25条)。H24-1E肢(678頁)参照。
- E 誤り。加算額対象者がいる障害基礎年金の受給権者は, 「生計維持確認届」を省略できず, 機構に提出しなければならない(法105条3項, 則36条の3第1項)。

正解 A

📖 608~609頁

①第3号被保険者の記録不整合問題に対応するため届出が必要となった。ただし従来からある届出で, 被扶養配偶者でなくなった(第2号被保険者が退職, 死亡等)ことが把握できるときは, 届出は不要となる。

届出が必要となるのは, ①第3号被保険者の収入が基準額以上に増加し扶養から外れた場合, ②離婚した場合, かつ, 第3号被保険者であった者の配偶者である第2号被保険者が, 組合が管掌する健康保険に加入している場合である。全国健康保険協会が管掌する健康保険に加入している場合は, 機構に健康保険の「被扶養者異動届」を提出するため, 届出は不要となる。

📖 665頁(B肢)

📖 606頁(C肢)

②第2号被保険者の資格取得届は, 第2号被保険者を使用する事業所の事業主を経由して機構に提出するため, 種別変更の届出は不要。

📖 613頁関連(D肢)

平成26年7月以降, 住基ネットから死亡情報の提供を受けた場合は, 未支給年金等の請求漏れを防止する観点から, その約1カ月後に「受給権者のご遺族様」宛に未支給年金等の手続きに関するハガキを送付する。

📖 666頁(E肢)

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

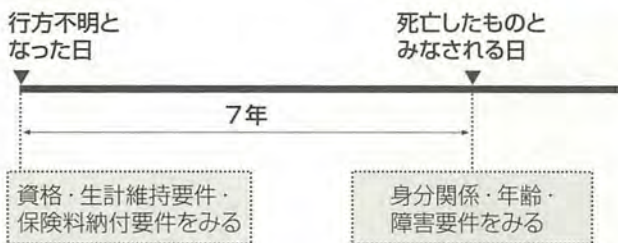
■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 配偶者に対する遺族基礎年金は、その者の所在が6か月以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によって、その所在が明らかでなくなった時に遡って、その支給を停止する。
- B 船舶に乗っていた者がその船舶の航行中に行方不明となり、その生死が1か月間分からない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、行方不明となった日に、その者が死亡したものと推定する。
- C 民法の規定による失踪宣告があり、行方不明になってから7年を経過した日が死亡日とみなされた場合、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用における生計維持関係、被保険者資格及び保険料納付要件については、行方不明になった日を死亡日として取り扱う。
- D 寡婦年金の支給対象となる妻は、夫との婚姻関係が10年以上継続していなければならないが、その婚姻関係には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含まない。
- E 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数が300か月以上ある場合については、一律に32万円である。

## 解説

- A 誤り。支給停止に係る所在不明の期間は、**1年以上**である（法41条の2第1項）。
- B 誤り。死亡の推定は、その生死が**3か月間**分からない場合又は死亡が3か月以内に明らかになったが死亡の時期が分からないときは、船舶等が沈没、墜落、行方不明等となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は**死亡したものと推定**する（法18条の2）。
- C 正しい（法18条の3）。民法の失踪宣告は、行方不明となった日から**7年経過した日を死亡した日とみなす**。

### ■民法の失踪宣言があった場合



- D 誤り。寡婦年金の支給対象の妻は、婚姻をしていないが**事実上婚姻関係と同様の事情**にあった者を含む（法5条8項、49条1項）。
- E 誤り。死亡一時金の額は、保険料納付済期間の月数が**420月以上**である場合に、**一律32万円**となる（法52条の4第2項）。

5 654頁

5 612頁

5 612頁

5 657頁

5 660頁

正解 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

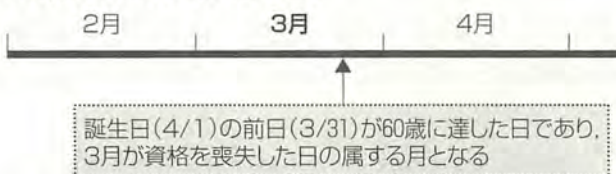
- A 昭和29年4月1日生まれの第1号被保険者は、平成26年に60歳に達するが、その際、引き続き任意加入被保険者又は第2号被保険者とならない場合、平成26年3月までが被保険者期間に算入される。
- B 遺族基礎年金の受給権者が、同一の支給事由により労災保険法の規定による遺族補償年金の支給を受けることができる場合、遺族基礎年金は支給停止されない。
- C 単身者である第1号被保険者について、その前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については前々年の所得とする。）が158万円以下であれば保険料の4分の1免除が受けられる。
- D 法定免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料については、被保険者又は被保険者であった者から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があったときは、当該申出のあった期間に係る保険料に限り納付することができる。
- E 国民年金基金に置かれる代議員会の議事は、原則として、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するが、規約の変更（国民年金基金令第5条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。



## 解説

- A 誤り。平成26年2月までが算入される（法9条3号、11条1項）。設問の被保険者が60歳に達した日（資格を喪失した日）は、誕生日（4月1日）の前日の3月31日である。被保険者期間は資格を喪失した日の属する月の前月までを算入する。したがって、平成26年2月までを算入する。

### ■資格を喪失した日の属する月



- B 正しい（法41条1項、労災法別表第1）。同一の事由による障害や死亡が原因で、労災保険の年金給付と国民年金の年金給付が支給される場合は、**労災保険の年金給付額に一定の率を乗じて減額**され、国民年金の年金給付は全額支給される。
- C 正しい（法90条の2第3項1号、令6条の9の2）。設問の者の前年の所得に係る額が、**单身者158万円以下**であれば保険料4分の1免除の対象となる。
- D 正しい（法89条2項）。法定免除事由に該当した場合であっても、**本人が希望し、申し出た場合は、保険料を納付又は前納**することができる。

【注】法定免除が遡及して適用される場合、免除該当日以後に納付されていた保険料は、**本人が希望したときは、保険料納付済期間**として取り扱うこととされた。

- E 正しい（基金令12条1項・2項）。

602, 603頁

654頁

678頁

①扶養親族がいる場合は、158万円に1人当たり38万円を加算する。

675頁

正解 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 65歳以上の老齢基礎年金の受給権者が、遺族厚生年金を併給するときには、付加年金は支給停止される。
- B 夫のみに所得がある夫婦（夫42歳、妻38歳であり、ともに第1号被保険者）と3人の子（13歳、10歳、5歳）の5人世帯において、夫の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については前々年の所得とする。）が197万円以下であれば、申請により当該夫婦の保険料は全額免除される。なお、法定免除の事由には該当しないものとする。
- C 第3号被保険者としての被保険者期間の特例により時効消滅不整合期間となった期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金を受給する特定受給者に支給する平成30年4月以後の月分の老齢基礎年金の額については、訂正後年金額が訂正前年金額に100分の70を乗じて得た額である減額下限額に満たないときは、減額下限額に相当する額とする。
- D 保険料の追納を行い、保険料が納付されたものとみなされた月についても、厚生労働大臣に申し出て、付加保険料を納付することができる。
- E 国民年金法の規定による徴収金の先取特権の順位は、厚生年金保険法の規定による徴収金とは異なり、国税及び地方税と同順位である。

## 解説

- A 誤り。設問の場合でも、付加年金は支給停止されない（法20条1項，附則9条の2の4）。老齢基礎年金，付加年金，遺族厚生年金が併給される。
- B 正しい（法90条1項1号，令6条の7）。設問の場合，前年の所得に係る額が197万円（5人（1+扶養親族<sup>①</sup>の数）×35万円+22万円=197万円）以下であれば申請免除の対象となる。H21-7 ㊦（635頁）参照。
- C 誤り。特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齢基礎年金の額は，納付した特定保険料に応じて年金額が訂正される。訂正後年金額が，時効消滅不整合期間となった期間を保険料納付済期間とみなして計算した訂正前年金額に100分の90を乗じた「減額下限額」に満たないときは，減額下限額に相当する額とする（法附則9条の4の5第1項）。
- D 誤り。付加保険料は，追納できない（法87条，94条1項）。
- E 誤り。徴収金の先取特権は，国税，地方税に次ぐ（法98条）。

㊦ 655頁関連

㊦ 676,678頁

①扶養親族の数に1を加えた数を35万円に乗じて22万円を足した額となる。

㊦ 608頁

②第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者が，第2号被保険者の離職等により，第1号被保険者となったにもかかわらず，届出を行わなかったために，年金記録上は第3号被保険者のままとされているような期間については，年金記録上は第1号被保険者としての被保険者期間に訂正される。

㊦ 682頁(D肢)

㊦ 684頁(E肢)

正解 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとされ、国民年金法に基づくすべての給付は保険原理により行われる。
- B 障害基礎年金の受給権は、厚生年金保険の障害等級3級以上の障害状態にない者が、その該当しなくなった日から、障害等級3級以上の障害状態に該当することなく5年を経過したとき消滅する。ただし、5年を経過した日においてその者が65歳未満であるときを除く。
- C 65歳以上の厚生年金保険の被保険者は、老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有していなくても、障害を支給事由とする年金給付の受給権を有していれば、第2号被保険者とならない。
- D 被保険者が、第3号被保険者としての被保険者期間の特例による時効消滅不整合期間について厚生労働大臣に届出を行ったときは、当該届出に係る時効消滅不整合期間については、届出が行われた日以後、国民年金法第90条第1項の規定による保険料の全額免除期間とみなす。
- E 障害基礎年金の額の改定請求は当該障害基礎年金の受給権を取得した日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなければ行うことができない。ただし、障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除く。

## 解説

- A 誤り。国民年金では、保険料免除制度が設けられていたり、20歳前傷病による障害基礎年金等が支給されるため、必ずしも**保険原理**に基づいて行われているわけではない（法2条、30条の4、89条～90条の3）。
- B 誤り。障害基礎年金の受給権は、**65歳に達した日**において、厚生年金保険法による**障害等級3級**に該当しなくなった日から**3年を経過**していなければ失権しない（法35条）。
- C 誤り。第2号被保険者とならないのは、65歳以上の厚生年金保険の被保険者で、厚生年金保険法に基づく**老齢給付等の年金の受給権を有している者**である。障害基礎年金の受給権を有していても、第2号被保険者である（法7条1項2号、法附則3条）。
- D 誤り。時効消滅不整合期間について、厚生労働大臣に届出を行ったときは、当該届出に係る**時効消滅不整合期間**（「特定期間」）については、当該届出が行われた日以後、法90条の3第1項の規定（**学生納付特例**）により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなす（法附則9条の4の2第2項）。
- E 正しい（法34条3項）。障害基礎年金の額の改定請求は、原則として、受給権を取得した日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から1年を経過した日後でなければ請求することはできないこととされていたが、**障害の程度が増進したことが明らか**である場合は、1年を経過しなくても、請求することができる。

📖 591頁

📖 645～646頁

📖 598頁

📖 608頁

📖 644～645頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

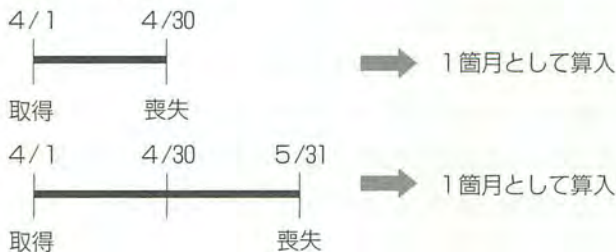
■国民年金法等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A いわゆる「ねんきん定期便」について、通常は、これまでの年金加入期間、保険料納付額等の内容が「はがき」に記載されて送られてくるが、これらの内容に加え、これまでの加入履歴、国民年金保険料の納付状況など詳細に記載された「封書」が送られる被保険者の節目の年齢は、40歳、50歳、58歳である。
- B 国民年金基金は、政令で定めるところにより厚生労働大臣に届け出て、その業務の一部を国民年金基金連合会に委託することができる。
- C 4月1日に被保険者の資格を取得した者について、同年4月30日にその資格を喪失した場合は1か月が被保険者期間に算入され、同年5月31日にその資格を喪失した場合にも同様に1か月が被保険者期間に算入される。なお、いずれの場合も資格を喪失した月にさらに被保険者の資格を取得していないものとする。
- D 保険料納付済期間を25年有する50歳の第1号被保険者が死亡した場合、その者によって生計を維持していた14歳の子がいても、当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料滞納期間があるときは、子は遺族基礎年金の受給権を取得しない。
- E 第1号被保険者（保険料の一部免除を受ける者を除く。）が、生活保護法による生活扶助を受けるに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の翌月からこれに該当しなくなる日の属する月の前月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

## 解説

- A 誤り。ねんきん定期便の封書が送られてくる被保険者の節目は、**35歳、45歳、59歳**である（法14条の2、則15条の2第2項）。
- B 誤り。国民年金基金が、国民年金基金連合会に業務の一部を委託するためには、**厚生労働大臣の認可**を受ける必要がある（法128条5項）。
- C 正しい（法11条）。被保険者期間は、資格を取得した日の属する月から被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月までを算入する。資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を1箇月として算入する。

### ■被保険者期間の計算



- D 誤り。保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が**被保険者期間の3分の2以上**あれば、原則的な規定により、保険料納付要件を満たすこととなる（法37条1項）。
- E 誤り。生活保護法による生活扶助（法定免除）を受けるに至ったときは、その**該当するに至った日の属する月の前月**から、これに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたものを除き、納付することを要しない（法89条1項）。

正解 C

📖 689頁

📖 694～695頁

📖 603頁

📖 649～650頁

📖 674頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 厚生年金保険の被保険者である40歳の女性が死亡し、子が遺族厚生年金を受給する場合は、その死亡した被保険者により生計を維持していた40歳の夫が、被保険者の死亡した当時、死亡した被保険者の子と生計を同じくしていたとしても、子が遺族厚生年金を受給している間は、夫の遺族基礎年金は支給停止される。
- B 昭和29年4月2日生まれの女性が、厚生年金保険の被保険者であった夫の扶養配偶者として国民年金の任意加入被保険者になっていた間の保険料を納付していなかった期間については、合算対象期間となる。
- C 年金受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、年金受給権者の所在が1か月以上明らかでない場合は、厚生労働大臣に対し、年金受給権者の所在が1か月以上明らかでない旨の届出をしなければならない。
- D 第1号被保険者が平成26年4月11日に保険料全額免除を申請する場合には、保険料未納期間について平成24年3月分に遡って免除の申請を行うことができる。
- E 介護老人保健施設に入所中の老齢基礎年金の受給権者が平成26年4月11日に死亡し、その者に支給すべき年金でまだ支給していない年金がある場合に、死亡した受給権者の親族が姪のみであった。姪が受給権者の面倒をみるために定期的に施設へ訪問し、日常生活に係る施設からの指示連絡等についても対応しており、施設入所前は死亡した受給権者と同居していた場合は、受給権者の現住所が施設となっており、住民票の住所が異なる場合でも、姪は受給権者と死亡当時生計を同じくしていたとみなされ、自己の名で未支給年金を請求することができる。





Date	Date	Date
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 保険料を前納した後、当該前納に係る期間の経過前において被保険者がその資格を喪失した場合又は保険料の免除を受けた場合、前納した保険料は、未経過期間に係るものをであっても還付されることはない。
- B 老齢基礎年金の受給権者は、住所又は氏名を変更したときは、日本年金機構に所定の事項を記載した届書を提出しなければならないが、厚生労働大臣が住民基本台帳ネットワークシステムにより当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者については、当該届書を提出する必要はない。
- C 基礎年金拠出金の算定基礎となる「政府及び実施機関に係る被保険者」とは、厚生年金保険の実施者たる政府にあっては、第1号厚生年金被保険者である第2号被保険者をいい、その被扶養配偶者である第3号被保険者は含まない。
- D 遺族基礎年金の受給権者である妻が死亡した場合の未支給の年金について、妻の死亡の当時、当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となっていた被保険者又は被保険者であった者の子は、当該妻と養子縁組をしていなくても、未支給の年金の支給を請求することができる子とみなされる。
- E 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間の厚生年金保険の被保険者期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に関して、そのすべての期間が国民年金の保険料納付済期間とみなされる。

## 解説

- A 誤り。保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に、被保険者がその資格を喪失した場合には、その者の請求に基づき、前納保険料のうち未経過期間に係るものが還付される（令9条）。また、保険料の免除を受けた場合にも、免除事由に該当した日の属する月以後の前納保険料が還付される（法89条、90条ほか）。**答**前納保険料も、法定免除・申請免除・学生納付特例などの保険料の免除の対象とすることとされた（上記の解説のように還付を可能とした）。
- B 誤り。住所変更をし、住民基本台帳ネットワークシステムによる確認情報の提供を受ける者については、住所変更の届書があったものとみなされ届書を省略することができる。ただし、氏名変更届については、省略することができないため提出が必要となる（法105条3項、則19条1項、20条1項）。
- C 誤り。<sup>①</sup>基礎年金拠出金の算定の基礎となる政府及び実施機関に係る被保険者には、**第3号被保険者**も含まれる（法94条の3第1項）。
- D 正しい（法19条2項）。設問の場合、子（死亡した夫の子）は、当該遺族基礎年金の受給権者である妻と養子縁組をしていなくても、生計を同じくしていた子とみなし、未支給年金の請求をすることができる。
- E 誤り。老齢基礎年金の額を計算する場合に、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間の厚生年金保険の被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間が保険料納付済期間に算入される。（昭60法附則8条の2、8条5項6号）。

正解 D

➡ 682頁

法定免除が遡及して適用される場合の取扱いは、従来は免除該当後に納付されていた保険料はすべて還付することとされていたが、本人の希望により、その期間について、保険料の還付を受けずに保険料納付済期間として取り扱うことも可能とされた。

➡ 666頁関連

➡ 671頁(C肢)

①基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における国民年金の被保険者の総数に対する政府及び実施機関に係る被保険者（厚生年金保険の実施者たる政府にあっては、第1号厚生年金被保険者である第2号被保険者及びその被扶養配偶者である第3号被保険者とし、実施機関たる共済組合等には当該実施機関たる共済組合等に係る被保険者〔第2号～第4号厚生年金被保険者である第2号被保険者及びその被扶養配偶者である第3号被保険者〕とする）の総数の比率に相当するものとして毎年度政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

➡ 613頁(D肢)

➡ 620～621頁(E肢)

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、本問においてすべての者は昭和29年4月2日生まれとし、「現在」は平成25年4月12日とする。

- A 20歳前から引き続き日本に住所を有する外国籍の者が、30歳で日本人と結婚しその後永住許可を受けた。20歳から永住許可を受けた日の前日までの期間は合算対象期間となる。
- B 大学を卒業後22歳から50歳まで厚生年金保険に加入していた者が、会社を退職後50歳から55歳まで海外へ移住しその後帰国した。帰国後は国民年金の加入手続きをし保険料を納付している。海外へ移住していた期間は任意加入被保険者であったが、その期間の一部について保険料を納め忘れていた場合、この者は現在厚生労働大臣の承認を受け、納め忘れていた保険料を納付することができる。
- C 大学を22歳で卒業後就職し厚生年金保険の被保険者であった女性が、26歳で退職と同時に厚生年金保険の被保険者である会社員と結婚し被扶養配偶者となった。その後国民年金には未加入、昭和61年4月から第3号被保険者となり現在に至る。この者は60歳から報酬比例部分相当の老齢厚生年金の支給が開始されるため、60歳以降国民年金の任意加入の申出をしても任意加入被保険者になることはできない。
- D 20歳から23歳まで会社に就職し厚生年金保険に加入していた女性が、23歳で会社を退職する際に当該期間に該当する脱退手当金を受給した。その後現在まで国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間がない場合、現在において脱退手当金を受給した期間は合算対象期間となる。
- E 20歳から現在まで引き続き国民年金の被保険者として保険料を滞納することなく納付している者が、現在、第1号被保険者として地域型国民年金基金に加入している場合、希望すれば60歳以降も、最長で65歳まで、引き続き当該国民年金基金に加入することができる。なお、この者は、保険料免除の適用を受けたことがない。

## 解説

- A 誤り。設問の者は、20歳から昭和56年12月31日までが合算対象期間となる（昭60法附則8条5項10号、旧国年法7条）。
- B 正しい（年金確保支援法附則2条）。設問の者は、平成25年4月12日現在59歳であるので老齢基礎年金の受給権者には該当しない。50歳から55歳まで海外から任意加入<sup>①</sup>して一部を納め忘れていた期間については、後納保険料として納付することが可能である。
- C 誤り。厚生年金保険法に基づく老齢年金給付等を受け<sup>②</sup>る者でも国民年金に任意加入することができる（法附則5条1項1号）。
- D 誤り。脱退手当金を受けた期間については、昭和36年4月1日以後のものであり、かつ、この規定の適用を受ける者が、昭和61年4月1日（新法施行日）から65歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有することとなった場合に限り、当該期間を合算対象期間とする（昭60法附則8条5項7号）。
- E 誤り。設問の者（昭和29年4月2日生まれ）は、平成25年4月現在において59歳であり、20歳から59歳までの全期間において保険料納付済期間39年を有している。この者が60歳まで加入すると保険料納付済期間が40年間となり満額の老齢基礎年金を受給することができるため、60歳から任意加入することはできず、国民年金基金の加入員にもなれない（法26条、法附則5条6項4号・12項）。

621頁

設問の者（昭和29年4月2日生まれ）が20歳に達するのは、昭和49年4月1日であるので、国籍要件が撤廃される昭和56年12月31日までが合算対象期間とされる。昭和57年1月1日から昭和59年に結婚するまでの期間については、合算対象期間とはならないので全部の期間が合算対象期間となるわけではない。

680頁（B肢）

①老齢基礎年金の受給権者は、後納保険料を納付することはできない。

599頁（C肢）

621頁（D肢）

602、692、600頁（E肢）

②任意加入被保険者は、保険料納付済期間等の月数が480月に達したときに、その資格を喪失することとされている。保険料掛け捨て防止の観点から、任意加入被保険者が満額の老齢基礎年金を受けることができる加入期間を満了した場合は、資格を喪失する。

③国民年金基金に加入することができる者は、第1号被保険者及び60歳以上65歳未満の任意加入被保険者であるが、本体の保険料を納付することができる者とされている。

正解 B

国年

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。


- A 障害基礎年金の受給権者が当該受給権を取得した後に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を有することとなった場合には、その子との間に生計維持関係があっても、その子を対象として加算額が加算されることはない。
- B 付加年金の受給権は、老齢基礎年金の受給権と同時に発生し、老齢基礎年金の受給権と同時に消滅する。また、老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、その間、付加年金も停止される。
- C 原則として、給付を受けた金銭を標準として租税その他の公課を課することはできないが、老齢基礎年金及び付加年金には公課を課することができる。
- D 妻が、1人の子と生計を同じくし遺族基礎年金を受給している場合に、当該子が障害の状態に該当しないまま18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときは、当該遺族基礎年金の受給権は消滅する。
- E 被保険者の資格に関する処分に対する審査請求は、文書又は口頭ですることができるが、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときはすることができない。

## 解説

- A 誤り。子の加算は、受給権者が受給権を取得した後に生計維持されるに至った場合でも、加算の対象となる(法33条の2第2項)。
- B 正しい(法43条、47条、48条)。付加年金は、**老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される。老齢基礎年金の受給権者が死亡したときは、付加年金の受給権も消滅する。**
- C 正しい(法25条)。原則として、給付を受けた金銭を標準として租税その他の公課を課することはできないが、**老齢基礎年金及び付加年金については課税される。**
- D 正しい(法40条2項)。設問の妻は、「**子のない配偶者**」となるので、遺族基礎年金の受給権は消滅する。  
**※**子が18歳に達した日以後の最初の3月31日までに障害等級1級又は2級に該当したときは、20歳まで遺族基礎年金に子の加算が行われる。
- E 正しい(法101条1項、社審法4条2項)。被保険者の資格に関する処分に不服がある者は、**社会保険審査官**に対して審査請求をすることができる。H24-6の解説**※**(619頁)参照。

 643頁

 656頁

 617頁  
脱退一時金及び特別一時金についても課税される。

 653頁

 685頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 政府は、第1号被保険者と任意加入被保険者から国民年金の保険料を徴収するが、第2号被保険者及び第3号被保険者から国民年金の保険料を徴収していない。
- B 国民年金の保険料納付済期間とされた厚生年金保険の第三種被保険者（坑内員又は船員）期間については、その期間に3分の4を乗じて得た期間を保険料納付済期間として、老齢基礎年金の額が計算される。
- C 繰上げ支給の老齢基礎年金の支給を受ける者は、65歳に達する前であっても、国民年金法第30条の2第1項の規定（いわゆる事後重症）による障害基礎年金の支給を請求することはできない。
- D 過去に一度も被保険者でなかった者が第1号被保険者となった場合に、被保険者の資格を取得した日の属する月から60歳に達する日の属する月の前月までの期間が25年に満たない者は、いつでも、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。
- E 住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、受給権者の死亡の日から7日以内に当該受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、国民年金法の規定による死亡の届出は要しない。



## 解説

- A 正しい（法87条1項，94条の6）。政府は，国民年金の保険料を，第1号被保険者及び任意加入被保険者から徴収する。第2号被保険者及び第3号被保険者は，基礎年金拠出金として厚生年金保険の実施者たる政府，実施機関たる共済組合から徴収されるため，個人として保険料は納付しない。
- B 誤り。第3種被保険者期間の特例は，**受給資格期間の計算のみに使用**し，老齢基礎年金の年金額には反映しない（昭60法附則8条3項・8項）。
- C 正しい（法附則9条の2の3，法30条1項，30条の2）。老齢基礎年金を繰り上げて受給している者には，障害基礎年金の**事後重症の規定は適用されない**。
- D 正しい（法10条1項）。設問の第1号被保険者となった者が，60歳に達する日の属する月の前月までの期間が25年に満たないときには，**厚生労働大臣の承認**を受け<sup>①</sup>て，いつでも資格を喪失することができる。
- E 正しい（法105条4項，則24条5項・6項ほか）。被保険者又は受給権者が死亡したときは，原則として，戸籍法の規定による**死亡の届出義務者**は，**14日以内**に届け出なければならない。ただし，厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者（機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者＝日本年金機構において，**住民票コードが収録**されている者に限る）の死亡について，戸籍法の規定による死亡の届出をした場合（**厚生労働省令で定める場合**に限る）<sup>②</sup>は，国年法による死亡の届出は要しない。

672頁

623頁

633頁

602頁

①保険料を滞納したことにより，60歳に達する日の属する月の前月までの期間が25年に満たないときは，この規定は適用しない。

667頁

②厚生労働省で定める場合とは，死亡の日から戸籍法の届出期限である7日以内に市町村に届出が行われた場合をいう。

正解 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 被保険者期間の計算において、同一の月に種別変更が1回あり、第1号被保険者から第3号被保険者となった月につき、すでに第1号被保険者としての保険料が納付されている場合は、当該月は第1号被保険者とみなす。
- B 受給権者の申出による年金給付の支給停止は、いつでも撤回することができ、過去に遡って給付を受けることができる。
- C 未支給の年金を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
- D 寡婦年金の受給権者であった者は、老齢基礎年金の繰下げ支給を受けることはできない。
- E 学生の保険料納付特例は、平成37年6月までの間の経過措置とされている。

## 解説

- A 誤り。第1号被保険者として保険料を納付していても、同一の月内に種別の変更があったときは、**変更後の種別の被保険者**（設問の場合は、第3号被保険者）とみなされる（法11条の2）。**参**すでに納付された保険料は、被保険者からの請求によって還付される（法93条、令9条）。
- B 誤り。受給権者の申出による年金給付の支給停止は、**将来に向かって撤回**することができる（法20条の2第3項）。**ホ**過去に遡って撤回することはできない。
- C 正しい（法19条5項）。記述のとおり。
- D 誤り。寡婦年金の受給権者であった者であっても、要件を満たしていれば、**老齢基礎年金の支給繰下げの申出**をすることができる（法28条1項、51条）。  
**ホ**寡婦年金は、寡婦が60歳以上の場合は、要件に該当した日の属する月の翌月から65歳に達した日の属する月まで、寡婦が60歳未満の場合は、60歳に達した日の属する月の翌月から65歳に達した日の属する月まで支給されるので、老齢基礎年金の支給繰下げをすることは可能である。  
**参**寡婦年金の受給権者は、**老齢基礎年金の支給繰上げの請求**を行うことはできない（法附則9条の2第5項）。
- E 誤り。学生の保険料納付特例の規定は、経過措置ではない（法90条の3）。**ホ**50歳未満の納付特例措置（納付猶予）については、平成37年6月までの経過措置となっている（平16法附則19条、年金事業改善法附則14条）。

 604頁

 615頁

 613頁

 658頁関連

 677頁関連

正解 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 昭和25年4月1日に生まれた者で、厚生年金保険法第2条の5第1項第3号に規定する第3号厚生年金被保険者期間（他の法令の規定により当該第3号厚生年金被保険者期間とみなされる期間に係るもの等を含む。）が20年以上ある者は、老齢基礎年金の支給要件を満たす。
- B 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの夫の第1号被保険者に係る保険料納付済期間及び保険料免除期間をもとに計算されるが、生活保護法による生活扶助を受けていたため保険料納付を免除されていた月もその計算の基礎に含まれる。
- C 任意加入被保険者は、生活保護法による生活扶助を受けることとなった場合でも、いわゆる法定免除の対象とならない。
- D 第1号被保険者は、保険料を納付しようとするときは、厚生労働大臣が交付する納付書を添付しなければならないが、厚生労働大臣より、口座振替による保険料の納付の申出の承認を受けた場合には、この限りではない。
- E 学生納付特例事務法人は、その教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る学生納付特例の申請に関する事務及び保険料の納付に関する事務をすることができる。

## 解説

- A 正しい(昭60法附則12条1項, 別表第2)。昭和25年4月1日に生まれた者で, 設問の期間が20年以上ある者は, 特例により, 老齢基礎年金の支給要件を満たすとされている。

### ■厚生年金保険等の加入期間の特例 参

生年月日	加入期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日まで	21年
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日まで	22年
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日まで	23年
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日まで	24年

- B 正しい(法50条)。寡婦年金の額は, 保険料納付済期間及び保険料免除期間をもとに計算される。生活保護法による生活保護を受け保険料を免除されていた期間(いわゆる法定免除期間)は, 寡婦年金の計算の基礎に含める。
- C 正しい(法附則5条11項)。任意加入被保険者については, 法定免除の対象となっても, 保険料の免除はされない。
- D 正しい(法92条, 92条の2, 令6条の13)。原則として, 第1号被保険者は, 納付書により保険料を納付するが, 厚生労働大臣の承認を受けて口座振替により保険料を納付する場合は, 納付書は不要である。
- E 誤り。学生納付特例事務法人は, いわゆる学生納付特例制度の申請に関する事務を行うことができるが, 保険料の納付に関する事務を行うことはできない(法109条の2の2第1項)。

623頁

658頁

①保険料免除期間には, いわゆる学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間は含まれない。

674頁

673頁関連

677頁

正解 E

# 選択式 目的, 学生納付特例期間, 滞納処分の要件

## 59 H28

難易度 ★★ 重要度 日

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の  の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め, 完全な文章とせよ。

- 国民年金法は、「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の  A がそこなわれることを国民の  B によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」と規定している。
- 国民年金法第90条の3第1項に規定する学生の保険料納付特例につき、保険料を納付することを要しないものとされる厚生労働大臣が指定する期間は、申請のあった日の属する月の  C (同法第91条に規定する保険料の納期限に係る月であつて、当該納期限から2年を経過したものを除く。) 前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年3月(当該申請のあった日の属する月が1月から3月までである場合にあっては、当該申請のあった日の属する年の3月)までの期間のうち必要と認める期間とする。
- 国民年金法に規定する厚生労働大臣から財務大臣への滞納処分等に係る権限の委任に関する事情として、
  - 納付義務者が厚生労働省令で定める月数である  D か月分以上の保険料を滞納していること、
  - 納付義務者の前年の所得(1月から6月までにおいては前々年の所得)が  E 以上であること、等が掲げられている。

### 選択肢

- |         |         |         |           |
|---------|---------|---------|-----------|
| ① 6     | ② 12    | ③ 13    | ④ 24      |
| ⑤ 1年2か月 | ⑥ 1年6か月 | ⑦ 2年2か月 | ⑧ 2年6か月   |
| ⑨ 360万円 | ⑩ 462万円 | ⑪ 850万円 | ⑫ 1,000万円 |
| ⑬ 安全    | ⑭ 安定    | ⑮ 共同連帯  | ⑯ 自助努力    |
| ⑰ 自立援助  | ⑱ 相互扶助  | ⑲ 福祉    | ⑳ 平穩      |

## 解説

Iは、目的条文からの出題である。A、Bは得点できる。Cには⑦「2年2か月」が入る。法第90条の3第1項(学生納付特例)の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する期間は、申請のあった日の属する月の2年2月(保険料の納付期限から2年を経過していた期間を除く)前の月から申請のあった月の属する年の翌年の3月までの期間のうち必要と認める期間とする。

Dは今年の改正点である。Dには③「13」が入る。納付義務者が滞納処分等の執行を免れる目的で財産を隠ぺいしているおそれがある場合等は、厚生労働大臣は財務大臣に納付義務者の情報を提供し、権限の全部又は一部を委任することができるが、権限委任に係る滞納月数の要件は、「24月以上」から「13月分以上」に引き下げられた。

Eの納付義務者の前納の所得は、⑫「1,000万円」以上であることは改正されていない。

①厚生労働大臣は、滞納処分等その他の処分を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他の徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる(法109条の5第1項)。

②厚生年金保険も権限委任に係る要件について同様の改正があり、納付義務者が滞納している保険料等の額が「1億円以上」から「5,000万円以上」に引き上げられた。なお、納付義務者が24月以上の保険料を滞納していることは改正されていない。

正解

- A ⑭ 安定(法1条)  
B ⑮ 共同連帯(法1条)  
C ⑦ 2年2か月(平26.3.31厚労告191号2条)  
D ③ 13(則105条)  
E ⑫ 1,000万円(則106条2項)

 591頁

 591頁

 676頁

 684頁

 684頁

# 選択式 特定国民年金原簿記録の訂正の請求等

# 60

# H27 改3

難易度 ★★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の  の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。これ以外の場合には訂正をしない旨を決定しなければならない。

これらの決定に関する厚生労働大臣の権限は  A に委任されており、 A が決定をしようとするときは、あらかじめ、 B に諮問しなければならない。

- 2 国民年金法第30条の4に規定する20歳前傷病による障害基礎年金の受給権者は、原則として毎年、指定日である  C までに、指定日前  D に作成された障害基礎年金所得状況届及びその添付書類を日本年金機構に提出しなければならない。
- 3 平成25年7月1日において時効消滅不整合期間となった期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢厚生年金を受けている特定受給者が有する当該時効消滅不整合期間については、 E までの間、当該期間を保険料納付済期間とみなす。

## 選択肢

- ① 1か月以内      ② 3か月以内      ③ 3月31日      ④ 6月30日  
⑤ 7月31日      ⑥ 10日以内      ⑦ 14日以内  
⑧ 後納保険料納付期限日である平成27年9月30日  
⑨ 後納保険料納付期限日である平成37年6月30日  
⑩ 社会保障審議会年金記録訂正分科会      ⑪ 受給権者の誕生日の属する月の末日  
⑫ 総務大臣      ⑬ 地方厚生局長又は地方厚生支局長  
⑭ 地方年金記録訂正審議会  
⑮ 特定保険料納付期限日である平成30年3月31日  
⑯ 特定保険料納付期限日である平成38年3月31日  
⑰ 日本年金機構      ⑱ 年金記録回復委員会  
⑲ 年金記録確認地方第三者委員会      ⑳ 年金事務所長



## 解説

- 1 出題年度における改正点である特定国民年金原簿記録からの出題である。厚生労働大臣の訂正請求に係る決定に関する権限は⑬「地方厚生局長又は地方厚生支局長」へ委任されている。厚生労働大臣が訂正請求に係る決定をしようとするときは、あらかじめ「社会保障審議会」に諮問しなければならないが、当該権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合は、地方厚生局に置かれる政令で定める審議会⑭「**地方年金記録訂正審議会**」に諮問しなければならない。
- 2 障害基礎年金の受給権者は、原則として、毎年、受給権者の誕生日の属する月の末日までに書類その他の物件を提出しなければならないが、20歳前傷病による障害基礎年金についてはCの⑤「7月31日」が指定日となる。指定日には、Dの①「1か月以内」に作成された所得状況等を機構に提出する。
- 3 特定期間を有する被保険者等は、厚生労働大臣の承認を受け、平成27年4月1日から**特定保険料納付期限日の平成30年3月31日**までの間に特定期間のうちの一定の期間（最大10年分）の保険料を納付することができる。

正解

- A ⑬ 地方厚生局長又は地方厚生支局長（法109条の9第3項）
- B ⑭ 地方年金記録訂正審議会（法109条の9第3項、厚労省組織令153条の2）
- C ⑤ 7月31日（平21.12.28厚労告520）
- D ① 1か月以内（則36条の5）
- E ⑮ 特定保険料納付期限日である平成30年3月31日（法附則9条の4の4）

➡ 609頁

➡ 609頁

➡ 648頁

➡ 666頁

➡ 608頁

# 選択式 財政検証，給付制限

# 61 H26

難易度 ★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 政府は、少なくとも□A□年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びに国民年金法による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支について、その現況及び□B□期間における見通しを作成しなければならない。
- この□B□期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね□C□年間とする。
- 2 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて□D□ことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その□E□ことができる。

## 選択肢

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ① 3           | ② 5              |
| ③ 7           | ④ 10             |
| ⑤ 25          | ⑥ 30             |
| ⑦ 50          | ⑧ 100            |
| ⑨ 医師の診察を拒んだ   | ⑩ 財政均衡           |
| ⑪ 財政計画        | ⑫ 収支均衡           |
| ⑬ 将来推計        | ⑭ 全額の支給を停止する     |
| ⑮ 全部を一時差し止める  | ⑯ 全部又は一部を一時差し止める |
| ⑰ 全部又は一部を行わない | ⑱ 当該職員の指導に従わない   |
| ⑲ 当該職員の診断を拒んだ | ⑳ 療養に関する指示に従わない  |

## 解 説

1は財政検証について、2は給付制限についての問題である。それほど難解ではないので、正解を出しやすい。

Aは②「5」が入る。政府は5年ごとに国民年金事業の財政に係る収支について現況とBの⑩「財政均衡」期間の見通しを作成する。Cは、財政均衡期間はおおむね⑧の「100」年間となる。

2は、受験生が苦手意識を持つ、給付制限である。Dは⑳の「療養に関する指示に従わない」となり、Eは、⑰の「全部又は一部を行わない」となる。給付制限は、難しくないので、どちらかという避けたい箇所である。しかし、実は得点しやすいところでもあるので、頑張って覚えて得点してほしい。

参 財政検証とは、人口や経済の動向を見て、少なくとも5年ごとに財政見通しの作成と、マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成を行い、**年金財政の健全性を検証**することである。次の財政検証までに**所得代替率が50%を下回る**と見込まれる場合は、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

正解

- A ② 5 (法4条の3第1項)
- B ⑩ 財政均衡 (法4条の3第1項)
- C ⑧ 100 (法4条の3第2項)
- D ⑳ 療養に関する指示に従わない(法70条)
- E ⑰ 全部又は一部を行わない (法70条)

5 595頁

5 595頁

5 595頁

5 664頁

5 664頁

# 選択式 後納保険料

**62** H25  
改本文

難易度★★ 重要度B

Date	Date	Date
------	------	------

■ 次の文中の  の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、国民年金制度に照らして完全な文章とせよ。

平成27年10月1日から起算して  A を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による  B を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（承認の日の属する月前  C 以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が  D しているものに限る。）の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料（  E ）を納付することができる。

## 選択肢

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ① 1年             | ② 2年          |
| ③ 3年             | ④ 5年          |
| ⑤ 7年             | ⑥ 10年         |
| ⑦ 15年            | ⑧ 20年         |
| ⑨ 後納保険料          | ⑩ 国民年金基金加入者   |
| ⑪ 時効によって消滅       | ⑫ 処分によって失効    |
| ⑬ 滞納によって中断       | ⑭ 追納保険料       |
| ⑮ 特別保険料          | ⑯ 特例納付保険料     |
| ⑰ 任意加入被保険者       | ⑱ 引き続き継続      |
| ⑲ 法定免除者又は申請全額免除者 | ⑳ 老齢基礎年金の受給権者 |

## 解説

平成24年10月から適用された後納保険料からの出題であるが、設問の特例は、平成27年9月までの時限措置であった。平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間の時限措置として新たな特例が設けられている（年金事業改善法附則10条）（それを考慮して、問題文を修正した）。

国民年金の保険料（保険料免除制度の適用を受けている場合を除く）は、その納期限から2年を経過すると時効によって納付することができなくなる。平成27年10月から平成30年9月までの3年間の時限措置として、時効によって徴収権が消滅した国民年金の保険料について、5年前まで遡って納付することを認める特例が設けられている。この後納制度を利用することで、年金額が増額され、又は保険料の納付した期間が不足して年金を受給できなかった者が年金の受給資格を得られる場合がある。ただし、**老齢基礎年金の受給権者**は、後納保険料を納付することはできない。

正解

- A ③ 3年（年金事業改善法附則10条1項）
- B ⑳ 老齢基礎年金の受給権者（年金事業改善法附則10条1項）
- C ④ 5年（年金事業改善法附則10条1項）
- D ⑪ 時効によって消滅（年金事業改善法附則10条1項）
- E ⑨ 後納保険料（年金事業改善法附則10条1項）

➡ 680～681頁(A～E)

# 選択式 保険料改定率

# 63

## H24

### 改本文・選択肢

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の  の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、法令に照らして完全な文章とせよ。

国民年金の第1号被保険者の保険料の額は、平成16年改正によって導入された保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組みにより、平成17年度から平成  A 年度まで毎年度  B 円ずつ引き上げられ、平成  A 年度以降は月額  C 円で固定されることとされている（平成16年度価格）。

平成17年度以降の実際の保険料の額は、それぞれの年度ごとに定められた額（平成16年度価格）に  D を乗じて得た額を10円未満で四捨五入した額とされ、平成28年度は月額  E 円である。

#### 選択肢

- |          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| ① 29     | ② 31      | ③ 35     |
| ④ 37     | ⑤ 220     | ⑥ 250    |
| ⑦ 280    | ⑧ 310     | ⑨ 16,260 |
| ⑩ 15,010 | ⑪ 14,780  | ⑫ 15,700 |
| ⑬ 16,380 | ⑭ 16,660  | ⑮ 16,900 |
| ⑯ 17,180 | ⑰ 実質賃金変動率 | ⑱ 物価変動率  |
| ⑲ 保険料改定率 | ⑳ 名目賃金変動率 |          |

## 解説

保険料改定率からの出題である。

保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率（平成27年度の保険料改定率は、0.952）に**名目賃金変動率**を乗じて得た率を基準として改定される。名目賃金変動率とは、前々年の物価変動率に4年度前の実質賃金変動率を乗じたものをいう。平成28年度の保険料額は、法律に規定されている保険料額<sup>①</sup>**16,660円**に、平成28年度の保険料改定率**0.976**を乗じた額となった。

$$16,660円 \times 0.976 = 16,260.16円 \approx 16,260円$$

平成28年度の**保険料改定率 (0.976) =**


$$\text{平成27年度の保険料改定率 (0.952)} \times \text{名目賃金変動率} \\ \{ \text{前々年の物価変動率 (1.027)} \times \text{4年度前の実質賃金変動率 (0.998)} \}$$

①

平成	金額
17年度	13,580円
18年度	13,860円
19年度	14,140円
20年度	14,420円
21年度	14,700円
22年度	14,980円
23年度	15,260円
24年度	15,540円
25年度	15,820円
26年度	16,100円
27年度	16,380円
28年度	16,660円
29年度以後	16,900円

正解

- A ① 29 (法87条3項)  
 B ⑦ 280 (法87条3項)  
 C ⑮ 16,900 (法87条3項)  
 D ⑲ 保険料改定率 (法87条3項)  
 E ⑨ 16,260 (法87条3項)

 672頁(A~E)

# 選択式 積立金, 運用

## 64 H20

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の□の部分で国民年金法に基づいて選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の□A□のために、□B□から、□C□に行うことにより、将来にわたって、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

積立金の運用は、厚生労働大臣が、国民年金法第75条の目的に沿った運用に基づく□D□を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。なお、厚生労働大臣は、その寄託をするまでの間、□E□に積立金を預託することができる。

### 選択肢

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 安全性重視の観点  | ② 公正かつ慎重   |
| ③ 堅実        | ④ 将来的な見通し  |
| ⑤ 信託会社      | ⑥ 被保険者の利益  |
| ⑦ 財源確保      | ⑧ 財政融資資金   |
| ⑨ 忠実        | ⑩ 安全かつ効率的  |
| ⑪ 国民年金制度の維持 | ⑫ 自主運用の仕組み |
| ⑬ 長期的な観点    | ⑭ 年金財政の安定  |
| ⑮ 運用収益の獲得   | ⑯ 民間金融機関   |
| ⑰ 納付金の納付    | ⑲ 投資顧問業者   |
| ⑱ 保険料の上昇抑止  | ⑳ 年金財政基盤強化 |



## 解説


国民年金の保険料の積立金と運用の目的からの出題である。国年法の選択式問題は、過去に択一式で出題されたものが出題されることが多く、逆に選択式問題が択一式に出題されることも多いので、意識して問題を解いていくとよい。出題されてきた問題は、沿革、保険料、積立金などのほか、財政の現況及び見通し等である。積立金の運用は、平成18年度の択一式に出題されている。

A、B、Cの3つは、基本書をよく読んでいる人には簡単にできたと思うが、D、Eは正解するのは難しいところである。

Eの「**財政融資資金**」とは、財投債の発行により金融市場から調達した資金等を、特別会計・政府金融機関・独立行政法人・特殊会社・地方公共団体などが行う事業に供給する組織である。

正解

- A ⑥ 被保険者の利益（法75条）
- B ⑬ 長期的な観点（法75条）
- C ⑩ 安全かつ効率的（法75条）
- D ⑰ 納付金の納付（法76条1項）
- E ⑧ 財政融資資金（法76条2項）

 668頁(A~E)

# 択一式 遺族基礎年金

# 65

予想

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■遺族基礎年金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 遺族基礎年金の受給権者が配偶者であり、子が2人の場合、年金額は、「 $780,900 \text{円} \times \text{改定率} + 224,700 \text{円} \times \text{改定率} + 74,900 \text{円} \times \text{改定率}$ 」となる。
- B 遺族基礎年金の受給権を有するすべての子が減額改定事由に該当した場合、配偶者の遺族基礎年金の額は、「 $780,900 \text{円} \times \text{改定率}$ 」となる。
- C 遺族基礎年金の受給権者が子3人のみである場合、年金額は、「 $780,900 \text{円} \times \text{改定率} + 224,700 \text{円} \times \text{改定率} + 74,900 \text{円} \times \text{改定率}$ 」となる。
- D 遺族基礎年金の受給権者が子1人のみである場合、年金額は、「 $780,900 \text{円} \times \text{改定率} + 224,700 \text{円} \times \text{改定率}$ 」となる。
- E 被保険者が死亡し、先妻との間の子（15歳）が後妻（年収200万円）と生計を同じくしているが法律上の養子縁組関係にはない場合、後妻は遺族基礎年金の受給権を取得しない。

## 解説

●出題のねらい●遺族基礎年金の額や、遺族の範囲は、慣れるまでは分かりづらい。問題を通してなじんでほしい。

- A 誤り。「780,900円×改定率+224,700円×改定率+  
224,700円×改定率」となる(法39条1項)。
- B 誤り。すべての子が減額改定事由に該当したときは、  
配偶者の受給権は消滅する(法40条2項)。
- C 正しい(法39条の2第1項)。**示**遺族基礎年金の受給  
権を有する子の数に増減を生じたときは、増減を生じた  
日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する  
(法39条の2第2項)。
- D 誤り。子1人のみの場合の遺族基礎年金の額は、  
①「780,900円×改定率」である(法39条の2第1項)。
- E 誤り。後妻は、「死亡した被保険者の子」と生計を同  
じくしているため、②遺族基礎年金の受給権を取得する  
(法37条の2第1項)。

**示**「配偶者」「子」は死亡した者からみた関係をいう。

### ■E肢のケースの図解



➡ 651頁

➡ 653頁

➡ 651頁

➡ 651頁

①子1人のみの場合、加算は行われない。配偶者は1人では受給権を取得できないため、配偶者が受給する場合は必ず子の加算がある。

➡ 613, 650頁(E肢)

②このケースで、後妻が死亡した場合には、子が「後妻の子」とみなされ、未支給の遺族基礎年金を請求できる(法19条2項)。

正解 C

# 択一式 国民年金基金

# 66

予想

難易度 ★★

重要度 B

Date	
------	--

Date	
------	--

Date	
------	--

■国民年金基金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 基金は、加入員又は加入員であった者に対し、年金の支給を行い、あわせて加入員又は加入員であった者の死亡、障害又は脱退に関し、一時金の支給を行う。
- B 基金が支給する年金は、老齢基礎年金の繰上げ又は繰下げをしても、支給額に影響はない。
- C 老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金は、当該老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されている場合であっても、支給停止することはできない。
- D 基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。
- E 加入員が農業者年金の被保険者となったときは、その翌日に、加入員の資格を喪失する。

## 解説

◎出題のねらい◎国民年金基金の給付や加入員の基本事項を押さえておこう。

- A 誤り。一時金の支給は、加入員又は加入員であった者の**死亡**について行われる（法128条1項）。

### ■国民年金基金と他の制度との比較 ㊦

制 度	給付内容
国民年金基金	年金，死亡の場合の一時金
厚生年金基金	老齢，脱退，死亡，障害
確定給付企業年金	老齢給付金，脱退一時金（障害給付金と遺族給付金は任意給付）
確定拠出年金	老齢給付金，障害給付金，死亡一時金，脱退一時金

- B 誤り。老齢基礎年金の繰上げ又は繰下げをすると、**老齢基礎年金と同じ率で減額又は増額**される（基金令24条）。
- C 誤り。基金が支給する年金は、老齢基礎年金が**その全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない**（法131条）。**㊦**ただし、当該年金の額のうち、200円に当該基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額を**超える部分**については、この限りでない。
- D 正しい（法128条2項）。**㊦**必要な施設を「しなければならぬ」ではない。
- E 誤り。翌日ではなく、**その日**に加入員の資格を喪失する（法127条3項4号）。**㊦**農業者年金の被保険者は必ず**付加年金**を納付するため、同時に国民年金基金の加入員となることはできない。

㊦ 693頁

㊦ 694頁

㊦ 694頁

①老齢基礎年金が全額支給停止されている場合は、支給停止することができる。なお、付加年金は、「老齢基礎年金が全額支給停止されているときは、その間、その支給を停止する」と規定されている（法47条）。

㊦ 694頁（D肢）

㊦ 693頁

②国民年金基金は、付加年金の代行という位置づけである。

正解 D

Date	Date	Date
------	------	------

■ 次の文中の  の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 国民年金制度は、日本国憲法  A に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

なお、日本国憲法  A によれば、国は、すべての生活部面について、 B 及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとしている。

2 国民年金法による  C の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、 D 改定の措置が講ぜられなければならない。

3 国民年金事業の財政は、 E その均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、 D 所要の措置が講ぜられなければならない。

### 選択肢

- |             |          |           |
|-------------|----------|-----------|
| ① 一時金       | ② 費用     | ③ 第25条第1項 |
| ④ 短期的に      | ⑤ 速やかに   | ⑥ 第25条第2項 |
| ⑦ 社会福祉      | ⑧ 生活扶助   | ⑨ 2年以内に   |
| ⑩ 5年以内に     | ⑪ 年金     | ⑫ 給付      |
| ⑬ 第27条第2項   | ⑭ 第28条   | ⑮ 暫定的に    |
| ⑯ 長期的に      | ⑰ 可能なかぎり | ⑱ 将来に向けて  |
| ⑲ 社会福祉、社会保障 | ⑳ 社会保障   |           |

## 解説

●出題のねらい●総則の条文は、分かりやすい言葉で構成されているが、それぞれの言葉にきちんと意味がある。丁寧に読んでおこう。

1は、国民年金法の目的である。Aに③「第25条第1項」<sup>①</sup>を入れないように気をつけてほしい。なお、年金が世代間扶養の仕組みによって成り立っていることから、「国民の共同連帯」という言葉も押さえておきたい。

### ■社会全体で支えている制度 ㊦

国民年金法

高齢者医療確保法

介護保険法

↓

目的条文に「国民の共同連帯」という言葉がある

2は、「年金額の改定」の条文である。死亡一時金の金額が固定されていることを考えれば、①「一時金」や⑫「給付」は除外できる。

3は、「財政の均衡」の条文である。「均衡」という言葉から、財政均衡期間がおおむね100年間であることを思い出すと、④「短期的に」や⑮「暫定的に」を除外できる。

①日本国憲法第25条第1項…すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。→労基法等で具体化。

②死亡一時金の額は、保険料納付済期間等の月数に応じて12万円～32万円であり、改定率による改定は行われない（法52条の4第1項）。

正解

- A ⑥ 第25条第2項（法1条）  
B ⑰ 社会福祉、社会保障（日本国憲法25条2項）  
C ⑪ 年金（法4条）  
D ⑤ 速やかに（法4条、4条の2）  
E ⑯ 長期的に（法4条の2）

📖 591頁

📖 591頁

📖 595頁

📖 595頁

📖 595頁

# 厚生年金保険法

- |    |              |     |
|----|--------------|-----|
| 1  | 被保険者         | 704 |
| 2  | 保険給付の通則      | 720 |
| 3  | 老齢厚生年金       | 726 |
| 4  | 障害厚生年金       | 736 |
| 5  | 遺族厚生年金       | 740 |
| 6  | 脱退手当金及び脱退一時金 | 744 |
| 7  | 厚生年金の分割      | 746 |
| 8  | 保険給付全般       | 750 |
| 9  | 費用の負担        | 778 |
| 10 | 不服申立て及び雑則    | 786 |
| 11 | 存続厚生年金基金     | 790 |
| 12 | 法令全般         | 792 |
| 13 | 選択式          | 820 |
| 14 | チャレンジ予想問     | 832 |



# 択一式 適用事業所

# 1

## H28-1

難易度 ★

重要度 A

Date

Date

Date

■次のアからオのうち、その事業所を適用事業所とするためには任意適用事業所の認可を受けなければならない事業主として、正しいものの組合せは後記AからEまでのうちどれか。

- ア 常時5人の従業員を使用する、個人経営の旅館の事業主  
イ 常時5人の従業員を使用する、個人経営の貨物積み卸し業の事業主  
ウ 常時5人の従業員を使用する、個人経営の理容業の事業主  
エ 常時使用している船員（船員法第1条に規定する船員）が5人から4人に減少した船舶所有者  
オ 常時5人の従業員を使用する、個人経営の学習塾の事業の事業主
- A (アとウ)                      B (アとオ)                      C (イとエ)  
D (イとオ)                      E (ウとエ)

## 解説

ア 正しい(法6条1項・3項)。**ホ**旅館は、非適用業種の**サービス業**に該当する。このため、個人経営の場合は、従業員が何人いても**強制適用事業所**とならない。

### ■非適用業種 **ホ**

- ① 農林水産業
- ② サービス業(旅館、料理店、飲食店、理容業)
- ③ 法務業(弁護士、社労士等の事務所)
- ④ 宗教業(神社、寺、教会等)

イ 誤り。常時5人以上の適用業種に該当するため、**強制適用事業所**である(法6条1項1号へ)。

ウ 正しい(法6条1項・3項)。**ホ**理容業は、非適用業種の**サービス業**に該当する。このため、個人経営の場合は、従業員が何人いても**強制適用事業所**とならない。

エ 誤り。**船舶**は、使用している船員の数を問わず、**強制適用事業所**である(法6条1項3号)。

オ 誤り。常時5人以上の適用業種(**教育、研究又は調査の事業**)に該当するため、**強制適用事業所**である(法6条1項1号ワ)。

**ウ** 704頁

**ウ** 704頁

①強制適用事業所とは、次のいずれかに該当する事業所をいう。

④常時5人以上の従業員を使用する個人経営の適用業種の事業所。

⑤国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの。

⑥船員法1条に規定する船員として、船舶所有者に使用される者が乗り組む船舶。

**ウ** 704頁(ウ)

**ウ** 704頁(エ)

**ウ** 704頁(オ)

正解 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■適用事業所に関する次の記述のうち、法令に照らして正しいものはどれか。

- A 厚生年金保険法第6条第3項に定める任意適用事業所となる認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（同法第12条の規定により適用除外となる者を除く。以下同じ。）の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。
- B 任意適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができるが、その認可を受けようとするときは、当該事業主は、当該事業所に使用される者の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。
- C 一定の条件を満たす2以上の異なる事業主（船舶所有者を除く。）は、厚生労働大臣に届け出れば、その2以上の事業主の事業所を1つの適用事業所とすることができる。
- D 2以上の適用事業所（船舶を除く。）の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣に届け出れば、当該2以上の事業所を1つの適用事業所とすることができる。
- E 2以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、当該2以上の船舶は、1つの適用事業所とする。この場合において、当該2以上の船舶は、厚生年金保険法第6条に定める適用事業所でないものとみなす。

## 解説

A 誤り。「3分の2以上」は、正しくは「**2分の1以上**」である（法6条4項）。

705頁

B 誤り。「3分の2以上」は、正しくは「**4分の3以上**」である（法8条2項）。

705頁

### ■任意適用事業所に係る認可←A、B肢関係 示

① 任意適用の認可を受けようとするとき⇒事業主は、当該事業所に使用される者（適用除外者を除く）の**2分の1以上**の同意を得て、厚生労働大臣に申請。

② 適用取消しの認可を受けようとするとき⇒事業主は、当該事業所に使用される者（適用除外者を除く）の**4分の3以上**の同意を得て、厚生労働大臣に申請。

C 誤り。設問のように、異なる事業主の事業所を一括できるような規定はない。

D 誤り。「厚生労働大臣に届け出れば」は、正しくは「厚生労働大臣の**承認を受けて**」である（法8条の2第1項）。

705頁

①承認があったときは、当該2以上の適用事業所は、適用事業所でなくなったものとみなす。

E 正しい（法8条の3）。船舶の場合、承認なしで、一括されることに注意。

### ■適用事業所の一括←D、E肢関係 示

705頁(E肢)

① 2以上の適用事業所（船舶を除く）の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該2以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。

② 2以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、当該2以上の船舶は、一の適用事業所とする。

②の場合、当該2以上の船舶は、適用事業所でないものとみなす。

正解 E

# 択一式 被保険者等

## 3

### H27-2

改

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、C肢については、第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者に係る事業主のことは、考慮しなくてもよい。

- A 任意単独被保険者が厚生労働大臣の認可を受けてその資格を喪失するには、事業主の同意を得た上で、所定の事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- B 適用事業所以外の事業所に使用される高齢任意加入被保険者が、老齢基礎年金の受給権を取得したために資格を喪失するときは、当該高齢任意加入被保険者の資格喪失届を提出する必要はない。
- C 適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者は、保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を滞納し、督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないときは、当該保険料の納期限の日に、その資格を喪失する。なお、当該適用事業所の事業主は、保険料を半額負担し、かつ、その保険料納付義務を負うことについて同意していないものとする。
- D 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）は、当初から継続して6か月を超えて使用されるべき場合を除き、被保険者とならない。
- E 被保険者（高齢任意加入被保険者及び第4種被保険者を除く。）は、死亡したときはその日に、70歳に達したときはその翌日に被保険者資格を喪失する。

## 解説

- A 誤り。任意単独被保険者の資格喪失の認可を受ける際について、**事業主の同意は不要**である（法11条）。  
①〈比較〉任意単独被保険者の資格取得の認可を受ける際には、**事業主の同意が必要**である。
- B 正しい（則22条1項3号）。設問の場合、資格喪失届の提出は不要である。
- C 誤り。設問中の「納期限の日」は、正しくは「**納期限の属する月の前月の末日**」である（法附則4条の3第6項）。
- D 誤り。設問中の「6か月」は、正しくは「**4か月**」である（法12条3号）。
- E 誤り。死亡したときは「**その翌日**」に、70歳に達したときは「**その日**」に、被保険者の資格を喪失する（法14条）。**参**「〇歳に達した日」とは、〇歳の誕生日の前日のことである（誕生日当日ではない）。

708頁

①事業主の同意とは、保険料を半額負担し、保険料を納付し、届出を行う義務についての同意をいう。

709頁

709頁

②第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者に係る事業主については、法附則4条の3第3項及び6項から8項までの規定は、適用しないこととされている（同条10項）。

706頁(D肢)

707頁(E肢)

厚年

正解 B

# 択一式 被保険者等

## 4

### H25-1

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次のアからオの記述のうち、厚生年金保険の被保険者とならないものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 船舶所有者に使用される船員であって、その者が継続して4か月を超えない期間季節的業務に使用される場合。
- イ 適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者であって、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有しないものが、当該事業所の事業主の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けた場合。
- ウ 船舶所有者に臨時に使用される船員であって、その者が引き続き1か月未満の期間日々雇い入れられる場合。
- エ 巡回興行などの所在地が一定しない事業所に使用される者であって、その者が引き続き6か月以上使用される場合。
- オ 臨時的事業の事業所に使用される者であって、その者が継続して6か月を超えない期間使用される場合。

- A (アとイ)                      B (アとエ)                      C (イとウ)  
D (ウとオ)                      E (エとオ)

## 解説

- ア 被保険者となる（法12条3号）。適用除外でない。  
 イ 被保険者となる（法附則4条の5第1項）。高齢任意加入被保険者となる。  
 ウ 被保険者となる（法12条1号）。適用除外でない。  
 エ 被保険者とならない（法12条2号）。適用除外。  
 オ 被保険者とならない（法12条4号）。適用除外。

### ■①②適用除外（法12条）**記**

適用除外	例外
(1) 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く）であって、次に該当するもの ① 日々雇い入れられる者 ② 2月以内の期間を定めて使用される者	①の者が1月を超え、 ②の者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合
(2) 所在地が一定しない事業所に使用される者	
(3) 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く）	(3)の者が当初から継続して4月を、(4)の者が当初から継続して6月を超えて使用されるべき場合
(4) 臨時的事業の事業所に使用される者	
(5) 短時間労働者であって、 ① 1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3未満である者 ② 1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3未満である者	「4分の3以上」又は次の5要件を満たす場合は被保険者となる。 a 週所定労働時間が20時間以上、b 継続して1年以上使用されることが見込まれる、c 一定の方法により算定した額が88,000円以上、 d 学生でない、e 常時501人以上の事業所に勤務

**記** 706頁

**記** 709頁

**記** 706頁

**記** 706頁

**記** 706頁

①恩給法上の公務員等、共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度の加入者は、厚生年金保険の被保険者とならないこととされていたが、平成27年10月施行の改正（被用者年金制度の一元化）により、厚生年金保険の被保険者としてとされた。

②被用者年金制度の一元化により、厚生年金保険の被保険者に、次の種別が設けられた。

①第1号厚生年金被保険者  
 …②～④以外

②第2号厚生年金被保険者  
 …国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者

③第3号厚生年金被保険者  
 …地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者

④第4号厚生年金被保険者  
 …私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者

正解 E

厚年



# 択一式 被保険者等

5

H21-1

改B

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■被保険者等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であって、2月以内の期間を定めて使用される者は、被保険者とされない。ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至ったときは、その超えた日から被保険者となる。
- B 被保険者（船員被保険者を除く。）の資格喪失の届出は、原則として、当該事実があった日から5日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを日本年金機構に提出することによって行う。
- C 被保険者（適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者及び第4種被保険者を除く。）は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。
- D 更生保護事業法に定める更生保護事業の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される70歳未満の者は、被保険者とされる。
- E 70歳以上の障害厚生年金の受給権者は、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者であっても、高齢任意加入被保険者となることができない。

## 解説

- A 正しい（法12条1号ロ）。記述のとおり。  
 B 正しい（則22条1項）。記述のとおり。なお、船員被保険者の資格喪失の届出については、提出期限が10日以内とされている。  
 C 正しい（則6条）。記述のとおり。

### ■被保険者の氏名変更の手続 本

① 被保険者（㊟を除く）	被保険者が変更後の氏名を事業主に 申出（年金手帳も提出）〔速やかに〕 →事業主が機構に届出〔速やかに〕
㊟ 適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者・第4種被保険者	被保険者が機構に届出（年金手帳も添付して届出）〔10日以内〕

- D 正しい（法6条1項1号タ）。更生保護事業は、いわゆる適用業種に該当するため、設問の事業所は<sup>①</sup>適用事業所となる。したがって、当該事業所に使用される70歳未満の者は、被保険者となる。  
 E 誤り。受給権を有することにより高齢任意加入被保険者となることできないこととされるのは、**老齡又は退職**を支給事由とする年金に限られている（法附則4条の3第1項、4条の5第1項）。


 706頁

 717頁

 718頁

 704頁

①いわゆる適用業種…個人経営の事業所であっても、常時5人以上の従業員を使用していれば、強制適用事業所となる業種。なお、適用業種には、社会福祉事業も含まれている。

 708頁（E肢）

正解 E

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法第20条第2項に規定する標準報酬月額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。
- B 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その翌年の4月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行わなければならない。
- C 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。
- D 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その翌年の4月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行わなければならない。
- E 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の300に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その翌年の4月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行わなければならない。

## 解説

A, B, D, E 誤り (法20条2項)。

C 正しい (法20条2項)。

正しい条文は次のとおり。

### ■標準報酬月額等の等級区分の改定 (上限の弾力的調整) (法20条2項)

毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

### ☞ 715頁(A～E題)

この規定については、健保法との比較も重要である。

【健保法における標準報酬月額の等級区分の改定 (上限の弾力的調整) (法40条2項)】

毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の0.5を下回ってはならない。

厚年

正解 C

# 択一式 届出

# 7

## H25-9

### 改 ■・力

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に基づく次のアからカの届出について、5日以内に届け出なければならぬとされているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。なお、本問において第2号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者及びこれらの者に係る事業主のことは、考慮しなくてもよい。

- ア 事業主が被保険者から住所変更の申出を受けたときの「被保険者の住所変更の届出」
- イ 被保険者又は70歳以上の使用される者が、同時に2以上の事業所に使用されるに至ったときの「2以上の事業所勤務の届出」
- ウ 事業主が被保険者（船員被保険者を除く。）に賞与を支払ったときの「被保険者の賞与額の届出」
- エ 被保険者（船員被保険者を除く。）が厚生年金保険法第23条に基づく改定（いわゆる随時改定）に該当したときの「被保険者の報酬月額変更の届出」
- オ 老齢厚生年金の受給権者がその氏名を変更したときの「氏名変更の届出」
- カ 事業主に変更があったときの「事業主の変更の届出」
- A (アとオ)                      B (イとカ)                      C (ウとエ)
- D (ウとカ)                      E (アとエ)

## 解説

各届出の期限は、ア 速やかに（則21条の2第1項）、イ 10日以内（則2条1項）、ウ 5日以内（則19条の5第1項）、エ 速やかに（則19条1項）、オ 10日以内（則37条1項）、カ 5日以内（則24条1項）。

したがって、Dの組合せ（ウとカ）が正解となる。

### ■①事業主が行う届出 **ボ**

期限	届出書類
5日以内	㊦ 新規適用事業所の届出*1 ㊧ 適用事業所に該当しなくなった場合の届出*1 ㊨ 被保険者の資格取得の届出*1 ㊩ 被保険者の資格喪失の届出*1 ㊪ 70歳以上の使用される者の該当の届出*1 ㊫ 70歳以上の使用される者の不該当の届出*1 ㊬ 被保険者の種別等の変更の届出*1 ㊭ 事業主の氏名等の変更の届出 ㊮ 事業主の変更の届出 ㊯ 賞与額の届出*1
10日以内	㊰ 高齢任意加入被保険者の保険料半額負担と納付義務の同意の届出・同意撤回の届出 ㊱ 船舶・船員に係る本表*1の届出
速やかに	㊲ 報酬月額変更の届出*1 ㊳ 船舶所有者の氏名等の変更の届出 ㊴ 被保険者の氏名変更の届出 ㊵ 被保険者の住所変更の届出
7月10日	㊶ 報酬月額の届出（報酬月額算定基礎届）

### ■②被保険者・70歳以上の使用される者が行う届出 **ボ**

期限	届出書類
10日以内	㊷ 年金事務所の選択の届出 ㊸ 2以上の事業所勤務の届出 ㊹ 適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者の氏名変更の届出・住所変更の届出 ㊺ 第4種被保険者の氏名変更の届出・住所変更の届出

㊳第2号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者及びこれらの者に係る事業主については、法27条（届出）ほかに基づく解説の規定は適用しないこととされている（法31条の3ほか）。

㊵ 717頁（ア～エ、カ）

㊶ 798頁（オ）

〈補足〉設問の中では、オのみ、受給権者に関する届出である。

①事業主が厚生労働大臣に届出…書類の提出先（窓口）は、「日本年金機構」。

②被保険者・70歳以上の使用される者が厚生労働大臣に届出…書類の提出先（窓口）は、「日本年金機構」。

正解 D

厚年

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。なお、本問において第2号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者及びこれらの者に係る事業主のことは、考慮しなくてもよい。

- ア 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下本肢において同じ。）は、厚生年金保険法の規定に基づいて事業主がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするときは、あらかじめ、文書でその旨を日本年金機構に届け出なければならない。
- イ 厚生年金保険法第27条の規定による当然被保険者（船員被保険者を除く。）の資格取得の届出は、当該事実があった日から5日以内に、厚生年金保険被保険者資格取得届又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを日本年金機構に提出することによって行うものとする。
- ウ 厚生年金保険法第6条第1項の規定により初めて適用事業所となった船舶の船舶所有者は、当該事実があった日から5日以内に、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。
- エ 被保険者（適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者及び第4種被保険者を除く。）は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。
- オ 育児休業期間中における厚生年金保険料の免除の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業所の事業主は、当該被保険者が育児休業等終了予定日を変更したとき又は育児休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、これを日本年金機構に届け出なければならない。ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに産前産後休業期間中における厚生年金保険料の免除の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

- A 一つ      B 二つ      C 三つ      D 四つ      E 五つ

## 解説

ア 正しい（則29条1項）。記述のとおり。参考 代理人を解任したときも、設問の選任の場合と同様に、あらかじめ、文書でその旨を機構に届け出なければならない。

イ 正しい（則15条1項）。記述のとおり。

ウ 誤り。設問中の「5日以内」は、正しくは「10日以内」である（則13条3項）。

■船舶・船員被保険者関係の次の届出の期限は10日以内 参考

- ① 適用事業所該当・不該当
- ② 資格取得・喪失
- ③ 種別の変更
- ④ 報酬月額変更
- ⑤ 賞与支払の届出

エ 正しい（則6条の2）。記述のとおり。なお、この申出を受けた事業主は、速やかに、機構に対し、被保険者氏名変更の届出を行う。参考 適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者がその住所を変更したときは、10日以内に、所定の事項を記載した届書を機構に提出しなければならないことになっている。

オ 正しい（則25条の2第3項）。記述のとおり。なお、設問のただし書に該当するケースは、たとえば、第1子の育児休業等の期間中に第2子を出産し、第2子の産前産後休業を開始したような場合である。したがって、D（四つ）が正解となる。

参考 第2号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者及びこれらの者に係る事業主については、法27条（届出）ほかに基づく解説の規定は適用しないこととされている（法31条の3ほか）。

参考 717頁(ア)

参考 717頁(イ)

参考 717頁(ウ)

参考 718頁

参考 717頁

①そのような場合、第1子に係る育児休業等は終了するが、終了に係る届出は不要である。

正解 D

厚年



# 択一式 保険給付の通則

9

H25-6

改 ■・D 才E

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■年金の内払に関する次の記述のうち、法令に照らして誤っているものはどれか。  
なお、A肢とB肢においては、二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例のことは考慮しなくてもよい。

- A 障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者が、新たに障害等級1級又は2級に該当する障害を受け、厚生年金保険法第48条第1項の規定に基づいて、前後の障害を併合した障害の程度による新たな障害厚生年金の受給権を取得した場合、従前の障害厚生年金の受給権が消滅した月の翌月以後の分として、従前の障害厚生年金の支払が行われたときは、その支払われた従前の障害厚生年金は、新たな障害厚生年金の内払とみなす。
- B 遺族厚生年金の受給権者が障害厚生年金の受給権を取得し、障害厚生年金の支給を選択した場合において、遺族厚生年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として遺族厚生年金の支払が行われたときは、その支払われた遺族厚生年金は、障害厚生年金の内払とみなす。
- C 老齢厚生年金の受給権者に対し、在職老齢年金の仕組みにより、年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。
- D 同一人に対して国民年金法による寡婦年金の支給を停止して60歳台前半の老齢厚生年金(厚生労働大臣が支給するものとする。)を支給すべき場合において、当該老齢厚生年金を支給すべき事由が生じた月の翌月以後の分として寡婦年金の支払が行われたときは、その寡婦年金は、当該老齢厚生年金の内払とみなすことができる。
- E 同一人に対して国民年金法による障害基礎年金の支給を停止して遺族厚生年金(日本私立学校振興・共済事業団が支給するものとする。)を支給すべき場合において、当該遺族厚生年金を支給すべき事由が生じた月の翌月以後の分として障害基礎年金の支払が行われたときは、その障害基礎年金は、当該遺族厚生年金の内払とみなすことができる。

## 解説

A～D 正しい（法39条1項・2項・3項）。

E 誤り。国民年金の年金との間で、いわゆる内払調整を行うことができる厚生年金保険の年金は、厚生労働大臣が支給するものに限られている（法39条3項）。

### ■いわゆる内払調整と過誤払調整

事由	調整内容
(1) 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅した場合に、その翌月以降も乙年金の支払が行われたとき	乙年金は、その後に支払うべき甲年金の内払とみなす
(2) 同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合に、その翌月以降も乙年金の支払が行われたとき	
(3) 支給を停止すべき年金が、その翌月以降も支払われたとき	支払われた年金（(4)については、減額すべき部分の額）は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる
(4) 減額して改定すべき年金が、その翌月以降も減額しないで支払われたとき	
(5) 同一人に対して国民年金の年金たる給付の支給を停止して厚生年金保険の年金たる保険給付（厚生労働大臣が支給するものに限る。右において同じ）を支給すべき場合に、その翌月以降も当該国民年金の年金たる給付が支払われたとき	国民年金の年金たる給付は、厚生年金保険の年金たる保険給付の内払とみなすことができる
(6) 年金たる保険給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その翌月以降の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合、当該過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金たる保険給付（遺族厚生年金）があるとき	当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる

正解 E

724～725頁（A～E肢）

### 他の制度との関係

④表(5)のように、内払調整は、厚生年金保険の年金（厚生労働大臣が支給するものに限る）と国民年金の年金との間でも行われる。

⑤表(6)の過誤払調整は、同一制度の年金の間でのみ行われる（厚生年金保険の年金と他の制度の年金との間では行われない）。

⑥表(1)～(4)については、二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例が規定されているが、そのことは考慮していない。

# 択一式 保険給付の通則等

# 10 H26-7

難易度 ★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 遺族厚生年金として支給を受けた金銭を標準として、租税を課すことはできないが、租税以外の公課は課することができる。
- B 老齢厚生年金として支給される金額は、全額が受給権者に支払われることとされており、そこから介護保険の保険料を控除して支払われることはない。
- C 老齢厚生年金として支給を受けた金銭を標準として、地方税を課すことはできない。
- D 遺族厚生年金を受ける権利は、国税滞納処分により差し押さえることができる。
- E 障害厚生年金を受ける権利は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、担保に供することができる。

## 解説

- A 誤り。遺族厚生年金については、支給を受けた金銭を標準として、「租税**その他の公課**」を課することができない（法41条2項）。
- B 誤り。介護保険法の規定により、**特別徴収**が認められている（介護保険法131条ほか）。
- C 誤り。老齢厚生年金は、公課の禁止の対象から**除かれている**（法41条2項）。
- D 誤り。遺族厚生年金を受ける権利は、国税滞納処分により差し押えることは**できない**（法41条1項）。
- E 正しい（法41条1項、独立行政法人福祉医療機構法12条）。年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供することは、例外的に認められる。設問は、その具体例である。

### ■②受給権の保護と公課の禁止 ㊦

	受給権の保護	公課の禁止
原則	保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない	租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない
例外	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金たる保険給付を受ける権利は、別に法律で定めるところにより、担保に供することができる</li> <li>老齢厚生年金を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む）により差し押さえることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢厚生年金については、租税その他の公課の対象となる（雑所得として、所得税の対象となる）</li> </ul>

㊦ 725頁

㊦ 920頁

①その他、国民健康保険の保険料（税）、後期高齢者医療の保険料についても、特別徴収（老齢等年金給付からの天引き）が認められている。

㊦ 726頁（C肢）

㊦ 726頁（D肢）

㊦ 726頁（E肢）

②補足事項

㊦担保に供することができる場合⇒具体的には、「独立行政法人福祉医療機構法」で定めるところにより、「独立行政法人福祉医療機構」に担保に供することができる。

㊦「特例老齢年金」や「脱退手当金」は、「老齢厚生年金」と同様、差し押さえの対象となる。また、租税その他の公課の対象にもなる。

㊦「脱退一時金」も、「老齢厚生年金」と同様、差し押さえの対象となる。また、租税その他の公課の対象にもなる。

正解 E

厚年

## 択一式 併給の調整

# 11

### H24-3

難易度 ★★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■65歳に達している受給権者に係る平成18年4月1日以後に支給される厚生年金保険法による年金たる保険給付と、国民年金法による年金たる給付の併給に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。


- A 老齢厚生年金は、老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金と併給できるが、遺族基礎年金とは併給できない。
- B 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金は、その受給権者が遺族厚生年金若しくは厚生年金保険法による特例遺族年金又は遺族共済年金の支給を受けるときは、当該老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額の2分の1に相当する部分の支給の停止を行わない。
- C 遺族厚生年金は、老齢基礎年金及び付加年金又は障害基礎年金と併給できる。
- D 老齢厚生年金と障害基礎年金の併給について、受給権者に子がある場合であって、障害基礎年金の子に対する加算額が加算されるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）は、老齢厚生年金の当該子に対する加給年金額に相当する部分を支給停止する。
- E 遺族厚生年金（基本となる年金額の3分の2に相当する額）と老齢厚生年金（基本となる年金額の2分の1に相当する額）を同時に受給する場合には、基礎年金については老齢基礎年金を選択することができるが、障害基礎年金を選択することはできない。


## 解説


- A 正しい（法38条1項，法附則17条）。記述のとおり。
- B 正しい（昭60法附則56条6項）。記述のとおり。なお、「老齢年金，通算老齢年金及び特例老齢年金の額の2分の1に相当する部分の支給の停止を行わない」とは，当該2分の1の残りの2分の1に相当する部分が支給されるということである。
- C 正しい（法38条1項，法附則17条）。記述のとおり。
- D 正しい（法44条1項）。記述のとおり。この規定は，子に係る加算（国年法の子の加算，厚年法の子の加給年金額）が重複給付とならないように設けられたものである。
- E 誤り。設問の場合には，**障害基礎年金を選択することもできる**（法38条1項，60条1項，64条の2，法附則17条）。**参**設問の場合の年金の支給に当たっては，老齢厚生年金の支給が優先され，遺族厚生年金は差額支給となる。


㊦本問冒頭の「65歳に達している受給権者に…」という部分をしっかり確認してから，問題に取り組むことが重要である。

 722～723頁(A肢)

 723頁(B肢)

 722～723頁(C肢)

 742頁(D肢)

 722～723, 783頁

# 択一式 60歳代前半の老齢厚生年金

12 H24-7  
改

難易度 ★★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■厚生年金保険法附則第8条の2に定める「特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例」につき、一般の男子及び女子の支給開始年齢の読み替えに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、本問において、第2号厚生年金被保険者であり、若しくは第2号厚生年金被保険者期間を有する者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくは第3号厚生年金被保険者期間を有する者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくは第4号厚生年金被保険者期間を有する者のことは、考慮しなくてもよい。

- A 男子であって、昭和27年4月2日に生まれた者は、61歳以上に該当するに至ったときに支給される。
- B 男子であって、昭和36年4月1日に生まれた者は、64歳以上に該当するに至ったときに支給される。
- C 女子であって、昭和33年4月2日に生まれた者は、61歳以上に該当するに至ったときに支給される。
- D 女子であって、昭和36年4月2日に生まれた者は、62歳以上に該当するに至ったときに支給される。
- E 女子であって、昭和41年4月1日に生まれた者は、64歳以上に該当するに至ったときに支給される。

## 解説

- A 誤り。男子であって、昭和27年4月2日に生まれた者は、「60歳」以上に該当するに至ったときに支給される(法附則8条の2第1項、8条)。
- B 正しい(法附則8条の2第1項)。
- C 正しい(法附則8条の2第2項)。
- D 正しい(法附則8条の2第2項)。
- E 正しい(法附則8条の2第2項)。

### ■60歳代前半の老齢厚生年金の支給開始年齢(一般)

生年月日 (一般男子)	生年月日 ①(一般女子)	報酬比例 部分	定額 部分
昭16.4.1以前	昭21.4.1以前	60歳	60歳
昭16.4.2 ～昭18.4.1	昭21.4.2 ～昭23.4.1	60歳	61歳
昭18.4.2 ～昭20.4.1	昭23.4.2 ～昭25.4.1		62歳
昭20.4.2 ～昭22.4.1	昭25.4.2 ～昭27.4.1		63歳
昭22.4.2 ～昭24.4.1	昭27.4.2 ～昭29.4.1		64歳
昭24.4.2 ～昭28.4.1←A肢	昭29.4.2 ～昭33.4.1	60歳	—
昭28.4.2 ～昭30.4.1	昭33.4.2 ～昭35.4.1←C肢	61歳	—
昭30.4.2 ～昭32.4.1	昭35.4.2 ～昭37.4.1←D肢	62歳	
昭32.4.2 ～昭34.4.1	昭37.4.2 ～昭39.4.1	63歳	
昭34.4.2 ～昭36.4.1←B肢	昭39.4.2 ～昭41.4.1←E肢	64歳	
昭36.4.2以後	昭41.4.2以後	特別支給は廃止	

 730頁(A～E肢)

①一般女子のうち、第1号厚生年金被保険者であり、又は第1号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。  
 ②一般女子のうち、第2号厚生年金被保険者であり、若しくは第2号厚生年金被保険者期間を有する者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくは第3号厚生年金被保険者期間を有する者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくは第4号厚生年金被保険者期間を有する者については、一般男子と同じ支給開始年齢となっている。

厚年

正解 A



# 択一式 老齢厚生年金（加給年金額）

# 13

## H28-5

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 配偶者に係る加給年金額が加算された老齢厚生年金について、その対象となる配偶者が繰上げ支給の老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該配偶者については65歳に達したものとみなされ、加給年金額に相当する部分が支給されなくなる。
- B 加給年金額が加算された老齢厚生年金について、その加算の対象となる配偶者が老齢厚生年金の支給を受けるときは、その間、加給年金額の部分の支給が停止されるが、この支給停止は当該配偶者の老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間が300か月以上の場合に限られる。
- C 第1号厚生年金被保険者期間を170か月、第2号厚生年金被保険者期間を130か月有する昭和25年10月2日生まれの男性が、老齢厚生年金の受給権を65歳となった平成27年10月1日に取得した。この場合、一定の要件を満たす配偶者がいれば、第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金に加給年金額が加算される。なお、この者は、障害等級3級以上の障害の状態になく、上記以外の被保険者期間を有しないものとする。
- D 老齢厚生年金に加算される加給年金額は、厚生年金保険法第44条第2項に規定する所定の額に改定率を乗じて得た額とされるが、この計算において、5円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとされている。
- E 昭和9年4月2日以後に生まれた老齢厚生年金の受給権者に支給される配偶者に係る加給年金額については、その配偶者の生年月日に応じた特別加算が行われる。

## 解説

- A 誤り。配偶者加給年金額は、配偶者が繰上げ支給の老齢基礎年金の支給を受けるときであっても支給される(法46条6項)。
- B 誤り。300か月以上ではなく、原則として240か月以上である(法46条6項)。
- C 正しい(法78条の27, 令3条の13第2項)。この場合、被保険者期間が長い方の老齢厚生年金に加算される。
- D 誤り。「5円」を「50円」に、「10円」を「100円」とすると、正しい文章になる(法44条2項)。
- E 誤り。配偶者の生年月日ではなく、受給権者の生年月日である(昭60法附則60条2項)。

### ■特別加算の額

受給権者の生年月日	特別加算額
昭9.4.2～昭15.4.1	33,200円×改定率
昭15.4.2～昭16.4.1	66,300円×改定率
昭16.4.2～昭17.4.1	99,500円×改定率
昭17.4.2～昭18.4.1	132,600円×改定率
昭18.4.2以後	165,800円×改定率

老齢厚生年金は、受給権者の生年月日により給付乗率等が異なる場合がある(生年月日が古い方が、年金額が高い)。特別加算額も、受給権者の生年月日によって支給額が決まる。

### 742頁

①配偶者が被保険者期間240月以上の老齢厚生年金を受けられることができるとき、障害厚生年金・障害基礎年金等を受けられるときは、配偶者加給年金額が支給停止される。

### 742頁(B肢)

### 739頁(C肢)

②二以上の種別の被保険者であった期間を有する場合、原則として最初に受給権を取得した老齢厚生年金に加算するが、同時に取得した場合は被保険者期間が長い方に加算する。

### 720頁(D肢)

年金の端数処理で「5円」「10円」となっているのは、国民年金法の保険料のみである。

### 741頁(E肢)

③老齢基礎年金の振替加算は、老齢基礎年金の受給権者の生年月日によって支給額が決まる(224,700円×改定率×生年月日に応じた率)。

④昭和21年4月1日以前生まれの受給権者は、報酬比例部分の給付乗率の読み替えがある。たとえば乗率5.481の場合は最高で $\frac{7,308}{1000}$ になる。定額単価は、最高で1,628円×1.875×改定率となる。

# 択一式 老齢厚生年金（加給年金額）

14

H26-5  
改E

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■老齢厚生年金に加算される加給年金額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 加給年金額の対象となる配偶者（昭和24年4月2日生まれ）が受給資格期間を満たさないため老齢基礎年金を受給できない場合には、当該配偶者が65歳に達した日の属する月の翌月以後も引き続き加給年金額が加算される。
- B 加給年金額の対象となる子が3人いる場合は、対象となる子が1人のときに加算される加給年金額の3倍の額の加給年金額が加算される。
- C 加給年金額の対象となる配偶者が障害等級3級の障害厚生年金を受給している場合であっても、加給年金額は支給停止されない。
- D 加給年金額が加算された60歳台前半の老齢厚生年金が、雇用保険の基本手当との調整により支給停止される場合であっても、加給年金額については支給停止されない。
- E 昭和24年4月2日生まれの在職老齢年金を受給している妻が65歳に達した時点で、厚生年金保険の被保険者期間（第1号厚生年金被保険者期間に係るものとし、第4種被保険者期間又は船員任意継続被保険者期間ではないものとする。）が35歳に達した日の属する月以後のみで18年となった場合、加給年金額の対象となる夫がいれば、加給年金額が加算されることとなる。

## 解説

A 誤り。設問のような取扱いはされない。加算対象となっていた配偶者が65歳に達したときは、**加給年金額を加算しないもの**とし、その翌月から、年金の額が改定される(法44条4項4号)。

742頁

参 加算対象の配偶者が大正15年4月1日以前に生まれたものである場合は、その者が65歳に達した後も、加給年金が加算される(その者には、老齢基礎年金が支給されないため)(昭60法附則60条1項)。

B 誤り。1人目・2人目の子と、3人目以降の子では、**金額が異なる**ので、3倍の額とはならない(法44条2項)。

741頁

C 誤り。障害厚生年金(1級～「**3級**」)を受給している場合、**加給年金額は支給停止**される(法46条6項、令3条の7)。

742頁

D 誤り。基本手当との調整においては、**加給年金額も含めて支給停止**される(法附則7条の4ほか)。

748頁

E 正しい(法44条1項、昭60法附則61条)。いわゆる**中高齢の期間短縮特例**に該当する場合、その者の厚生年金保険の被保険者期間の月数が240に満たない場合でも、**加給年金額の加算に係る被保険者期間の月数の要件(240)**を満たす。

739頁

正解 E

# 択一式 60歳代前半の老齢厚生年金と雇用保険の給付との調整

# 15

## H27-3

難易度★★ 重要度A

Date	Date	Date
------	------	------

■厚生年金保険の保険給付と雇用保険の給付との調整に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは後記AからEまでのうちどれか。

- ア 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険の求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあった月から当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数分の基本手当を受け終わった月（雇用保険法第28条第1項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わった月。）又は当該受給資格に係る受給期間が経過した月までの各月において、当該老齢厚生年金の支給を停止する。
- イ 雇用保険の基本手当との調整により老齢厚生年金の支給が停止された者について、当該老齢厚生年金に係る調整対象期間が終了するに至った場合、調整対象期間の各月のうち年金停止月の数から基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数を30で除して得た数（1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げるものとする。）を控除して得た数が1以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、雇用保険の基本手当との調整による老齢厚生年金の支給停止が行われなかったものとみなす。
- ウ 60歳台前半において、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者が雇用保険の基本手当を受けるときは、障害厚生年金のみが支給停止の対象とされる。
- エ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険の基本手当を受けた後、再就職して厚生年金保険の被保険者になり、雇用保険の高年齢再就職給付金を受けることができる場合、その者の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みにより支給停止を行い、さらに高年齢再就職給付金との調整により標準報酬月額を基準とする一定の額が支給停止される。なお、標準報酬月額は賃金月額75%相当額未満であり、かつ、高年齢雇用継続給付の支給限度額未満であるものとする。また、老齢厚生年金の全額が支給停止される場合を考慮する必要はない。
- オ 60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険の高年齢求職者給付金を受給した場合、当該高年齢求職者給付金の支給額に一定の割合を乗じて得た額に達するまで老齢厚生年金が支給停止される。

A (アとウ) B (アとオ) C (イとエ) D (イとオ) E (ウとエ)

## 解説

ア 誤り。設問中の「求職の申込みがあった月」は、正しくは「求職の申込みがあった月の翌月」である（法附則11条の5、7条の4第1項）。

イ 正しい（法附則11条の5、7条の4第3項）。いわゆる事後精算についての設問である。

### ■事後精算の仕組み 本

次のように支給停止解除月数を求め、直近の年金停止月より順次前に遡って支給停止を解除。

$$\text{支給停止解除月数} = \text{年金停止月の数} - \frac{\text{基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数}}{\text{①30}}$$

ウ 誤り。障害厚生年金は、雇用保険の給付との調整の**対象とならない**（法附則11条の5、7条の4）。

エ 正しい（法附則11条の6第8項）。記述のとおり。

オ 誤り。60歳代後半の老齢厚生年金と高年齢求職者給付金は、調整の**対象とならない**（法附則11条の6、7条の5）。したがって、Cの組合せ（イとエ）が正解となる。

### ■調整の対象となるものの整理←ウとオ関係 本

厚生年金 保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳前に支給される老齢厚生年金（60歳代前半の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金〔経過的なものも含む〕）</li> </ul>
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本手当</li> <li>高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金）</li> </ul>

748頁

750頁

①30で除して得た数の1未満の端数は1に切り上げ。

748頁

750～751頁

750頁

厚年

正解 C

# 択一式 老齢厚生年金（繰下げ・繰上げ）

## 16 H28-4

難易度 ★

重要度 A

Date

Date

Date

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者の支給繰下げの申出は、必ずしも老齢基礎年金の支給繰下げの申出と同時にを行うことを要しない。
- B 60歳から受給することのできる特別支給の老齢厚生年金については、支給を繰り下げることができない。
- C 障害基礎年金の受給権者が65歳になり老齢厚生年金の受給権を取得したものの、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかった場合、その者は、老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うことができる。なお、その者は障害基礎年金、老齢基礎年金及び老齢厚生年金以外の年金の受給権者となったことがないものとする。
- D 老齢厚生年金の支給の繰下げの請求があったときは、その請求があった日の属する月から、その者に老齢厚生年金が支給される。
- E 特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が61歳である昭和29年4月2日生まれの男性が60歳に達した日の属する月の翌月からいわゆる全部繰上げの老齢厚生年金を受給し、かつ60歳から62歳まで継続して第1号厚生年金被保険者であった場合、その者が61歳に達したときは、61歳に達した日の属する月前における被保険者であった期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎とし、61歳に達した日の属する月の翌月から年金額が改定される。

## 解説

A 正しい（法44条の3，平19.3.29庁保険発0329009号）。  
記述のとおり。

う 755頁

B 正しい（法44条の3，法附則10条，12条）。**ホ**60歳代前半の老齢厚生年金は，65歳に達したときは，受給権が消滅する。

う 751頁

C 正しい（法44条の3第1項）。**ホ**老齢厚生年金の受給権を取得したときに一定の年金の受給権がある場合は繰下げができないが，**障害基礎年金**の受給権者は繰下げの申出をすることができる。

う 754頁

### ■老齢厚生年金の繰下げ **ホ**

#### 老齢厚生年金の

- 受給権を取得したときに，①他の年金たる給付の受給権がある
- 受給権を取得した日から1年を経過した日までの間において，他の年金たる給付の受給権者となった  
→繰下げできない

①他の年金たる給付とは，次のものをいう。  
④他の年金たる保険給付  
⑤国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く）

D 誤り。**翌月**から，老齢厚生年金が支給される（法44条の3第3項）。

う 755頁

E 正しい（法附則13条の4第5項）。**ホ**昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた男子は，61歳から原則として報酬比例部分のみの老齢厚生年金が支給される。

う 746頁

正解 D



# 択一式 障害厚生年金

# 17

## H27-4

### 改D

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

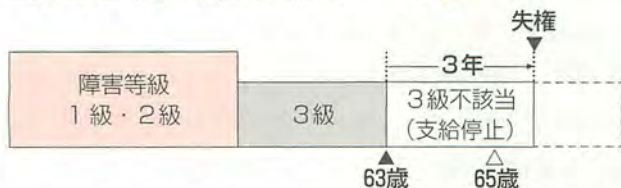
■障害厚生年金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 障害等級2級の障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権者が、国民年金の第1号被保険者になり、その期間中に初診日がある傷病によって国民年金法第34条第4項の規定による障害基礎年金とその他障害との併合が行われ、当該障害基礎年金が障害等級1級の額に改定された場合には、障害厚生年金についても障害等級1級の額に改定される。
- B 63歳の障害等級3級の障害厚生年金の受給権者（受給権を取得した当時から引き続き障害等級1級又は2級に該当したことはなかったものとする。）が、老齢基礎年金を繰上げ受給した場合において、その後、当該障害厚生年金に係る障害の程度が増進したときは、65歳に達するまでの間であれば厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。
- C 障害等級3級の障害厚生年金の受給権者（受給権を取得した当時から引き続き障害等級1級又は2級に該当したことはなかったものとする。）について、更に障害等級2級に該当する障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金が支給され、従前の障害厚生年金の受給権は消滅する。
- D 40歳の障害厚生年金の受給権者が実施機関に対し障害の程度が増進したことによる年金額の改定請求を行ったが、実施機関による診査の結果、額の改定は行われなかった。このとき、その後、障害の程度が増進しても当該受給権者が再度、額の改定請求を行うことはできないが、障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合については、実施機関による診査を受けた日から起算して1年を経過した日以後であれば、再度、額の改定請求を行うことができる。
- E 障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けていた者が、63歳の時に障害の程度が軽減したためにその支給が停止された場合、当該障害厚生年金の受給権はその者が65歳に達した日に消滅する。

## 解説

- A 正しい（法52条の2第2項）。記述のとおり。
- B 誤り。設問の者は、65歳未満であるが、**老齢基礎年金の受給権者**であるので、**額の改定請求の規定の対象とならない**（法52条7項、法附則16条の3第2項）。
- C 誤り。いわゆる**当初から3級の障害厚生年金**については、設問のいわゆる**併合認定**（法48条）の**規定の対象とならない**。☞設問の場合、基準障害による障害厚生年金（はじめて2級以上）に該当することがある。
- D 誤り。設問の場合、実施機関の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後であれば、再度、**額の改定請求を行うことができる**。また、障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合には、実施機関の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなくても、**額の改定請求を行うことができる**（法52条3項）。
- E 誤り。設問の場合、65歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過していないので、「**3年を経過したとき**」に消滅する（法53条2号・3号）。

### ■障害厚生年金の失権（E肢のイメージ）☞



「3年を経過したとき」か「65歳に達したとき」のいずれか遅い方に失権する。

正解 A

768頁

767頁

762頁

767頁

770頁

# 択一式 障害厚生年金

# 18

## H23-4

### 改

難易度 ★★

重要度 A

Date	
------	--

Date	
------	--

Date	
------	--

■障害厚生年金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、C肢については、第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間又は第4号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者のことは、考慮しなくてもよい。

- A 障害厚生年金は、老齢基礎年金及び付加年金並びに当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害基礎年金と併給できるが、遺族基礎年金とは併給できない。
- B 障害厚生年金（その権利を取得した当時から1級又は2級に該当しないものを除く。以下本肢において同じ。）の受給権者が、更に障害厚生年金の受給権を取得した場合に、新たに取得した障害厚生年金が、労働基準法第77条の規定に定める障害補償を受ける権利を取得したことによりその支給を停止すべきものであるときは、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害厚生年金を支給する。
- C 障害厚生年金の受給権者は、厚生年金保険法施行令第3条の8に定める程度の障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、所定の事項を記載した届書を、日本年金機構に提出しなければならない。
- D 傷病の初診日において65歳未満の被保険者であり、障害認定日において障害等級の1級、2級又は3級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ保険料納付要件を満たしているときは、当該障害に係る障害認定日が65歳に達する日前までに、障害厚生年金を支給する。
- E 老齢基礎年金（繰上げ支給を含む。）の受給権者又は65歳以上の者であって、かつ障害厚生年金の受給権者（当該障害厚生年金と同一事由に基づく障害基礎年金（障害の程度により支給停止となっているものを含む。）の受給権を有しないものに限る。）は、障害の程度が増進しても障害厚生年金の額の改定を請求することはできない。

## 解説

A 誤り。障害厚生年金は、老齢基礎年金及び付加年金とは併給できない（法38条1項）。

### ■併給の調整の基本が

	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金 (+付加年金)	○	×	○65歳以後
障害基礎年金	○65歳以後	○	○65歳以後
遺族基礎年金	×	×	○

B 正しい（法49条2項）。いわゆる併合認定に関する問題であるが、設問の場合は、原則にかかわらず、その支給停止すべき期間、従前の障害厚生年金のみが支給される。

C 正しい（則48条1項）。障害厚生年金の受給権者の障害不該当の届出の期限は「速やかに」、届書の提出先は「機構」である。

D 正しい（法47条）。初診日に被保険者であり、保険料納付要件を満たしていれば、障害認定日の年齢は問わない。

E 正しい（法52条7項、法附則16条の3第2項）。障害基礎年金の受給権を有しない障害厚生年金（いわゆる当初から3級の障害厚生年金）については、その受給権者が65歳以上であるときは、障害の程度が増進したことによる額の改定の請求をすることができない。この規定は、老齢基礎年金（繰上げ支給を含む）<sup>①</sup>の受給権者にも適用される。

👉 722頁

👉 763～764頁

👉 769頁

③第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間又は第4号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者については、法98条3項（受給権者等の届出）に基づくC肢解説の規定は適用しないこととされている（法98条5項）。

👉 759頁(D肢)

👉 767頁関連(E肢)

①65歳以上の者と同様に取  
り扱われる。

正解 A

# 択一式 遺族厚生年金

## 19 H28-3

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の記述の場合のうち、死亡した者によって生計を維持していた一定の遺族に遺族厚生年金が支給されるものはいくつあるか。

- ア 20歳未満の厚生年金保険の被保険者が死亡した場合。
- イ 保険料納付要件を満たしている被保険者が行方不明となり、その後失踪の宣告を受けた場合。
- ウ 国民年金の第1号被保険者期間のみを有していた者が、離婚時みなし被保険者期間を有するに至ったことにより老齢厚生年金の受給権を取得した後に死亡した場合。
- エ 保険料納付要件を満たした厚生年金保険の被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡した場合。
- オ 63歳の厚生年金保険の被保険者が平成28年4月に死亡した場合であって、死亡日の前日において、その者について国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、当該被保険者期間の3分の2未満であり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないが、60歳から継続して厚生年金保険の被保険者であった場合。

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ

## 解説

ア 正しい(法58条1項1号)。**ホ**厚生年金保険は、10代で被保険者となることもある。

イ 正しい(法58条1項1号)。**ホ**遺族厚生年金の支給要件である「被保険者が死亡したとき」には、設問の場合も含む。

ウ 正しい(法78条の11)。記述のとおり。

エ 正しい(法58条1項2号)。

### ■「5年」の起算日に注意 **ホ**

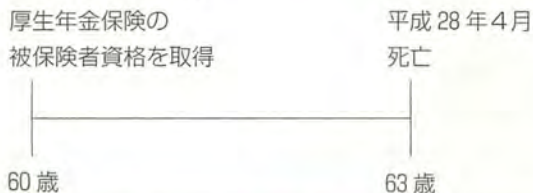
**初診日** 資格喪失 死亡



オ 正しい(法58条1項1号, 昭60法附則64条2項)。

**ホ**設問の場合, 原則的な保険料納付要件(3分の2以上)を満たしていないが, 特例に該当する。

### ■オのケースの図解



「平成38年4月1日前に65歳未満で死亡し, 死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料滞納期間がない場合」に該当する。

**ウ** 773頁

アとオは、「厚生年金保険の被保険者」という部分から、「事業主に保険料の納付義務があり, 基本的に保険料の滞納はない」と考えて解答しよう。

**ウ** 773頁(イ)

**ウ** 791頁(ウ)

かつて厚生年金保険の被保険者でなかったものであっても, 離婚時みなし被保険者期間を有する者であれば, その者の死亡により遺族厚生年金が支給されることがある。

**ウ** 773頁(エ)

**ウ** 773頁(オ)

厚年

正解 E

# 択一式 遺族厚生年金

# 20

## H26-1

### 改A 才B

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■遺族厚生年金等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、本問において遺族基礎年金及び遺族厚生年金の受給権者の所在が明らかでない場合を考慮する必要はない。

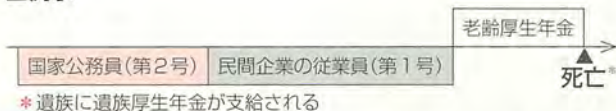
- A 被保険者の死亡により妻と子に遺族厚生年金の受給権が発生した場合、子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給が停止される。この場合、その被保険者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって子が当該遺族基礎年金の受給権を有することにより妻に対する遺族厚生年金の支給が停止されているときであっても、子に対する遺族厚生年金の支給停止は解除されない。
- B 第1号厚生年金被保険者期間と第2号厚生年金被保険者期間を有する者が老齢厚生年金を受給中に死亡し、その遺族に遺族厚生年金が支給されることになった場合、第1号厚生年金被保険者期間に基づく遺族厚生年金と第2号厚生年金被保険者期間に基づく遺族厚生年金は、厚生年金保険法第38条第1項の併給調整の対象とならない。
- C 被保険者の死亡により妻と子に遺族厚生年金の受給権が発生した場合、妻の遺族厚生年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって、子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、支給停止される。
- D 遺族厚生年金の受給権者である子が2人いる場合において、そのどちらかが死亡したときは、他の受給権者に支給される遺族厚生年金の額は、受給権者の数に減少が生じた月の翌月から改定される。
- E 遺族厚生年金の受給権は、受給権発生後に直系姻族の養子となった場合であっても、消滅しない。

## 解説

A 誤り。設問の場合、子に対する遺族厚生年金の支給停止は「解除される」(法66条1項)。

B 正しい(法38条1項, 78条の22)。設問のような場合について、二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例において、「遺族厚生年金」と「当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族厚生年金」は、法38条1項の併給の調整の対象としないこととされている(=併給される)。

### ■例示



このような場合、老齢厚生年金・遺族厚生年金ともに、それぞれの種別ごとに支給。

参 設問のケース(長期要件に該当することにより支給されるケース)におけるそれぞれの遺族厚生年金の額は、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして計算した額を、それぞれ一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎として計算した額に応じて按分した額とする(法78条の32第2項)。

C 正しい(法66条2項)。参 設問の場合は、遺族厚生年金も子に支給されることになる。

D 正しい(法61条1項)。「翌月」から改定されることに注意。

E 正しい(法63条1項3号)。消滅するのは、直系血族及び直系姻族以外の者の養子となった場合である。

正解 A

782~783頁

776頁

㊦ B肢は、被用者年金制度の一元化前の厚年法に規定されていた「遺族厚生年金と遺族共済年金との調整」に関する問題であったが、その調整規定は一元化により廃止されたため、問題を大幅に変更した(参考程度に見ておけば十分)。

〈補足〉二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金(短期要件に該当することにより支給されるものに限る)の額は、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、遺族厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める(法78条の32第1項)。

782頁

776頁

780頁



# 択一式 脱退一時金

# 21

## H26-4

難易度 ★

重要度 A

Date

Date

Date

■日本国籍を有しない者に対する脱退一時金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 老齢厚生年金の受給資格期間を満たしているが、受給開始年齢に達していないため、老齢厚生年金の支給を受けていない者は、脱退一時金を請求することができる。
- B 脱退一時金を請求した者が、当該脱退一時金を受給する前に死亡した場合、一定の遺族は未支給の脱退一時金を請求することができる。
- C 障害手当金の受給権を有したことがある場合であっても、脱退一時金を請求することができる。
- D 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して1年を経過しているときは、脱退一時金を請求することができない。
- E 脱退一時金の額は、最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月の標準報酬月額に、被保険者であった期間に応じた支給率を乗じて得た額とする。

## 解説

- A 誤り。老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていないことが要件である（法附則29条1項本文）。
- B 正しい（法附則29条9項）。未支給の保険給付（法37条1項・4項・5項）の規定は、脱退一時金にも準用して適用される。
- C 誤り。障害手当金の受給権を有したことがある場合、脱退一時金を請求することはできない（法附則29条1項2号、令12条）。
- D 誤り。設問中の「1年」は、正しくは「2年」である（法附則29条1項3号）。
- E 誤り。脱退一時金の額は、被保険者であった期間に応じて、その期間の「平均標準報酬額」に、支給率を乗じて得た額である（法附則29条3項）。

786頁

721, 786頁関連

786頁

786頁

787頁

①平均標準報酬額…被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。

〈補足〉二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る脱退一時金については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者に係るものとみなして支給要件等を見るが、当該脱退一時金の額は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに計算することとされている（法附則30条）。

### ■脱退一時金の支給要件など ④

支給要件	支給されない場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者期間が6月以上であること</li> <li>○ 日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る）であること</li> <li>○ 老齢厚生年金（旧法の老齢年金、通算老齢年金等を含む）の受給資格期間を満たしていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 日本国内に住所を有するとき</li> <li>× 障害厚生年金その他政令で定める保険給付（障害手当金、旧法の障害年金等）の受給権を有したことがあるとき</li> <li>× 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において、日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して2年を経過しているとき</li> </ul>

正解 B

厚年

# 択一式 厚生年金の分割（3号分割）

22 H26-8  
改C

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法第3章の3に規定するいわゆる「離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金保険の分割制度」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A いわゆる事実婚関係であった期間については、被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者となっていた場合には分割の対象となる。
- B 分割の対象となる特定期間とは、特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者であった期間をいい、平成20年4月1日前の期間を含まない。
- C 実施機関は、特定被保険者の被扶養配偶者から特定期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定及び決定の請求があった場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に当事者が合意した按分割合に基づいて算出した割合を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。
- D 老齢厚生年金の受給権者について、分割の規定により標準報酬の改定又は決定が行われたときの年金額の改定は、当該請求があった日の属する月の翌月分から行われる。
- E 原則として、離婚が成立した日等の翌日から起算して2年を経過したときは、被扶養配偶者からの特定期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定及び決定の請求を行うことができない。

## 解説

- A 正しい(法78条の14第1項、則78条の14)。いわゆる事実婚関係にある者の第3号被保険者期間についても、3号分割の対象となる。
- B 正しい(法78条の14第1項、平16法附則49条)。この制度の施行日(平成20年4月1日)前の期間は、特定期間に算入しないこととされているので、平成20年4月1日前の期間は、3号分割の対象とならない。
- C 誤り。実施機関は、設問の請求があった場合、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に「**2分の1**」を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる(法78条の14第2項)。

### ■②分割の割合

**合意分割**⇒改定割合 (③按分割合を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した率)

対象となる期間の各月について、第1号改定者の標準報酬月額に改定割合を乗じて得た額を、第2号改定者(分割を受ける側)に配分する。

**3号分割**⇒**2分の1**

対象となる期間の各月について、特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額を、その被扶養配偶者(分割を受ける側)に配分する。

- D 正しい(法78条の18第1項)。改定が、離婚等をしたときに遡って行われるのではなく、「**請求があった日の属する月の翌月**」から行われることに注意。
- E 正しい(法78条の14第1項、則78条の17)。設問の規定中の「**2年**」という期間は、必ず覚えておこう。

5 793頁

①離婚分割のうち、「被扶養配偶者である期間についての特例」のことを、一般的に「3号分割」という。なお、離婚分割のうち、「離婚等をした場合における特例」のことを、一般的に「合意分割」という。

5 793頁(B肢)

5 794頁(C肢)

②賞与が支払われた月にあつては、標準賞与額についても、同じ割合で分割される。

③按分割合は、一定の範囲内で、当事者間で取り決める(合意が必要)が、合意のための協議が調わないとき等には、家庭裁判所が定めることができる。

5 795頁

5 794頁

# 択一式 厚生年金の分割

## 23 H24-5

難易度 ★★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■離婚時における厚生年金保険の保険料納付記録の分割について、離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間に関する次のアからカの記述のうち、みなし被保険者期間が含まれるものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 遺族厚生年金の支給要件（厚生年金保険法第58条第1項第4号該当）となる被保険者期間
  - イ 60歳台前半の老齢厚生年金の支給要件（被保険者期間1年以上）となる被保険者期間
  - ウ 振替加算の支給停止要件（配偶者自身の厚生年金保険の被保険者期間240月以上）となる被保険者期間
  - エ 加給年金額の加算要件（被保険者期間240月以上）となる被保険者期間
  - オ 特例老齢年金及び特例遺族年金の支給要件となる被保険者期間
  - カ 60歳台前半の老齢厚生年金における定額部分の額を計算するときの被保険者期間
- A（アとウ）                      B（アとオ）                      C（イとカ）  
D（ウとエ）                      E（エとオ）

## 解 説

- ア 含まれる。                   イ 含まれない。  
 ウ ①含まれる。               エ 含まれない。  
 オ 含まれない。               カ 含まれない。

したがって、A（アとウ）の組合せが正解となる（法78条の11、78条の19、法附則17条の10、17条の12）。

### ■離婚時みなし被保険者期間・被扶養配偶者みなし被保険者期間の取扱い（抜粋）㊦

規 定	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>老齢厚生年金の加給年金額の加算の要件</b>（被保険者期間が②240月以上の要件をみる場合）←エ</li> <li>● <b>60歳代前半の老齢厚生年金の支給要件</b>（被保険者期間が1年以上の要件をみる場合）←イ</li> <li>● 長期加入者の特例の要件（被保険者期間が44年以上の要件をみる場合）</li> <li>● <b>特例老齢年金・特例遺族年金の支給要件</b>（被保険者期間が1年以上の要件をみる場合）←オ</li> <li>● 脱退一時金の支給要件（被保険者期間が6月以上の要件をみる場合）</li> <li>● 300月に満たない被保険者期間を300月として計算された障害厚生年金の額の計算</li> <li>● <b>60歳代前半の老齢厚生年金の定額部分の計算</b> ←カ</li> <li>● 老齢基礎年金の受給資格期間</li> </ul>	不算入
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平均標準報酬額の算定</li> <li>○ 報酬比例部分の計算</li> <li>○ ① <b>遺族厚生年金の支給要件</b>（法58条1項4号該当）←ア</li> </ul>	算 入
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>振替加算を行うか否かの判断</b>（振替加算が加算される老齢基礎年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を有する場合に、その額の計算の基礎となる期間が②240月以上であるか否かをみる場合）←ウ</li> </ul>	算 入 (不算入とする規定はない)

5 791.794頁(ア〜カ)

① 厚生年金保険の被保険者であった期間がなかった者であっても、離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間を有し、かつ、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者が死亡したときは、老齢厚生年金の受給権者又はその受給資格期間を満たしている者の死亡として、遺族厚生年金が支給されることになる。

② 中高齢期間短縮特例該当者はその期間の月数。

厚年

正解 A

# 択一式 保険給付

## 24 H28-2

難易度 ★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

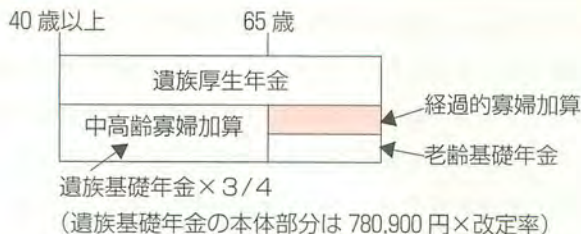
- A 障害手当金の受給要件に該当する被保険者が、当該障害手当金に係る傷病と同一の傷病により労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付を受ける権利を有する場合には、その者には障害手当金が支給されない。
- B 被保険者である障害厚生年金の受給権者が被保険者資格を喪失した後、被保険者となることなく1か月を経過したときは、資格を喪失した日から起算して1か月を経過した日の属する月から障害厚生年金の額が改定される。
- C 厚生年金保険法第78条の14に規定する特定被保険者（以下本問において「特定被保険者」という。）が障害厚生年金の受給権者である場合、当該障害厚生年金の計算の基礎となった被保険者期間は、3号分割標準報酬改定請求により標準報酬月額及び標準賞与額が改定される期間から除かれる。
- D 経過的寡婦加算が加算された遺族厚生年金の受給権者が国民年金法による障害基礎年金の支給を受ける場合には、遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額に相当する部分の支給が停止される。
- E 離婚をし、その1年後に、特定被保険者が死亡した場合、その死亡の日から起算して1か月以内に被扶養配偶者（当該特定被保険者の配偶者として国民年金法に規定する第3号被保険者であった者）から3号分割標準報酬改定請求があったときは、当該特定被保険者が死亡した日の前日に当該請求があったものとみなされる。

## 解説

- A 正しい（法56条3号）。記述のとおり。  
 B 誤り。障害厚生年金の受給権者について、設問のような年金額の改定の規定はない。**ホ**老齢厚生年金には、退職時改定（法43条3項）の規定がある。  
 C 正しい（法78条の14第1項）。記述のとおり。  
 D 正しい（昭60法附則73条1項）。

### ■経過的寡婦加算とは **ホ**

経過的寡婦加算は、①昭和31年4月1日以前生まれの妻が遺族厚生年金を受ける場合に、65歳から支給される。例えば、夫の死亡当時に妻が40歳以上であり、子がないうときは、次のようになる。



障害基礎年金は、最低でも780,900円 × 改定率（満額の老齢基礎年金と同じ額）である。このため加算の必要はない、と考えて解答しよう。

- E 正しい（令3条の12の14第1項）。**ホ**標準報酬改定請求は、原則として、離婚が成立した日等の翌日から起算して2年以内とされている。ただし、特定被保険者が死亡したときは、死亡日から1か月以内に限り請求が認められる。

**ウ** 771頁

労働者災害補償保険法の障害（補償）一時金を受ける権利を有する場合には、障害（補償）一時金を全額支給し、障害手当金は支給しない。

**ウ** 764頁関連（B肢）

**ウ** 794頁（C肢）

**ウ** 779頁（D肢）

①昭和31年4月1日以前生まれの妻は、昭和61年4月1日に30歳以上である。旧法で任意加入していない場合、昭和61年4月1日から国民年金の第3号被保険者となっても、60歳になるまでに30年未満の加入となり、老齢基礎年金は満額（780,900円 × 改定率）の4分の3未満である。つまり、中高齢寡婦加算の額より、老齢基礎年金の額が低くなる。これを補うのが、経過的寡婦加算である。

**ウ** 794頁

正解 B

厚年



# 択一式 保険給付

**25** H27-9  
改 ■・B

難易度★★ 重要度A

Date / /	Date / /	Date / /
----------	----------	----------

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、A肢とB肢においては、二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例のことは考慮しなくてもよい。

- A 特別支給の老齢厚生年金（基本月額200,000円）を受給する被保険者について、標準報酬月額が240,000円であり、その月以前1年間の標準賞与額の総額が600,000円であったとき、支給停止後の年金月額は105,000円（加給年金額を除く。）となる。
- B 70歳以上の老齢厚生年金（基本月額150,000円）の受給権者が適用事業所に使用され、その者の標準報酬月額に相当する額が360,000円であり、その月以前1年間に賞与は支給されていない場合、支給停止される月額は25,000円となる。
- C 子に係る加給年金額が加算された老齢厚生年金について、その加給年金額の対象者である子が養子縁組によって当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者の養子になったときは、その翌月から当該子に係る加給年金額は加算されないこととなる。
- D 障害手当金は初診日において被保険者であった者が保険料納付要件を満たしていても、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間において傷病が治っていなければ支給されない。
- E 脱退一時金の額の計算に用いる支給率は、最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月の属する年の前年9月の保険料率に2分の1を乗じて得た率に、被保険者であった期間に応じた数を乗じて得た率とする。

## 解説

A 誤り。設問の場合、支給停止後の年金月額は、「**95,000円**」である（法附則11条1項）。

**計算過程**……（基本月額200,000円＋総報酬月額相当額290,000円（240,000円＋600,000円÷12）－支給停止調整開始額**280,000円**）×2分の1＝105,000円の支給を停止（月額）。

⇒支給停止後の年金月額は、200,000円－105,000円＝「**95,000円**」

**※設問の「10,500円」は、支給停止の月額である。何を問われているのか、問題文をしっかりと読むこと。**

B 誤り。設問の場合、支給停止される月額は、「**20,000円**」である（法46条1項）。

**計算過程**……（基本月額150,000円＋総報酬月額相当額360,000円（賞与がないため標準報酬月額と同額）－支給停止調整額**470,000円**）×2分の1＝「**20,000円**」

C 誤り。子が養子縁組によって受給権者の**配偶者以外の者の養子**となったときには、**加算されないことになるが**、設問の場合は、**配偶者の養子**になったケースなので、加算されないことにはならない（＝加算が継続される）（法44条4項5号）。

D 正しい（法55条1項）。設問中の「**5年**」という期間に注意。

E 誤り。支給率は、最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月（最終月）の属する年の「**前年10月**」の保険料率（最終月が1月から8月までの場合）にあっては、**前々年10月**の保険料率）に2分の1を乗じて得た率に、被保険者期間に応じた数を乗じて得た率である（法附則29条4項）。

正解 D

📖 747～748頁

①支給停止調整開始額には自動改定の規定が設けられているが、280,000円は一度も改定されていない（法定の額のまま）。

〈補足〉二以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、60歳代前半の在職老齢年金の規定は、一の期間に基づく年金の受給権者が被保険者である月において適用する（法附則20条2項）。大まかな仕組みは次のとおり⇒各種別に係る年金の合計額に基づいて基本月額を算出し、要件・計算式を判断する（支給停止額は、当該一の期間に基づく年金の額に応じて按分する形で計算する）。

📖 757頁（B肢）

②支給停止調整額には自動改定の規定が設けられている。470,000円は、平成27年度以降の金額である（法定の額は480,000円）。

60歳代前半の在職老齢年金の支給停止調整変更額についても同様である。

〈補足〉二以上の種別の被保険者であった期間を有する者についての60歳代後半・70歳以上の在職老齢年金の規定の適用の仕組みも、基本的には、A肢サイドの〈補足〉と同様である（法78条の29）。

📖 742頁（C肢）

📖 770頁（D肢）

📖 788～789頁（E肢）

# 択一式 保険給付

**26** H26-10  
改E

難易度 ★★★ 重要度 A

Date /	Date /	Date /
--------	--------	--------

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 育児休業中で厚生年金保険料が免除されている者に対して賞与が支給された場合、当該賞与に係る厚生年金保険料は免除されるため、賞与支払届を提出する必要はない。
- B 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が、当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を取得しない場合、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過したときに、その受給権は消滅する。
- C 障害基礎年金の受給権者である男性が65歳で遺族厚生年金の受給権を得た場合、それぞれを併給することができる。
- D 障害等級2級の障害厚生年金を受給する者が死亡した場合、遺族厚生年金を受けられる遺族の要件を満たした者は、死亡した者の保険料納付要件を問わず、遺族厚生年金を受給することができる。この場合、遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が300か月に満たないときは、これを300か月として計算する。
- E 日本年金機構理事あて厚生労働省保険局保険課長・厚生労働省年金局年金課長等通知（平成25年1月25日／保保発0125第1号／年年発0125第1号ほか）によれば、60歳を定年とする適用事業所における被保険者が、定年退職後も引き続き再雇用されるときは、定年退職した時点で特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していない場合であっても、使用関係が一旦中断したものとみなし、当該適用事業所の事業主は、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出することができることとされている。

## 解説

A 誤り。育児休業等（産前産後休業についても同じ）の期間中の保険料の免除の規定により保険料が免除されている期間中に賞与の支払いがあった場合、当該賞与に係る保険料（標準賞与額に係る保険料）は免除される。しかし、その場合であっても、**賞与支払届の提出は必要**である（法81条の2、則19条の5）。

B 正しい（法63条1項5号イ）。設問は、次の**ホ**の①に該当する。

### ■30歳未満の子のない妻の遺族厚生年金の失権 **ホ**

次の①又は②に掲げる区分に応じ、②当該①又は②に定める日から起算して5年を経過したとき

① 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国年法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき→**当該遺族厚生年金の受給権を取得した日**

② 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国年法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき→**当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日**

C 正しい（法38条、法附則17条）。65歳以後、障害基礎年金と遺族厚生年金は併給可能。

D 正しい（法58条、60条1項1号）。設問の場合は、**短期要件**に該当する。

E 正しい（平25.1.25年発0125第1ほか）。この取扱いにより、報酬が低下した場合に、資格取得時決定により、随時改定を待たずに標準報酬月額を変更することが可能となる。

5 717頁

5 780頁

①問題文には「起算して」という記述はないが、正確には、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から「起算して」5年を経過したときに、その受給権は消滅する。

②①と②（5年の起算日）の違いに注意。

5 723頁

5 773.776頁

③短期要件に該当する場合、年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が300に満たないときは、これを300として計算することとされる。

5 500頁（E肢）

正解 A

厚年

# 択一式 保険給付

# 27

## H25-10

難易度 ★★

重要度 A

Date

Date

Date

■厚生年金保険法等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 障害手当金は、障害の程度を定めるべき日において、当該障害の原因となった傷病について労働基準法の規定による障害補償を受ける権利を有する者には支給されないが、労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付を受ける権利を有する者には支給される。
- B 昭和9年4月2日以降に生まれた老齢厚生年金の受給権者に支給される配偶者の加給年金額に加算される特別加算の額は、昭和16年4月2日生まれの受給権者よりも昭和18年4月2日生まれの受給権者の方が高額になる。
- C 障害等級3級に該当する者に支給される障害厚生年金の額が、障害等級2級の障害基礎年金の額に3分の2を乗じて得た額に端数処理をして得た額に満たないときは、障害等級2級の障害基礎年金の額に3分の2を乗じて得た額に端数処理をして得た額を支給する。
- D 旧適用法人共済組合員期間に係る退職共済年金の受給権者である妻が、平成19年4月1日前に死亡した場合に、その者の死亡の当時障害等級1級の障害の状態にある夫は、年齢を問わず遺族厚生年金の受給権を取得することができる。夫が当該受給権を取得した当時55歳以上であった場合、当該受給権は夫が障害等級1級又は2級に該当しなくなったときに消滅する。
- E 昭和25年4月2日生まれの女子に支給される特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額の計算に係る被保険者期間の月数は、456月上限とする。

## 解説

- A 誤り。労災法の規定による**障害補償給付**を受ける権利を有する者にも**支給されない**(法56条3号)。
- B 正しい(昭60法附則60条2項)。①昭和16年4月2日生まれ=99,500円×改定率, ②昭和18年4月2日生まれ=165,800円×改定率, となっており, ②の方が高額になる。
- C 誤り。「3分の2」は, 正しくは「**4分の3**」である(法50条3項)。なお, 障害厚生年金の最低保障額は, 障害厚生年金の給付事由となった障害について国年法による障害基礎年金を受けることができない場合に適用される。
- D 誤り。夫が当該受給権を取得した当時**55歳以上であった場合を除き**, 当該受給権は夫が障害等級1級又は2級に該当しなくなったときに消滅する(平8法附則11条3項)。設問の遺族の範囲の特例が適用されるのが, 「平成19年4月1日前に死亡した場合」であることに注意。
- E 誤り。**男女を問わず, 昭和21年4月2日以後**生まれの場合は, 「480」が上限である(法附則9条の2第1項, 平16法附則36条ほか)。

### ②定額部分の計算の基礎となる被保険者期間の月数の上限

生年月日	月数
昭和4年4月1日以前	420
昭和4年4月2日～昭和9年4月1日	432
昭和9年4月2日～昭和19年4月1日	444
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	456
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	468
昭和21年4月2日以後	480

正解 B

771頁

741頁

765頁

774頁関連

①日適用法人共済組合の統合に伴う経過措置とは関係のない通常の遺族厚生年金についても, 設問と同様の遺族の範囲の特例が設けられているが, それが適用されるのは, 「平成8年4月1日前に死亡した場合」である。

734頁(E肢)

②定額部分の計算の基礎となる被保険者期間の月数には, 本文Bの上限のほか, 中高齢の期間短縮特例により受給権を取得した者については, 240未満の月数をも240として計算する規定もある(なお, 報酬比例部分の計算の基礎となる被保険者期間の月数には, そのような上限・最低保障はない)。

厚年

# 択一式 保険給付

# 28

## H23-9 改B・C

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険の保険給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 60歳前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳となる昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた男子であって、その者が被保険者でない場合、当該老齢厚生年金の定額部分が支給されることはない。
- B 60歳前半の特別支給の老齢厚生年金を受給している被保険者が、その被保険者の資格を喪失し、かつ被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1か月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（厚生年金保険法第14条第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った日）にあつては、その日）の属する月から年金の額を改定する。
- C 老齢厚生年金を受給している被保険者であつて適用事業所に使用される者が70歳に到達したときは、その日に被保険者の資格を喪失し、当該喪失日が属する月以後の保険料を納めることはないが、一定の要件に該当する場合は、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止される。
- D 被保険者の死亡により遺族厚生年金の受給権者となった妻が、再婚したことによってその受給権を失ったとき、被保険者の死亡当時その者によって生計を維持していた母がいる場合は、当該母がその遺族厚生年金を受給することができる。
- E 障害等級3級に該当する障害厚生年金の受給権者である被保険者が死亡したときは、保険料納付要件を満たしていない場合であっても、その者の遺族に遺族厚生年金を支給する。

## 解説

- A 誤り。設問の男子が**被保険者でない**場合は、**障害者の特例・長期加入者の特例**により、**定額部分が支給される可能性がある**（法附則9条の2、9条の3）。
- B 誤り。設問中の「資格を喪失した日（…中略…）の属する月から年金の額を改定」は、正しくは「**資格を喪失した日（…中略…）から起算して1か月を経過した日**の属する月から年金の額を改定」である（法附則8条、法43条3項ほか）。設問の**退職時の改定**の規定は、**確実に覚えておこう**。
- C 正しい（法46条1項）。記述のとおり。**ボ**設問の者は、70歳に到達し被保険者資格を喪失した後も、「70歳以上の使用される者」に該当する。この者には、いわゆる70歳以上の在職老齢年金の規定が適用されるので、老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止される可能性がある。
- D 誤り。設問の**母**は、先順位の遺族である妻が既に遺族厚生年を受給しているため、当該年金を受給することは**できない**（法59条2項）。**ボ**遺族厚生年金に、労災法の遺族（補償）年金のような**転給の制度はない**。
- E 誤り。設問の場合「**被保険者が死亡したとき**」という要件には該当するが、この場合、**保険料納付要件を満たしていなければ**、遺族厚生年金は**支給されない**（法58条1項）。**ボ**障害厚生年金の受給権者の死亡については、当該障害厚生年金に係る障害等級が**1級又は2級**の場合は、遺族厚生年金の支給要件に**該当する**（保険料納付要件は問われない）。一方、**3級**の場合は、遺族厚生年金の支給要件に**該当しない**。

📖 731～732頁

①障害者の特例・長期加入者の特例の概要…本来は、60歳代前半の老齢厚生年金として報酬比例部分のみが支給される期間であっても、これらの特例に該当する場合は、その年金額が、報酬比例部分+定額部分（+支給年金額）とされる。いずれの特例についても、**被保険者でないこと**（退職していること）が要件の一つとなっている。

📖 752頁(B肢)

📖 757頁(C肢)

📖 775頁

〈補足〉被用者年金制度の一元化前の遺族共済年金には、転給制度があった。しかし、一元化により、その転給制度は廃止された（一元化前に上位の遺族が遺族共済年金を受給していた場合における下位の遺族についても転給されない）（平24法附則31条）。

📖 773頁(E肢)



# 択一式 保険給付等

# 29

## H27-7

### 改

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、E肢については、第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間又は第4号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付のことは、考慮しなくてもよい。

- A 被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、厚生年金保険法第59条第1項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族の範囲の適用については、将来に向かって、その子は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子とみなす。
- B 障害手当金の額の計算に当たって、給付乗率は生年月日に応じた読み替えは行わず、計算の基礎となる被保険者期間の月数が300か月に満たないときは、これを300か月として計算する。
- C 老齢厚生年金（その計算の基礎となる被保険者期間の月数は240か月以上。）の加給年金額に係る生計維持関係の認定要件について、受給権者がその権利を取得した当時、その前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては前々年の収入）が厚生労働大臣の定める金額以上の収入を有すると認められる者以外の者でなければならず、この要件に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来収入がこの金額を下回ると認められる場合であっても、生計維持関係が認定されることはない。
- D 老齢厚生年金の受給権者が死亡したことにより、子が遺族厚生年金の受給権者となった場合において、その子が障害等級3級に該当する障害の状態にあるときであっても、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときに、子の有する遺族厚生年金の受給権は消滅する。
- E 受給権者が、正当な理由がなくて厚生年金保険法第98条第3項の規定による届出をせず又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。

## 解説

- A 正しい(法59条3項)。設問中の「将来に向かって」という部分に注意。
- B 正しい(法57条)。障害手当金の額は、障害厚生年金の額に係る報酬比例部分と同様に計算した額の100分の200相当額であり、その計算においては、給付乗率の読替えは行われないが、被保険者期間の月数の300の保障は行われる。
- C 誤り。設問の要件に該当しないが、**近い将来**(おおむね5年以内)、収入が**厚生労働大臣の定める金額未満**になると認められる場合は、**生計維持関係が認定される**(令3条の5、平23.3.23年発323001)。

### ■②生計維持の認定の基準 ㉞

障害厚生年金の加給年金額に係る生計維持の認定	受給権者によって生計を維持している者とは、その者と生計を同じくする者であって①厚生労働大臣の定める金額以上の収入を有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者
老齢厚生年金の加給年金額、遺族厚生年金の遺族に係る生計維持の認定	受給権を取得した <b>当時</b> (死亡の <b>当時</b> )その者によって生計を維持していた者とは、その <b>当時</b> その者と生計を同じくしていた者であって①厚生労働大臣の定める金額以上の収入を <b>将来にわたって</b> 有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者

- D 正しい(法63条2項)。設問の子の障害等級が3級なので、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときに消滅する。
- E 正しい(法78条)。一時差止めに関する設問であることに注意。

正解 C

㉞ 774頁

㉞ 771頁

㉞ 739頁

①「厚生労働大臣の定める金額」とは

➡年額850万円(収入)又は年額655万5千円(所得)。

②「将来にわたって」の有無に注意。

㉞ 780頁(D肢)

㉞ 797頁(E肢)

㉞第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間又は第4号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付については、法78条1項の規定(E肢の規定)は、適用しないこととされている(同条2項)。

# 択一式 保険給付等

# 30

## H27-10 改 ■・A

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、A肢については、第2号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者及びこれらの者に係る事業主のことは、考慮しなくてもよい。

- A 厚生労働大臣は、標準報酬の決定又は改定を行ったときはその旨を原則として事業主に通知しなければならないが、厚生年金保険法第78条の14第2項及び第3項に規定する「特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例」における標準報酬の改定又は決定を行ったときは、実施機関として、その旨を特定被保険者及び被扶養配偶者に通知しなければならない。
- B 厚生年金保険の被保険者期間が離婚時みなし被保険者期間としてみなされた期間のみである者は、特別支給の老齢厚生年金を受給することはできない。
- C 離婚等をした場合に当事者が行う標準報酬の改定又は決定の請求について、請求すべき按分割合の合意のための協議が調わないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。
- D 子のない妻が、被保険者である夫の死亡による遺族厚生年金の受給権を取得したときに30歳以上40歳未満であった場合、妻が40歳に達しても中高齢寡婦加算は加算されない。
- E 9月3日に出産した被保険者について、その年の定時決定により標準報酬月額が280,000円から240,000円に改定され、産後休業終了後は引き続き育児休業を取得した。職場復帰後は育児休業等終了時改定に該当し、標準報酬月額は180,000円に改定された。この被保険者が、出産日から継続して子を養育しており、厚生年金保険法第26条に規定する養育期間標準報酬月額特例の申出をする場合の従前標準報酬月額は240,000円である。

## 解説

- A 正しい(法29条1項, 78条の16)。記述のとおり。
- B 正しい(法附則17条の10)。特別支給の老齢厚生年金の「被保険者期間が1年以上」の要件をみる場合、**離婚時みなし被保険者期間は算入されない**ので、記述のとおりとなる。
- C 正しい(法78条の2第2項)。記述のとおり。
- D 正しい(法62条1項)。いわゆる**子のない妻**の場合、受給権を取得したときに**40歳以上65歳未満**でなければ中高齢の寡婦加算は加算されない。

### ■中高齢の寡婦加算の要件(年齢の要件に注意)※

遺族厚生年金の受給権者が次の要件に該当する妻である場合は、その妻が**40歳以上65歳未満**である間、遺族厚生年金の額に中高齢の寡婦加算が加算される。

① 受給権を取得した当時(夫の死亡当時) **40歳以上65歳未満**である子のない妻

② **40歳**に達した当時死亡した被保険者若しくは被保険者であった者の子で、遺族基礎年金の支給要件に該当する子と生計を同じくしていた妻

③ ただし、②の場合、当該妻が、その遺族基礎年金の支給を受けることができる間は、中高齢の寡婦加算は加算されない(法65条)。

- E 誤り。設問の場合、従前標準報酬月額が「**280,000円**」である(法26条1項)。従前標準報酬月額は、原則として、子を養育することとなった日(子を出生した日)の属する月の**前月**の標準報酬月額とすることとされている。設問の場合、9月に出生しているため、その前月である8月の標準報酬月額が従前標準報酬月額となる。

☞ 719, 795頁

③第2号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者及びこれらの者に係る事業主については、法29条の規定(A肢の前半の規定)は、適用しないこととされている(法31条の3)。

☞ 791頁(B肢)

①被扶養配偶者みなし被保険者期間についても同様である。

☞ 789頁(C肢)

☞ 777頁(D肢)

☞ 715頁

正解 E

厚年

# 択一式 保険給付等

# 31

## H26-3

改

難易度 ★★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、D肢については、第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間又は第4号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者のことは、考慮しなくてもよい。

- A 受給権者の申出による年金たる保険給付の支給停止について、この申出は、老齢基礎年金と老齢厚生年金のような支給事由が同一の年金がある場合には同時に行わなければならない。
- B 年金は、年6期に分けて偶数月にそれぞれの前月分までが支払われることになっており、前支払期月に支払うべきであった年金についても次の偶数月に支払われ、奇数月に支払われることはない。
- C 適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者が高齢任意加入被保険者になるには、事業主の同意を得たうえで、厚生労働大臣に対して申出を行うこととされており、その申出が受理された日に資格を取得する。
- D 特別支給の老齢厚生年金の受給権者は、その裁定請求書に雇用保険被保険者番号を記載した場合であっても、雇用保険法の規定による求職の申込みを行ったときは、速やかに、支給停止事由該当届を日本年金機構に提出しなければならない。
- E 厚生年金保険の被保険者であった18歳の時に初診日がある傷病について、その障害認定日に障害等級3級の障害の状態にある場合には、その者は障害等級3級の障害厚生年金の受給権を取得することができる。

## 解説


- A 誤り。設問の申出は、支給事由が同一の年金であっても、**それぞれの年金について行うこととされている**（平19.3.29庁保発0329009）。
- B 誤り。**前支払期月に支払うべきであった年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとされている**（法36条3項）。**給**権利が消滅した場合・年金の支給を停止した場合におけるその期の年金も、支払期月でない月であっても、支払うものとされている。
- C 誤り。**適用事業所以外の事業所**に関する設問なので、<sup>①</sup>厚生労働大臣の「**認可**」を受けることとされており、その「**認可があった日**」に資格を取得する（法附則4条の5第1項）。
- D 誤り。設問の支給停止事由該当届については、**裁定請求書に雇用保険被保険者番号を記載した場合など、雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるときは、提出する必要はない**（則33条1項）。
- E 正しい（法47条）。18歳でも厚生年金保険の被保険者であるので、要件に該当すれば、通常の障害厚生年金が支給される。

 723頁関連

 721頁

 709頁

①適用事業所に使用される70歳以上の者が高齢任意加入被保険者となるには、実施機関に申出を行うこととされており、その申出が受理された日に資格を取得する（事業主の同意は要件ではない）。

 748頁(D肢)

②第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間又は第4号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者については、法98条3項に基づくD肢解説の規定は適用しないこととされている（法98条5項）。

 759頁(E肢)

正解 E

厚年

# 択一式 保険給付等

# 32

## H25-2 改A・C・D

難易度 ★★ 重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■厚生年金保険に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であって、被保険者期間のうち存続厚生年金基金の加入員であった期間を有する被保険者については、当該加入員であった期間を加入員でなかったものとして計算した老齢厚生年金の額に基づいて在職老齢年金の支給停止額を計算する。なお、存続厚生年金基金とは、平成26年4月1日を施行日とする改正前の厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金であって、その施行日以後も、なお存続することとされたものをいう。
- B 脱退手当金の受給資格の要件となる被保険者期間は5年以上とされているが、当該被保険者期間は、60歳到達時点の前後を通じた被保険者期間全体により判定する。
- C 障害厚生年金の額の改定は、実施機関の職権によるほか、受給権者による額の改定の請求によって行うことができる。受給権者による額の改定の請求は、当該受給権者が65歳未満の場合はいつでもできるが、65歳以上の場合は、障害厚生年金の受給権を取得した日又は実施機関の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなければ行うことができない。
- D 第1号厚生年金被保険者の厚生年金保険料に係る延滞金の割合については、厚生年金保険法附則第17条の14の規定により、各年の特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とされ、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とされる。
- E 厚生年金保険法第47条に定める障害認定日は、初診日から起算して1年6か月を経過した日又は当該障害の原因となった傷病が治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）のいずれか早い方である。

## 解説

- A 正しい(法附則11条の5,平25法附則86条ほか)。参「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年6月26日公布,平成26年4月1日施行)」により,今後は新たな厚生年金基金の設立を認めないこととする改正が行われた。しかし,経過措置により,その施行の際に現存する厚生年金基金については,存続厚生年金基金としてなお存続することとされ,基本的には,その改正前の厚年法の規定を適用することとされた。設問はその一つである。
- B 正しい(昭60法附則75条ほか)。被保険者が60歳に達した後,老齢厚生年金の受給資格期間を満たすことなくその資格を喪失したときには,脱退手当金の受給資格要件となる被保険者期間(5年以上)は,その者の60歳到達時点の前後を通じた被保険者期間全体により判定することとなる。
- C 誤り。設問の額の改定の請求は,年齢にかかわらず,一定の場合を除き,障害厚生年金の受給権を取得した日又は実施機関の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなければ行うことができない(法52条1項~3項)。
- D 正しい(法附則17条の14)。特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合→年14.6%は「特例基準割合+年7.3%」とされ,年7.3%は「特例基準割合+年1%(年7.3%が限度)」とされる。これは,現在の低金利の状況を踏まえた特例である。
- E 正しい(法47条1項)。初診日から起算して1年6か月を経過すれば,傷病が治っていなくても障害認定日となることを覚えておこう。

5 785頁関連

5 767頁(C肢)

①障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合には,1年を経過した日後でなくても請求できる。

5 809頁(D肢)

②特例基準割合とは,「各年の前々年10月~前年9月の各月の短期貸付けの平均利率の合計÷12(0.1%未満は切捨て)として各年の前年12月15日までに財務大臣が告示する割合+年1%」の割合をいう(租税特別措置法93条2項)。

③第2号~第4号厚生年金被保険者に係る延滞金の徴収については,厚年法の規定にかかわらず,共済各法の定めるところによることとされている(法87条の2)。

5 759頁(E肢)

正解 C

厚年



Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半の在職老齢年金については、それぞれの支給停止額の計算式だけではなく、総報酬月額相当額と基本月額の計算式も異なる。
- B 老齢厚生年金の受給権者である夫（昭和23年4月2日生まれ）と国民年金の加入期間しか有さない妻（昭和21年4月2日生まれ）の例において、夫が定額部分が支給される64歳に達したとき、配偶者加給年金額の対象となる要件を満たしている場合には、66歳の妻の老齢基礎年金に振替加算が行われる。
- C 日本に6か月以上滞在する外国人は、厚生年金保険法附則第29条に定める厚生年金保険の脱退一時金の支給要件を満たす限り、合計して被保険者期間の区分の上限である36か月に達するまでは、何度でも出国のつと脱退一時金を受給することができる。
- D 60歳台後半の在職老齢年金においては、支給停止の対象となるのは老齢厚生年金と経過的加算額であり、老齢基礎年金は支給停止の対象にはならない。
- E 厚生年金保険の保険料は、月末に被保険者の資格を取得した月は当該月の保険料が徴収されるが、月の末日付けで退職したときは、退職した日が属する月分の保険料は徴収されない。

## 解説

A 誤り。総報酬月額相当額と基本月額の計算式は、基本的には同じである（法46条1項，法附則11条1項ほか）。

基本月額を求める際、控除されるものは異なる。

- ① 60歳代前半の在職老齢年金における基本月額  
→当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く）÷12
- ② 60歳代後半・70歳以上の在職老齢年金における基本月額  
→当該老齢厚生年金の額（加給年金額及び②線下げ加算額を除く）÷12

B 正しい（昭60法附則14条2項，平6法附則19条5項）。記述のとおり。

C 誤り。「合計して被保険者期間の区分の上限である36か月に達するまで」という要件はない（法附則29条）。なお、脱退一時金の支給回数には制限がないので、「何度でも出国のつと脱退一時金を受給することができる」という部分は正しい。

D 誤り。60歳代後半の在職老齢年金において、経過的加算額は、支給停止の**対象とならない**（昭60法附則62条1項）。

E 誤り。月の末日付けで退職したときは、その翌日である翌月の初日に被保険者の資格を喪失することになる。そのため、退職日が属する月（＝喪失日が属する月の前月）は、被保険者期間とされ、その月分の保険料が徴収される（法19条，81条2項）。

5 747.756頁

①総報酬月額相当額…その者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額をいう。  
②70歳以上の在職老齢年金においては、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の1年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額をいう。

②経過的加算額についても、線下げ加算額と同じ扱いとなる。

5 630.743頁関連(B肢)

5 786頁(C肢)

5 756頁

③線下げ加算額と経過的加算額については、基本月額の計算式から除かれるほか、計算の結果、年金が全額支給停止となっても支給される。

5 713.806頁(E肢)

正解 B

厚年

# 択一式 保険給付等

# 34

## H24-1 改 C・D

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働協約により報酬と傷病手当金との差額を見舞金として支給する場合、当該見舞金は臨時に受け取るものであるので、厚生年金保険法第3条第1項第3号に規定する報酬には含まれない。
- B 被保険者が、年金手帳を滅失したため、再交付を厚生労働大臣に申請する場合には、申請者の生年月日及び住所、基礎年金番号、現に被保険者として使用される事業所の名称及び所在地、滅失又はき損の事由等の事項を記載した再交付の申請書を日本年金機構に提出しなければならない。
- C 遺族厚生年金の受給権者が、死亡した被保険者又は被保険者であった者の夫、父母又は祖父母であった場合、受給権者が60歳に達するまでの間、その支給は停止される。ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りでない。
- D 厚生年金保険の被保険者期間（第1号厚生年金被保険者期間に限る。）を1年以上有する者（60歳以上の者に限る。）であって、当該被保険者期間と旧陸軍共済組合等の旧共済組合員であった期間とを合算した期間が20年以上ある場合には、その者に特例老齢年金を支給する。
- E 被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、父母、孫、祖父母の遺族厚生年金の受給権は消滅するが、妻の受給権は消滅しない。

## 解説

- A 誤り。設問の見舞金は、事業主と被保険者との雇用関係に基づいて事業主が病氣中の報酬の一部を支給し生活を保障しようとするものであり、報酬に含まれる（昭32.8.6保文発6737）。
- B 正しい（則11条1項・2項）。記述のとおり。
- C 正しい（法65条の2）。記述のとおり。なお、設問のただし書の部分は、平成26年4月1日施行の改正により、同条に追加されたものである（それを考慮して、問題文を修正した）。
- D 正しい（法附則28条の3第1項）。記述のとおり。なお、特例老齢年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者を対象として支給される。
- E 正しい（法63条1項・3項）。記述のとおり。被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、子より後順位の遺族である父母、孫又は祖父母の受給権は消滅するが、妻は子と同順位の遺族なので、妻の受給権は消滅しない（法66条により別途調整される）。

701頁

718頁

781頁

758頁

781頁

① ④子に対する遺族厚生年金は、原則として、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。

② 配偶者に対する遺族厚生年金は、原則として、当該死亡について、配偶者が国年法の遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。

正解 A

厚年

# 択一式 保険給付等

35 H22-7  
改A

難易度★★ 重要度B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 政府等は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。また、この場合において、受給権者が既に当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けていたときは、政府等は保険給付をしないことができる。
- B 老齢厚生年金の受給権者の死亡に係る遺族厚生年金の額の計算において、老齢厚生年金の受給権を有する配偶者（65歳以上の者に限る。）が遺族であるとき、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数について300か月に満たないときに300か月として計算するが、給付乗率については生年月日による読み替えを行わない。
- C 障害厚生年金の受給権者が、故意または重大な過失によりその障害の程度を増進させたときは、直ちに、その者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当する者として額の改定を行うものとする。
- D 老齢厚生年金の受給権者が、正当な理由がなくて、厚生年金保険法施行規則の規定により行わなければならない届出またはこれに添えるべき書類を提出しない場合には、保険給付の全部または一部を一時停止することができる。
- E 老齢厚生年金の受給権を有する65歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、当該遺族厚生年金の裁定請求を行う場合には、厚生労働大臣は、当該受給権者に対し、老齢厚生年金の裁定の請求を求めることとする。

## 解説

- A 誤り。政府等は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、「**その給付の価額の限度で、**」受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。また、この場合において、受給権者が既に当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けていたときは、政府等は、「**その価額の限度で、**」保険給付をしないことができる（法40条）。
- B 誤り。設問における**長期要件**に該当した場合の遺族厚生年金の額の計算では、被保険者期間300月の保障は適用されないが、給付乗率の**生年月日による読替え**は適用される（法60条1項1号、昭60法附則59条1項ほか）。
- C 誤り。故意又は重大な過失により、その障害の程度を増進させたときは、**法52条1項の規定による改定（職権による増額改定）を行わないこと**とされている（法74条）。
- D 誤り。設問の場合（正当な理由がなく、届出・書類の提出をしない場合）には、**保険給付の支払を一時差し止めることができる**（法78条）。
- E 正しい（則60条の3、平19.3.29庁保発0329009）。この規定は、平成19年4月1日施行の改正で、65歳以上の受給権者について、老齢厚生年金と遺族厚生年金との支給調整等を行うことになったために必要となったものである。

724頁

773、776頁

796頁

797頁

783頁

# 択一式 保険給付等

**36** H20-4  
改 A・B

難易度 ★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業主は、当該被保険者が休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了しようとするときは、あらかじめ、これを日本年金機構に届け出なければならない。
- B 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。）は、厚生年金保険法の規定に基づいて事業主（船舶所有者を除く。）がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするとき及び代理人を解任したときは、あらかじめ、文書でその旨を日本年金機構に届け出なければならない。
- C 被保険者期間が6月以上である日本国籍を有しない者であって、老齢厚生年金の受給資格を満たさないものは、日本国内に住所を有するときも厚生年金保険の脱退一時金の支給を請求することができる。
- D 脱退一時金の額の計算に使用される支給率は、最終月（最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月）の属する年の前年10月の保険料率（最終月が1月から8月までの場合にあつては、前々年10月の保険料率）に2分の1を乗じて得た率に、被保険者期間の区分に応じた月数を乗じて得た率とするが、この月数の上限は40である。
- E 障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して3年を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、その傷病により政令で定める程度の状態にある場合に、当該傷病の初診日において保険料納付要件を満たしている者に支給すると規定されている。

## 解説

- A 誤り。「終了しようとするときは、あらかじめ、」という規定はない。なお、その部分を「**終了したときは、速やかに、**」とすれば、正しくなる（則25条の2第3項）。
- B 正しい（則29条）。記述のとおり。
- C 誤り。日本国内に住所を有するときには、脱退一時金の支給を**請求することはできない**（法附則29条1項1号）。
- D 誤り。設問の「この月数の上限は40」という記述が誤り。その部分を「この月数（数）の上限は**36**」とすると正しくなる（法附則29条4項）。

### ※脱退一時金の額

脱退一時金の額 = 平均標準報酬額 × 支給率

**支給率**…最終月の属する年の前年10月の保険料率（最終月が1月から8月までの場合は、前々年10月の保険料率）に2分の1を乗じて得た率に、次の表に掲げる数を乗じて得た率

被保険者期間	数
6月以上12月未満	6
12月以上18月未満	12
18月以上24月未満	18
24月以上30月未満	24
30月以上36月未満	30
36月以上	<b>36←上限</b>

⑤ 支給率に、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。

- E 誤り。「3年」ではなく「**5年**」である（法55条1項）。

➡ 717頁

➡ 717頁

➡ 786頁

➡ 787頁

➡ 770頁

正解 B



# 択一式 保険給付等

**37** H19-7  
改 B・D

難易度★ 重要度B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 年金たる保険給付（厚生年金保険法の他の規定又はその他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。）は、その受給権者の申出により、その全額又は一部の支給を停止するものとし、すでに厚生年金保険法の他の規定又はその他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の全額又は一部の支給を停止する。
- B 地方厚生局長等は、障害厚生年金の受給権者の障害の程度を診査し、その程度に応じて従前の障害等級以外の障害等級の額に改定することができる。
- C 被保険者が同時に2以上の適用事業所に使用される場合において、2以上の事業所のうち一つが船舶であるときは、船舶所有者が被保険者に係る保険料の半額を負担しかつ当該保険料及び当該被保険者の負担する保険料を納付する義務を負い、船舶以外の事業主は保険料を負担せず、納付義務も生じない。
- D 事業主は、日本年金機構が決定した標準報酬月額を被保険者に通知しないときは、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。
- E 昭和16年4月1日以前生まれの者について、厚生年金保険の被保険者期間が5年以上ある者で老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、過去に障害厚生年金又は障害手当金を受けたことがある場合には、厚生年金保険の脱退手当金が支給されることはない。

## 解説

- A 誤り。設問中の「その全額又は一部」は、「その**全額**」，「停止されていない部分の全額又は一部」は、「停止されていない部分の**額**」が正しい。

### 法条文の確認（法38条の2第1項）

年金たる保険給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く）は、その受給権者の申出により、その**全額**の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、**停止されていない部分の額**の支給を停止する。

- B 誤り。設問の診査及び改定ができるのは、**実施機関**である（法52条1項）。
- C 正しい（令4条4項）。記述のとおり。被保険者が同時に船舶と船舶以外の事業所に使用される場合<sup>①</sup>には、船舶所有者のみが当該被保険者に係る保険料の半額を負担し、当該保険料及び当該被保険者の負担する保険料を納付する義務を負うものとする。
- D 誤り。設問中の「30万円以下」は、正しくは「**50万円以下**」である（法29条2項，102条1項2号）。
- E 誤り。過去に障害厚生年金又は障害手当金を受けたことがある場合でも、その額が脱退手当金の額に満たないときは、その**差額**が脱退手当金として支給されることになる（昭60法附則75条，昭61措置令91条）。

723頁

767頁

804頁

①被保険者が同時に2以上の事業所に使用され、船舶には使用されていない場合は、各事業所について定時決定等で算定した額（報酬月額相当額）又は各事業所で支払った賞与額に応じて、各事業主が保険料を負担・納付することになる。

716頁関連(D肢)

785頁(E肢)

正解 C

厚年

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

- 厚生年金保険法に関する次の記述のうち、法令に照らして正しいものはどれか。
- なお、B肢からE肢については、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者に係る保険料等のことは、考慮しなくてもよい。
- A 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ厚生年金保険料の半額を負担するが、事業主は自らの負担すべき保険料額の負担の割合を増加することができる。
- B 厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から1年以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。
- C 厚生労働大臣は、厚生年金保険法第83条第2項の規定によって、納期を繰り上げて納付をしたものとみなすときは、事前にその旨を当該納付義務者に通知し同意を得なければならない。
- D 厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。
- E 事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、厚生労働大臣に申出を行い、その承認を得て、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料（被保険者がその事業所又は船舶に使用されなくなった場合においては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料）を報酬から控除することができる。

## 解説

- A 誤り。事業主の負担割合を増加させることを含め、負担割合の変更はできない（法82条1項）。
- B 誤り。「1年以内の期日」は、正しくは「**6箇月以内**の期日」である（法83条2項）。
- C 誤り。「事前にその旨を当該納付義務者に通知し同意を得なければならない」は、正しくは「その旨を当該納付義務者に通知しなければならない」である（事前にする必要はなく、同意は不要）（法83条3項）。

■いわゆる保険料の過納充当処理（法83条2項・3項）←B、C肢関係 **※**

- ① 厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から**6箇月以内**の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたもののみなすことができる。
- ② 上記の規定によって、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生労働大臣は、その旨を当該納付義務者に**通知しなければならない**。

- D 正しい（法83条の2）。記述のとおり。
- E 誤り。「厚生労働大臣に申出を行い、その承認を得て、」という部分を除けば正しい（いわゆる源泉控除について、**申出・承認は不要**）（法84条1項）。

③第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者に係る保険料の徴収、納付及び源泉控除については、法82条2項・3項、**83条、83条の2、84条**の規定にかかわらず、共済各法の定めるところによることとされている（法84条の2）。

**㊦** 803頁（A肢）

①法82条1項の規定の適用について、「事業主」とあるのは、第2号厚生年金被保険者については、「事業主（国家公務員共済組合法に規定する職員団体等を含む）」とすることとされており、第3号厚生年金被保険者については、「事業主（市町村立学校職員給与負担法の規定により給与を負担する都道府県等を含む）」とすることとされている（同条4項・5項）。

**㊦** 805頁（B肢）

**㊦** 806頁（C肢）

**㊦** 806頁（D肢）

■**国年法との納付方法比較**

	厚年法	国年法
口座振替による納付	○	○
クレジットカードによる納付	×	○

○……規定あり

×……規定なし

**㊦** 806頁（E肢）

正解 D

# 択一式 保険料等（滞納処分等）

# 39

## H25-4

### 改

難易度 ★★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

- 保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金（以下「保険料等」という。）の督促及び滞納処分に関する次の記述のうち、法令に照らして誤っているものはどれか。なお、本問においては、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者に係る保険料等のことは、考慮しなくてもよい。
- A 保険料等を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、保険料の繰上徴収の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。
- B 保険料等の督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して督促状を発する。保険料等の督促状は、納付義務者が健康保険法第180条の規定によって督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状により、これに代えることができる。
- C 保険料等の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日でなければならない。ただし、保険料の繰上徴収が認められる要件に該当する場合は、この限りでない。
- D 厚生労働大臣は、督促を受けた納付義務者が指定の期限までに保険料等を納付しないとき、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法に規定される指定都市にあつては区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。
- E 厚生労働大臣は、保険料の繰上徴収が認められる要件に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないとき、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

## 解説

- A 正しい(法86条1項)。記述のとおり。  
B 誤り。最後が誤り。「同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる」が正しい(法86条2項・3項)。  
C 正しい(法86条4項)。記述のとおり。  
D 正しい(法86条5項1号)。記述のとおり。  
E 正しい(法86条5項2号)。記述のとおり。


### ■処分の請求(法86条5項) ←D, E肢関係 **※**


厚生労働大臣は、納付義務者が次の①又は②に該当する場合においては、**国税滞納処分の例**によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の**財産所在地の市町村**に対して、その処分を**請求**することができる。


- ① 督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。  
② 保険料の繰上徴収が認められる要件に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

**※**市町村は、上記の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の100分の4に相当する額を当該市町村に交付しなければならない(法86条6項)。

③第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者に係る保険料の繰上徴収、保険料その他この法律の規定による徴収金の督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収については、法85条、86条、87条の規定にかかわらず、**共済各法の定めるところによることとされている(法87条の2)**。

 808頁(A肢)

 808頁関連(B肢)

 808頁(C肢)

 808頁(D肢)

 808頁(E肢)

# 択一式 保険料等（滞納処分等）

## 40 H24-6

難易度 ★★

重要度 B

Date	
------	--

Date	
------	--

Date	
------	--

■厚生年金保険法が定める保険料等の滞納処分等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 日本年金機構は、滞納処分等の実施に関する規程（以下「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- B 日本年金機構が定める滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。
- C 厚生年金保険法における滞納処分等については、国税滞納処分の例によって行うこととされており、日本年金機構が滞納処分等を行う場合には、あらかじめ財務大臣の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。
- D 厚生労働大臣は、滞納処分等に係る納付義務者が、処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることなど、保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。
- E 日本年金機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

## 解説

- A 正しい（法100条の7第1項）。記述のとおり。
- B 正しい（法100条の7第2項）。記述のとおり。
- C 誤り。機構が滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、「厚生労働大臣」の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない（法100条の6第1項）。
- D 正しい（法100条の5第1項）。記述のとおり。
- E 正しい（法100条の6第3項）。記述のとおり。

➡ 808頁

➡ 808頁関連

➡ 808頁

➡ 808頁

➡ 808頁



# 択一式 保険料等(滞納処分等(財務大臣への権限の委任))

# 41

## H26-2

### 改ウ

難易度 ★★★ 重要度 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次のアからオの記述のうち、厚生年金保険法等に規定する厚生労働大臣から財務大臣への滞納処分等に係る権限の委任に関し、財務大臣にその権限を委任する場合の要件ではないものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 納付義務者が24か月以上の保険料等を滞納していること。
- イ 納付義務者が、日本年金機構により滞納処分その他の処分を受けていないこと。
- ウ 厚生年金保険法等に規定する保険料、拠出金及びその他この法律の規定による延滞金（以下「滞納保険料等」という。）の合計額が5千万円以上あること。
- エ 納付義務者が、滞納処分その他の処分の執行を免れる目的で、所有する財産について隠ぺいしているおそれがあること。
- オ 厚生労働大臣が委任を行う日から起算して、1年以内に滞納保険料等の徴収権の消滅時効の完成が見込まれること。

- A (アとウ)                      B (アとオ)                      C (イとエ)  
D (イとオ)                      E (ウとエ)

## 解説

ア 要件である（法100条の5第1項、令4条の2の16第1号、則99条）。

イ 要件ではない。

ウ 要件である（法100条の5第1項、令4条の2の16第3号、則101条）。

エ 要件である（法100条の5第1項、令4条の2の16第2号）。

オ 要件ではない。

したがって、Dの組合せ（イとオ）が正解となる。

### ■財務大臣への権限の委任（法100条の5第1項）**示**

厚生労働大臣は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の①政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

**示** 808頁関連連（ア〜カ）

①政令で定める事情（令4条の2の16）

㉔ 納付義務者が厚生労働省令で定める月数（24月）分以上の保険料を滞納していること。

㉕ 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

① 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健保法・船員保険法・子ども・子育て支援法等の法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金等の徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額（5千万円）以上であること。

㉔ 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

㉕ ウ肢及び上記①の「5千万円」は、平成27年10月1日施行の改正点（改正前は「1億円」であった）。

正解 D

厚年

# 択一式 時効

## 42 H23-6

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法の時効に関する次の記述（ただし「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」が適用される場合を除く。）のうち、誤っているものはどれか。

- A 保険料を徴収する権利は、2年を経過したとき、時効により消滅する。
- B 保険料以外の、厚生年金保険法の規定による徴収金を徴収する権利は、2年を経過したとき、時効により消滅する。
- C 保険給付を受ける権利は、5年を経過したとき、時効により消滅する。
- D 年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付がその全額につき支給を停止されたときは、中断する。
- E 保険料その他、厚生年金保険法の規定による徴収金の納入の告知又は第86条第1項の規定による督促は、民法第153条の催告に関する規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

## 解説

812～813頁(A～E肢)

- A 正しい(法92条1項)。記述のとおり。  
B 正しい(法92条1項)。記述のとおり。  
C 正しい(法92条1項)。記述のとおり。  
D 誤り。年金たる保険給付がその全額につき支給を停止されている間は、「**進行しない**」こととされている(法92条2項)。  
E 正しい(法92条3項)。記述のとおり。

### ■厚年法における時効

#### 消滅時効の期間

- ① 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利 → **2年**  
② 保険給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む) → **5年**
- ①1 年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付がその**全額につき支給を停止**されている間は、**進行しない**。  
①2 保険料その他この法律の規定による徴収金の**納入の告知**又は**督促**は、民法153条の規定にかかわらず、**時効中断の効力を有する**。

厚年

正解 D

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法が定める調査，資料の提供，立入検査等に関する次の記述のうち，誤っているものはどれか。なお，A肢とB肢においては，第2号厚生年金被保険者，第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者及びこれらの者に係る事業主のことは，考慮しなくてもよい。

- A 厚生労働大臣は，被保険者の資格，標準報酬，保険料又は保険給付に関する決定に関し，必要があると認めるときは，事業主及び被保険者に対して，文書その他の物件を差し押え，又は提出させることができる。
- B 厚生労働大臣は，被保険者の資格，標準報酬，保険料又は保険給付に関する決定に関し，必要があると認めるときは，当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し，若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させることができる。
- C 厚生労働大臣は，第1号厚生年金被保険者の資格，標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは，第1号厚生年金被保険者であり，若しくはあった者（以下「被保険者等」という。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であった者の氏名及び住所，個人番号，資格の取得及び喪失の年月日，被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき，官公署，健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め，又は銀行，信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。
- D 実施機関は，必要があると認めるときは，年金たる保険給付の受給権者に対して，その者の身分関係，障害の状態その他受給権の消滅，年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件の提出を命じ，又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。
- E 受給権者に関する調査において，質問を行なう職員は，その身分を示す証票を携帯し，かつ，関係者の請求があるときは，これを提示しなければならない。

## 解説

A 誤り。「事業主及び被保険者」, 「文書その他の物件を差し押さえ, 又は提出」という部分が誤り(法100条1項)。

正しい条文については下記<sup>④</sup>参照。

B 正しい(法100条1項)。

C 正しい(法100条の2第5項)。


D 正しい(法96条1項)。


E 正しい(法96条2項)。


### ■立入検査等(法100条1項) ← A, B肢<sup>④</sup>


厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、「**事業主**」に対して、「**文書その他の物件を提出**」すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。


④第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者及びこれらの者に係る事業主については、**法100条1項**から3項の規定は、適用しないこととされている(同条4項)。

 813頁(A肢)

 813頁(B肢)

 814頁(C肢)

 813頁(D肢)

 813頁関連(E肢)

正解 A

# 択一式 存続厚生年金基金及び存続連合会

# 44

## H25-3

### 改 ■ オ B

難易度 ★★★ 重要度 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■存続厚生年金基金（以下「基金」という。）及び存続連合会（以下「連合会」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、存続厚生年金基金及び存続連合会とは、平成26年4月1日を施行日とする改正前の厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金及び企業年金連合会であって、その施行日以後も、なお存続することとされたものをいう。

- A 基金の加入員又は加入員であった者の死亡に関して支給する遺族給付金の受給権者には、規約で定めるところにより、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のほか給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族を含めることができる。また、遺族給付金の受給権者が死亡したときは、規約で定めるところにより、当該受給権者の次の順位の遺族に遺族給付金を支給することができる。
- B 基金は、基金中途脱退者から基金脱退一時金相当額の連合会への移換の申出があったときは、連合会に当該申出に係る基金脱退一時金相当額を移換するものとされているが、連合会は、いつでも、当該基金脱退一時金相当額の移換を拒絶することができる。
- C 基金が解散した場合、当該基金の残余財産は、規約の定めるところにより、解散した日において当該基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者及び事業主に分配しなければならない。
- D 基金の設立事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は当該増加する額に相当する額を、当該減少した設立事業所の事業主から掛金として一括徴収するものとする。一括徴収される掛金は当該事業主のみが負担し、加入員に負担させてはならない。
- E 基金に役員として理事及び監事を置く。理事の定数は偶数とし、その半数は設立事業所の事業主において選定した代議員において、他の半数は加入員において互選した代議員において、それぞれ互選する。当該基金を代表する理事長は、加入員において互選した代議員である理事のうちから、理事が互選する。

## 解説

- A 正しい（平26経過措置令3条、旧基金令26条2項、26条の2第2項）。遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、遺族厚生年金のそれよりも、広く設定されている。
- B 誤り。連合会が、基金からの基金脱退一時金相当額の移換を拒絶することができる<sup>①</sup>こととする規定はない。基金脱退一時金相当額の移換を受け、基金中途脱退者又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金（一時金として支給するものに限る）の支給を行うことは、連合会の業務として規定されている（平25法附則40条1項1号、42条）。
- C 誤り。設問の残余財産は、規約の定めるところにより、「解散した日において当該基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者」に分配しなければならず、事業主に引き渡してはならないとされている（平25法附則34条）。
- D 誤り。設問の規定により一括徴収される掛金については、原則として、事業主が負担するものとするが、「加入員は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該掛金の一部を負担することができる」こととされている（平25法附則5条、旧法138条5項、139条3項）。
- E 誤り。理事長は、「設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙」する（平25法附則5条、旧法119条1項～3項）。

④本問は、存続厚生年金基金・存続連合会に関する経過措置に関する問題である。参考程度に見ておけば十分である。

**う** 817～821頁関連(A～E肢)

①基金脱退一時金相当額…改正前の厚年法144条の3第5項に規定する脱退一時金の額に相当する額をいう。

②基金中途脱退者…基金の加入員の資格を喪失した者（当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く）であって、その者の当該基金の加入員であった期間が政令で定める期間に満たないものをいう。

厚年

正解 A



Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

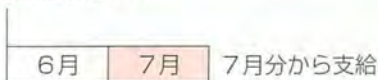
- A 障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合の障害厚生年金は、原則として障害認定日の属する月の翌月分から支給される。ただし、障害認定日が月の初日である場合にはその月から支給される。
- B 第1号厚生年金被保険者が同時に2以上の適用事業所（船舶を除く。）に使用される場合における各事業主の負担すべき標準報酬月額に係る保険料の額は、各事業所について算定した報酬月額を当該被保険者の報酬月額で除し、それにより得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じた額とする。
- C 第1号厚生年金被保険者である者が同時に第4号厚生年金被保険者の資格を有することとなった場合、2以上事業所選択届を、選択する年金事務所又は日本私立学校振興・共済事業団に届け出なければならない。
- D 障害厚生年金の受給権者であって、当該障害に係る障害認定日において2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る当該障害厚生年金の支給に関する事務は、当該障害に係る障害認定日における被保険者の種別に応じた実施機関が行う。
- E 配偶者以外の者に対する遺族厚生年金の受給権者が2人いる場合において、そのうちの1人の所在が1年以上明らかでない場合は、所在が不明である者に対する遺族厚生年金は、他の受給権者の申請により、その申請のあった日の属する月の翌月から、その支給が停止される。

## 解説

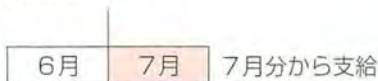
- A 誤り。障害認定日が月の初日である場合であっても、障害認定日の属する月の翌月から支給される(昭28.7.16保険発158の2)。

### ■障害厚生年金の支給開始時期

障害認定日6/1



障害認定日6/30



- B 正しい(法82条3項、令4条1項)。記述のとおり。
- C 誤り。第1号厚生年金被保険者が同時に第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者の資格を有するに至ったときは、その日に、**第1号厚生年金被保険者の資格を喪失**する(法18条の2第2項)。
- D 誤り。障害認定日ではなく、**初診日**における被保険者の種別に応じた実施機関が行う(法78条の33第1項)。
- E 誤り。**所在が明らかでなくなった時にさかのぼって**、その支給が停止される(法68条第1項)。

721頁

804頁(B肢)

被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準賞与額に係る保険料の額は、各事業所についてその月に各事業主が支払った賞与額をその月に当該被保険者が受けた賞与額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じて得た額とする(令4条2項)。

701頁(C肢)

第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者は、同時に、第1号厚生年金被保険者の資格を取得しない(法18条の2第1項)。

759頁(D肢)

障害手当金の支給に関する事務も、初診日における被保険者の種別に応じた実施機関が行う。

782頁(E肢)

正解 B

厚年

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは後記 A から E までのうちどれか。

- ア 被保険者の死亡により妻が中高齢寡婦加算額が加算された遺族厚生年金の受給権を取得した場合において、その遺族厚生年金は、妻に当該被保険者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金が支給されている間、中高齢寡婦加算額に相当する部分の支給が停止される。
- イ 第1号厚生年金被保険者の資格に関する処分に不服がある者が、平成28年4月8日に、社会保険審査官に審査請求をした場合、当該請求日から2か月以内に決定がないときは、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
- ウ 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間が25年ある昭和31年4月2日生まれの女性が、60歳となった時点で第1号厚生年金被保険者期間を8か月及び第4号厚生年金被保険者期間を10か月有していた場合であっても、それぞれの種別の厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ないため、60歳から特別支給の老齢厚生年金を受給することはできない。
- エ 第1号厚生年金被保険者期間を30年と第2号厚生年金被保険者期間を14年有する昭和29年10月2日生まれの現に被保険者でない男性は、両種別を合わせた被保険者期間が44年以上であることにより、61歳から定額部分も含めた特別支給の老齢厚生年金を受給することができる。
- オ 昭和12年4月1日以前生まれの者が平成28年4月に適用事業所に使用されている場合、その者に支給されている老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給停止が行われることはない。

- A (アとイ)                      B (イとオ)                      C (ウとエ)  
 D (ウとオ)                      E (アとエ)

## 解説

- ア 正しい(法65条)。㊦中高齢寡婦加算は、**遺族基礎年金**を受けられない妻のために設けられている。このため、遺族基礎年金が支給されている間は、支給されない。
- イ 正しい(法90条1項・3項)。出題年度における改正点である。

### ■厚生労働大臣による処分についての不服申立て ㊦

被保険者の資格、標準報酬、保険給付	社会保険審査官 →社会保険審査会
①保険料その他徴収金	社会保険審査会

- ウ 誤り。60歳代前半の老齢厚生年金の支給要件である「**1年以上**の被保険者期間」は、異なる種別であっても**合算する**(法附則20条)。

### ■60歳代前半の老齢厚生年金 ㊦

厚年第1号8か月	厚年第4号10か月
----------	-----------

合算して1年以上あればよい

- エ 誤り。**長期加入者の特例**においては、異なる種別の被保険者期間は**合算しない**(法附則20条2項)。
- オ 誤り。昭和12年4月1日以前生まれの70歳以上被用者に在職老齢年金の規定を適用しないこととする規定(一元化前の平16法附則43条)は、削除された。

㊦ 794頁

㊦ 811頁

設問の場合、再審査請求ではなく、処分の取消しの訴えを提起することもできる(法91条の3)。

①保険料その他徴収金については不服申立前置となっていないため、審査請求をせずに、処分の取消しの訴えを提起することもできる。

㊦ 728頁(ウ)

第1号厚生年金被保険者は民間企業、第4号厚生年金被保険者は私立学校教職員共済制度。

㊦ 732頁

㊦ 757頁

厚年

正解 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

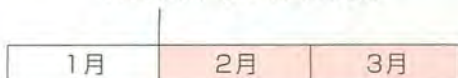
- A 在職老齢年金の受給者が平成28年1月31日付けで退職し同年2月1日に被保険者資格を喪失し、かつ被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1か月を経過した場合、当該被保険者資格を喪失した月前における被保険者であった期間も老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、平成28年3月から年金額が改定される。
- B 第1号厚生年金被保険者に係る保険料の納付義務者の住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によって滞納された保険料の督促が行われた場合にも、保険料額に所定の割合を乗じて計算した延滞金が徴収される。
- C 老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していた子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したため、子に係る加給年金額が加算されなくなった。その後、その子は、20歳に達する日前までに障害等級1級又は2級に該当する程度の障害の状態となった。この場合、その子が20歳に達するまで老齢厚生年金の額にその子に係る加給年金額が再度加算される。
- D 昭和20年10月2日以後に生まれた者であり、かつ、平成27年10月1日の前日から引き続いて国、地方公共団体に使用される者で共済組合の組合員であった者は、平成27年10月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。
- E 4か月間の臨時的事業の事業所に使用される70歳未満の者は、その使用されるに至った日から被保険者となる。

## 解説

A 誤り。退職時改定の「1か月」は、退職した場合は退職日<sup>①</sup>から起算する。設問の場合、3月ではなく2月から年金額が改定される（法43条3条）。出題年度における改正点である。

### ■退職時改定 示

1/31 退職（2/1 資格喪失）



2月末日が  
「1か月を経過した日」

↓  
2月から年金の額を改定する

B 誤り。公示送達の方法によって督促が行われた場合は、延滞金は徴収されない（法87条1項3号）。

C 誤り。再度の加算はされない（法44条4項8号）。

D 正しい（平24一元化法附則5条）。被用者年金一元化に伴う、被保険者資格の取得の経過措置である。

E 誤り<sup>②</sup>。臨時的事業の事業所に使用される者は、継続して6月を超えて使用されるべき場合を除き、適用除外である（法12条4号）。

➡ 752～753頁

①次の場合は、「その日」から起算する。

④その事業所又は船舶に使用されなくなったとき

㊦適用事業所でなくなることの認可を受けたとき

④厚生労働大臣の認可を受けて任意単独被保険者の資格を喪失したとき

㊦適用除外に該当するに至ったとき

➡ 809頁

➡ 739頁

➡ 699頁関連(D肢)

②昭和20年10月1日以前に生まれた者（平成27年10月1日において70歳以上の者）は、この経過措置の対象とならない。

➡ 706頁(E肢)

正解 D

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 第1号厚生年金被保険者期間が15年、第3号厚生年金被保険者期間が18年ある老齢厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給される遺族厚生年金は、それぞれの被保険者期間に応じてそれぞれの実施機関から支給される。
- B 障害等級3級の障害厚生年金の受給権者が65歳になり、老齢基礎年金の受給権を取得したとしても、それらは併給されないため、いずれか一方のみを受給することができるが、遺族厚生年金の受給権者が65歳になり、老齢基礎年金の受給権を取得したときは、それらの両方を受給することができる。
- C 厚生年金保険法第78条の6第1項及び第2項の規定によるいわゆる合意分割により改定され、又は決定された標準報酬は、その改定又は決定に係る標準報酬改定請求のあった日から将来に向かってのみその効力を有する。
- D 障害厚生年金は、その受給権者が当該障害厚生年金に係る傷病と同一の傷病について労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付を受ける権利を取得したときは、6年間その支給を停止する。
- E 適用事業所に平成28年3月1日に採用され、第1号厚生年金被保険者の資格を取得した者が同年3月20日付けで退職し、その翌日に被保険者資格を喪失し国民年金の第1号被保険者となった。その後、この者は同年4月1日に再度第1号厚生年金被保険者となった。この場合、同年3月分については、厚生年金保険における被保険者期間に算入されない。

## 解説

- A 正しい（法78条の32第2項）。**長期要件**の遺族厚生年金は、それぞれの**実施機関**から支給される。
- B 正しい（法38条1項、法附則17条）。**老齢基礎年金**と併給される厚生年金は、**老齢厚生年金・遺族厚生年金**である。

### ■併給の調整

基礎年金の種類	併給される厚生年金
老齢基礎年金	老齢厚生年金／65歳以上であれば、遺族厚生年金も可
障害基礎年金	障害厚生年金／65歳以上であれば、老齢厚生年金・遺族厚生年金も可
遺族基礎年金	遺族厚生年金

- C 正しい（法78条の6第4項）。記述のとおり。
- D 誤り。**労働基準法**の規定による**障害補償**を受ける権利を取得したときは、6年間支給停止される（法54条1項）。
- E 正しい（法19条2項）。被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を1箇月として被保険者期間に算入する。ただし、「その月に更に被保険者又は**国民年金の被保険者**（国民年金の第2号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない」とされている。設問は、これに該当する。

776頁

①長期要件の遺族厚生年金とは、老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たした者が死亡した場合をいう。

②短期要件の場合は、死亡日における種別に係る実施機関から支給される。なお、第1号厚生年金被保険者は民間企業、第3号厚生年金被保険者は地方公務員である。

722～723頁(B肢)

791頁

769頁

労働者災害補償保険法の障害（補償）年金を受けられる場合は、労災側が減額される。障害厚生年金は、全額支給される。

713頁(E肢)

正解 D



Date	Date	Date
------	------	------

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 第1号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失に係る厚生労働大臣の確認は、事業主による届出又は被保険者若しくは被保険者であった者からの請求により、又は職権で行われる。
- B 障害厚生年金の年金額の計算に用いる給付乗率は、平成15年3月以前の被保険者期間と、いわゆる総報酬制が導入された平成15年4月以降の被保険者期間とでは適用される率が異なる。
- C 「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」は、厚生年金保険の障害等級3級の状態に該当する。
- D 適用事業所に使用される70歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有しない場合、実施機関に申し出て、被保険者となることができる。なお、この者は厚生年金保険法第12条の被保険者の適用除外の規定に該当しないものとする。
- E 被保険者が死亡したことによる遺族厚生年金の額は、死亡した者の被保険者期間を基礎として同法第43条第1項の規定の例により計算された老齢厚生年金の額の4分の3に相当する額とする。この額が、遺族基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額に満たないときは、当該4分の3を乗じて得た額を遺族厚生年金の額とする。

## 解説

- A 正しい（法18条2項）。記述のとおり。  
 B 正しい（平12法附則20条）。記述のとおり。

### ■総報酬制導入前と導入後の、給付乗率の違い

平成15年3月以前	原則1,000分の7.125
平成15年4月以降	原則1,000分の5.481

- C 正しい（令3条の8、令別表第一13号）。記述のとおり。  
 D 正しい（法附則4条の3第1項）。**ホ**適用事業所に使用される場合の、高齢任意加入被保険者の資格取得の申出は、**実施機関**<sup>①</sup>に対して行う。

### ■高齢任意加入被保険者の資格取得

適用事業所	実施機関に申出
適用事業所以外	事業主の <sup>②</sup> 同意+厚生労働大臣の認可

- E 誤り。遺族厚生年金について、遺族基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額に満たないときに当該4分の3を乗じて得た額とする規定はない（法60条1項）。**ホ**障害厚生年金には、「障害基礎年金（2級）の額の4分の3」という最低保障額がある。

**ウ** 711頁

資格の得喪の確認の規定は、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失については、適用しない。

**ウ** 765頁（B肢）

**ウ** 759頁関連（C肢）

**ウ** 709頁（D肢）

①高齢任意加入被保険者は、老齢退職年金給付の受給権を取得するための制度である。障害給付・遺族給付の受給権者は、他の要件を満たせば、高齢任意加入被保険者になることができる。

②事業主の同意とは、保険料半額負担・保険料納付等についての同意をいう。資格喪失の時は、事業主の同意は不要。

**ウ** 775頁（E肢）

Date	Date	Date
------	------	------

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 老齢厚生年金の支給繰上げの請求は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求と同時に  
行わなければならない。
- B 保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保  
険者であった期間に基づく保険給付は行われませんが、当該被保険者であった期間  
に係る被保険者資格の取得について事業主の届出があった後に、保険料を徴収す  
る権利が時効によって消滅したものであるときは、この限りでないとされている。
- C 障害厚生年金を受ける権利は、譲り渡し、又は差し押えることはできず、また、  
障害厚生年金として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課すこ  
ともできない。
- D 厚生労働大臣は、政令で定める場合における保険料の収納を、政令で定めると  
ころにより、日本年金機構に行わせることができる。日本年金機構は、保険料等  
の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。
- E 在職老齢年金を受給する者の総報酬月額相当額が改定された場合は、改定が行  
われた月の翌月から、新たな総報酬月額相当額に基づいて支給停止額が再計算さ  
れ、年金額が改定される。

## 解説

A 正しい（法附則7条の3第2項、13条の4第2項）。

755頁

記述のとおり。

### ■繰上げと繰下げの比較

- ① 老齢厚生年金の支給繰上げの請求⇒老齢基礎年金の支給繰上げの請求と同時に**必要がある**。
- ② 老齢厚生年金の支給繰下げの申出⇒老齢基礎年金の支給繰下げの申出と同時に**必要はない**。

B 正しい（法75条）。記述のとおり。

796頁

### ■法75条の確認

保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は、行わない。ただし、当該被保険者であった期間に係る被保険者の資格の取得について法27条の規定による届出若しくは法31条1項の規定による確認の請求又は法28条の2第1項（同条2項及び3項において準用する場合を含む）の規定による訂正の請求があった後に、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したものであるときは、この限りでない。

C 正しい（法41条）。「障害厚生年金」に関する設問であることを見逃さないこと（これが「老齢厚生年金」となっていたら、誤りの肢となる）。

725頁

D 正しい（法100条の11第1項・3項）記述のとおり。

E 誤り。設問中の「改定が行われた月の翌月」は、正しくは「改定が行われた月」である（法46条5項）。

746頁

正解 E

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、B肢とC肢については、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者に係る保険料等のことは、考慮しなくてもよい。

- A 被保険者が同時にいずれも適用事業所である船舶甲及び事業所乙に使用される場合、当該被保険者を使用する甲及び乙が負担すべき標準賞与額に係る保険料の額は、甲及び乙がその月に支払った賞与額をその月に当該被保険者が受けた賞与額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じて得た額とし、甲及び乙がそれぞれ納付する義務を負う。
- B 被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があった場合には、厚生年金保険法第85条の規定に基づいて保険料を納期前にすべて徴収することができる。
- C 保険料に係る延滞金は、保険料額が1,000円未満であるときは徴収しないこととされている。
- D 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、死亡した者と生計を同じくしていたもののうち、死亡した者の配偶者、子（死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である夫であった場合における被保険者又は被保険者であった者の子であってその者の死亡によって遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものを含む。）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。
- E 老齢厚生年金の額に加算される加給年金額の対象となっている障害の状態にある19歳の子が、実施機関が必要と認めた受診命令に従わなかったときは、厚生年金保険法第77条の規定による支給停止が行われることがある。

## 解 説

- A 誤り。設問の場合、事業所乙の事業主は、当該被保険者についての標準賞与額に係る保険料の負担及び納付の義務を負わない（令4条3項・4項）。**※**同時に船舶及び船舶以外の事業所に使用される被保険者に係る事業主の保険料負担及び納付義務については、船舶所有者のみが保険料の半額を負担し、当該被保険者の負担分と合わせて納付する義務を負うこととされている。
- B 正しい（法85条4号）。記述のとおり。**※**被保険者の使用される船舶に関し、当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至った場合にも、保険料の繰上徴収の対象となる。
- C 正しい（法87条1項）。基本中の基本である。他の法律との異同も整理しておこう。
- D 正しい（令3条の2）。未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、記述のとおりである。
- E 正しい（法77条2号）。正当な理由がなくて、受診命令に従わなかったときは、同条の規定による支給停止が行われる。

②第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者に係る保険料等については、法85条（B肢）、86条、87条（C肢）の規定にかかわらず、共済各法の定めるところによることとされている（法87条の2）。

**➡** 804頁（A肢）

①設問の場合、甲のみが標準賞与額に係る保険料の半額負担と納付の義務を負うことになる。

**➡** 807頁（B肢）

**➡** 809頁

**➡** 721頁

**➡** 797頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、E肢においては、第2号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者及びこれらの者に係る事業主のことは、考慮しなくてもよい。

- A 特別支給の老齢厚生年金は報酬比例部分と定額部分で構成されるが、厚生年金保険の被保険者期間（第3種被保険者期間はない。以下同じ。）が30年ある、昭和28年4月2日生まれの男性（障害等級に該当しない。）には定額部分は支給されず、60歳から報酬比例部分のみが支給される。
- B 昭和30年4月1日生まれの男性は、厚生年金保険の被保険者期間が22年あれば、老齢厚生年金の受給資格期間を満たしたものとされる。
- C 特別支給の老齢厚生年金について、厚生年金保険の被保険者期間が30年ある、昭和39年4月2日生まれの女性（第1号厚生年金被保険者であり、又は第1号厚生年金被保険者期間を有する者であり、障害等級に該当しない。）には定額部分は支給されず、63歳から報酬比例部分のみが支給される。
- D 有期の雇用契約が数日の間を空けて再度行われる場合、雇用契約の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約の予定が明らかであるような事実が認められるなど、就労の実態に照らして事実上の使用関係が中断することなく存続しているものと判断される場合には、被保険者資格は喪失しない。
- E 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。）は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、当該事実があった日から10日以内に、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添えて、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。

## 解説

- A 誤り。60歳代前半の老齢厚生年金の支給開始年齢（一般男子）に関する設問である。設問中の「60歳」は、「61歳」である（法附則8条、8条の2第1項）。確実に覚えておかなければならない部分である。
- B 誤り。老齢厚生（基礎）年金の受給資格期間の短縮特例に関する設問である。設問中の「22年」は、「23年」である（昭60法附則12条1項2号）。確実に覚えておかなければならない部分である。
- C 誤り。60歳代前半の老齢厚生年金の支給開始年齢（一般女子〔第1号厚生年金被保険者であり、又は第1号厚生年金被保険者期間を有する者に限る〕）に関する設問である。設問中の「63歳」は、「64歳」である（法附則8条、8条の2第2項）。確実に覚えておかなければならない部分である。
- D 正しい（平26.1.17年管管発0117第1～第2・保保発0117第2）。平成26年1月に発出された通達（下記参照）からの出題である。

有期の雇用契約又は①任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要がある。

- E 誤り。設問中の「10日以内」は、「5日以内」である（則13条の2）。

730頁

623頁

730頁

708頁

①任用とは、一般的に、「人をおある職務につかせて用いること」をいう。

717頁(E肢)

②第2号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者、第3号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者又は第4号厚生年金被保険者であり、若しくはあった者及びこれらの者に係る事業主については、法27条に基づくE肢解説の規定は適用しないこととされている（法31条の3）。

正解 D



Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 63歳の在職老齢年金を受給している者が適用事業所を退職し、9月1日に被保険者資格を喪失した場合、同年9月15日に再び別の適用事業所に採用されて被保険者となったときは、資格を喪失した月前における被保険者であった期間に基づく老齢厚生年金の年金額の改定が、同年9月分から行われる。
- B 老齢厚生年金の受給権を取得した月に被保険者であった場合、その受給権を取得した時点の年金額の計算の基礎には、受給権を取得した月を被保険者期間として含めることとなる。
- C 66歳で支給繰下げの申出を行った68歳の老齢厚生年金の受給権者が被保険者となった場合、当該老齢厚生年金の繰下げ加算額は在職老齢年金の仕組みによる支給停止の対象とならない。
- D 65歳で老齢厚生年金の受給権を取得したが請求していなかった者が、67歳になったときに遺族厚生年金の受給権者となった場合、当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることはできず、65歳の時点に遡って老齢厚生年金が支給される。
- E いわゆる事後重症による障害厚生年金について、対象となる障害の程度は障害等級1級又は2級に限られ、障害の程度が障害等級3級に該当するに至った場合には請求することができない。

## 解説

- A 誤り。被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、退職時の改定が行われるが、設問の場合、これに該当しない（法43条3項）。
- B 誤り。老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を「取得した月以後」における被保険者であった期間は、その計算の基礎としない（法43条2項）。
- C 正しい（法46条1項）。繰下げ加算額は、60歳代後半の在職老齢年金の仕組みによる支給停止の対象とならない。※経過的加算の額も当該支給停止の対象とならない。また、老齢基礎年金の額も当該支給停止の対象とならない。
- D 誤り。設問の場合、老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる（法44条の3第1項・2項）。※設問の場合において、支給繰下げの申出を行ったときは、遺族厚生年金を支給すべき事由が生じた日において当該申出があったものとみなされ、その日の属する月の翌月から、老齢厚生年金の繰下げ支給が行われる。

### ■D肢のケースの図解



- E 誤り。事後重症による障害厚生年金は、3級に該当するに至った場合にも請求することができる（法47条の2第1項）。

正解 C

752頁

752頁

756頁

755頁

①「老齢厚生年金の受給権を取得した日～その日から起算して1年を経過した日」の間において他の年金たる給付の受給権者となったときは、支給繰下げの申出をすることはできないが、設問の場合には、これに該当しないので、支給繰下げの申出をすることができる。

②「実際に支給繰下げの申出をした日」の属する月の翌月から支給されるのではない。

760頁(E肢)

Date	Date	Date
------	------	------

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、E肢においては、二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例のことは考慮しなくてもよい。

- A 厚生年金保険法第23条に基づく改定（いわゆる随時改定）の取扱いは、昇給又は降給により、従前の標準報酬月額等級との間に原則として2等級以上の差が生じた場合に行われるべきものであるが、ここにいう昇給又は降給とは、固定的賃金の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの遡及適用によって差額支給を受ける場合を含み、休職のため、一時的に通常の賃金より低額な休職給を受けた場合を含まないものとする。
- B 在職老齢年金の支給停止額を計算する際の「総報酬月額相当額」とは、その者の標準報酬月額と直前の7月1日以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算した額である。
- C 被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた子であっても、年額130万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる場合は、その者によって生計を維持されていたとは認められず、遺族厚生年金を受けることができる遺族になることはない。
- D 老齢厚生年金の受給権を有する者（平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者に限る。）であって、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものはすべて、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。
- E 60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間の総報酬月額相当額が300,000円であって、老齢厚生年金の額（加給年金額及び繰下げによる加算額を除く。）と老齢基礎年金の額との合計額を12で除して得た額が220,000円の場合、総報酬月額相当額と220,000円との合計額が、支給停止調整額（470,000円）を超えているため、その合計額から支給停止調整額を控除して得た額の2分の1に相当する額である25,000円に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。

## 解説

- A 正しい（平15.2.25庁保発2ほか）。記述のとおり。
- B 誤り。総報酬月額相当額とは、その者の標準報酬月額と「その月以前」の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額である（法46条1項）。なお、70歳以上の使用される者については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の1年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額とする。
- C 誤り。「130万円以上」は、正しくは「850万円以上」である（令3条の10、平23.3.23年発0323第1）。
- D 誤り。設問の者であっても、次のいずれかに該当する者は、支給繰下げの申出をすることができない（法44条の3第1項）。

- ① 当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付又は国年法による年金たる給付〔老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く〕をいう。㊸において同じ）の受給権者であった者
- ㊸ 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から①1年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となった者

- E 誤り。基本月額は、「老齢厚生年金の額（加給年金額及び繰下げによる加算額を除く）を12で除して得た額」であり、その算出に当たり、老齢基礎年金の額は合計しない（法46条1項）。

📖 499～500頁関連

📖 747頁

📖 774頁

📖 754頁

①「1年を経過した日」とは、「当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して1年を経過した日」のことである。

📖 756頁

なお、基本月額が220,000円であったとすれば、計算自体は正しい。

正解 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者が被保険者になるためには、保険料を全額負担し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- B 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないので、老齢厚生年金及び脱退一時金を受ける権利は国税滞納処分（その例による処分を含む。）によって差し押さえることができない。
- C 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、また、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月から支給しない。
- D 老齢厚生年金の受給資格要件を満たす65歳以上の者が老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金保険の被保険者期間が1か月以上必要であり、同要件を満たす60歳以上65歳未満の者が特別支給の老齢厚生年金を受給するためには、当該被保険者期間が1年以上必要である。
- E 老齢厚生年金の受給権者が裁定請求をしないまま死亡した場合の未支給の老齢厚生年金の保険給付については、当該死亡した受給権者と生計を同じくしていた弟がいるときは、その者の死亡時から起算して7年以内に、未支給の保険給付の請求を行わなければならない。

# 解説

- A 誤り。任意単独被保険者についての問題であるが、事業主の同意(保険料の半額負担と全額納付に関する同意)を得る必要があるため、保険料を全額負担しないことになる(法10条, 27条, 82条)。
- B 誤り。老齢厚生年金及び脱退一時金を受ける権利は、例外的に、国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押えることができる(法41条1項, 法附則29条9項, 令14条)。
- C 誤り。支給停止についての記述が誤り。支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた「月の翌月」から支給しない(法36条2項)。
- D 正しい(法42条, 法附則8条)。記述のとおり。

## ■支給要件の比較

本来の老齢厚生年金 (65歳以後)	特別支給の老齢厚生年金 (65歳前)
㊦ 被保険者期間を有すること (1月でも有していればOK) ㊧ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること ㊨ 65歳以上であること	㊦ 1年以上の被保険者期間を有すること ㊧ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること ㊨ 原則として、60歳以上であること ㊩ ①生年月日によっては支給されない

- E 誤り。未支給の保険給付の請求について、「その者の死亡時から起算して7年以内に」行わなければならないこととする規定はない(法37条)。設問の場合は、「老齢厚生年金の受給権を取得したときから5年以内」に、未支給の保険給付の請求をする必要がある。

708頁

725頁

721頁

728, 752頁(D肢)

〈補足〉二以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、附則8条2号の規定(1年以上の被保険者期間を有することという規定)を適用する場合、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして適用する(法附則20条1項)。

①次の者には支給されない。

㊦昭和36年4月2日以後生まれの男子、第2号～第4号女子

㊧昭和41年4月2日以後生まれの第1号女子、坑内員・船員

721頁関連(E肢)

②設問の場合、本来の支給決定の請求権と同様となる(5年は時効の期間)。

厚年

正解 D

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、A肢においては、二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例のことは考慮しなくてもよい。

- A 60歳台前半の老齢厚生年金の基本月額が150,000円であり、その者の総報酬月額相当額が360,000円の場合の在職老齢年金の支給停止額は115,000円となる。なお、この基本月額には加給年金額が加算されている老齢厚生年金の場合、加給年金額を含めたものである。
- B 60歳台前半の女性（第1号厚生年金被保険者であり、又は第1号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢は、昭和16年4月2日以降に生まれた者から段階的に引き上げられ、昭和24年4月2日以降に生まれた者については、60歳から65歳に達するまでの間、定額部分が支給されなくなる。
- C 60歳台前半の老齢厚生年金は、雇用保険法に基づく基本手当の受給資格を有する受給権者が同法の規定による求職の申し込みをしたときは、当該求職の申し込みがあった月の翌月から月を単位に支給停止される。なお、1日でも基本手当を受けた日がある月については、その月の老齢厚生年金が支給停止されてしまうため、事後精算の仕組みによって、例えば90日の基本手当を受けた者が、4か月間の年金が支給停止されていた場合、直近の1か月について年金の支給停止が解除される。
- D 被保険者が賞与を受けた場合、その賞与額に基づき、これに千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与により、その年度（毎年4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計が573万円を超えることとなる場合には、当該累計額が573万円となるようにその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は0とする。
- E 育児休業等を終了した際に改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月からその年の8月（当該月が7月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年の8月）までの各月の標準報酬月額とする。

## 解説

A 誤り。基本月額を計算する際、加給年金額は除かれる（平6法附則21条1項）。

747頁

B 誤り。女性（第1号厚生年金被保険者であり、又は第1号厚生年金被保険者期間を有する者に限る）についての問題なので、「昭和21年」4月2日以降に生まれた者から段階的に引き上げられ、「昭和29年」4月2日以降……」が正しい（平6法附則20条1項）。

729頁

C 正しい（法附則11条の5ほか）。設問の場合、 $\{年金停止月数(4) - 基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数(90) \div 30 = 支給停止解除月数(1)\}$ となり、直近の1か月について年金の支給停止が解除される。

750頁

### ■支給停止解除月数の算式

$$\text{支給停止解除月数} = \text{年金停止月の数} - \frac{\text{基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数}}{\text{①30}}$$

①30で除して得た数の1未満の端数は1に切り上げ。

D 誤り。厚年法の標準賞与額の上限は、賞与支払月につき150万円である（法24条の4第1項）。設問の記述は、健保法の標準賞与額に関するものである。

714頁

E 誤り。設問中の「2か月を経過した日の属する月」は、正しくは、「2か月を経過した日の属する月の翌月」である（法23条の2第2項）。

714.505頁

正解 C

厚年



Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、A肢については、第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者に係る事業主のことは、考慮しなくてもよい。

- A 適用事業所に使用される70歳以上の高齢任意加入被保険者は、保険料の全額を負担し、自己の負担する保険料を納付する義務を負うものとする。ただし、その者の事業主が当該保険料の半額を負担し、かつその被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意したときはこの限りではない。
- B 障害等級3級に該当する障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進し2級に改定された場合、その受給権を取得した日以後に、その者によって生計を維持している65歳未満の配偶者を有するに至ったときであっても、配偶者加給年金額は加算されない。
- C 報酬月額の時決定に際し、当年の4月、5月、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差が生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合には、事業主の申立て等に基づき、実施機関による報酬月額の算定の特例として取り扱うことができる。
- D 60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であって被保険者である場合に、雇用保険法に基づく高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる者は、その者の老齢厚生年金について、標準報酬月額に法で定める率を乗じて得た額に相当する部分等が支給停止され、高年齢雇用継続基本給付金は支給停止されない。
- E 老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間が240月以上であるものとする。）の受給権を取得した当時胎児であった子が出生したときは、受給権者とその権利を取得した当時その者によって生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から年金額を改定する。

## 解説

- A 正しい（法附則4条の3第7項）。記述のとおり。
- B 誤り。設問のケース（障害等級3級から2級に改定された場合で、その受給権取得後に対象配偶者を有するに至ったとき）であっても、当該配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から、配偶者加給年金額が加算される（法50条の2第1項・3項）。

### ■障害厚生年金の加給年金額の主要条項

- ① 障害の程度が障害等級の1級又は2級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者がいるときは、加給年金額を加算した額とする。
- ② 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至ったことにより①に規定する加給年金額を加算することとなったときは、当該配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額を改定する。

- C 正しい（平23.3.31年発0331第9）。記述のとおり。参設問の取扱いは、健保法における標準報酬月額の時決定についても、同様に適用される。
- D 正しい（法附則11条の6ほか）。記述のとおり。参標準報酬月額に乗じる率は、最高で100分の6である。
- E 正しい（法44条3項）。記述のとおり。参二以上の種別の被保険者であった期間を有する者については、それぞれの期間に係る被保険者期間を合算し、加給年金額の要件（原則240月以上）を判断する。そして、政令で定めるところにより、一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額に加算されることになっている（法78条の27）。

正解 B

709頁

②第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者に係る事業主には、法附則4条の3第3項・6項・7項・8項の規定（事業主の同意に関する規定）は適用しないこととされている（同条10項）。

766頁（B肢）

714. 503頁

750頁

741頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から6か月以内の期日に納付されるべき保険料について、納期を繰り上げてしたものとみなすことができるが、その場合にはその旨を当該納付義務者に通知しなければならない。
- B 老齢厚生年金を受給している者の子（当該老齢厚生年金の受給権発生当時から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで加給年金額の対象となっていた子に限る。）が19歳となったときにはじめて障害等級1級又は2級の障害に該当する障害の状態になった場合において、当該子が20歳に達するまでは、当該子について加給年金額を加算する。
- C 60歳台前半の老齢厚生年金の定額部分の年金額の計算の際に用いる被保険者期間の月数は、生年月日に応じて段階的に引き上げる措置が講じられており、昭和4年4月1日以前に生まれた者については440月が上限とされている。
- D 被保険者の資格、標準報酬、保険給付又は保険料に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服があるときは、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
- E 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるとき、当該未支給の保険給付を請求することができる者の順位は、①配偶者又は子、②父母、③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹、⑥これらの者以外の3親等内の親族の順位である。

## 解説

- A 正しい（法83条2項・3項）。記述のとおり。設問中の「**6か月**」という期間を、確実に覚えておこう。
- B 誤り。加給年金額の加算の対象となっている子（障害等級1級又は2級の障害の状態にある場合を除く）は、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときは、加給年金額の対象から除かれる。この場合、**その後20歳に達するまでの間に、はじめて障害等級1級又は2級の障害の状態に該当したとしても、加給年金額は加算されない**（法44条1項・4項）。
- なお、このケースで、当該子が18歳到達年度末までの間に（たとえば17歳で）、はじめて障害等級1級又は2級の障害の状態に該当した場合は、死亡等の他の減額改定事由に該当しなければ、20歳に達するまで加給年金額が加算される。
- C 誤り。設問中の「440月」は、正しくは「**420月**」である（平16法附則36条）。
- D 誤り。「**保険料**」を除くと正しい記述となる（法90条1項）。なお、保険料に関する処分不服がある場合の審査請求は、社会保険審査会に対して行う。
- E 誤り。未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、①**配偶者**、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦これらの者以外の3親等内の親族である（法37条1項・4項、令3条の2）。

 805頁

 739頁

 734頁

 811頁

 721頁

正解 A

# 選択式 老齢厚生年金等

## 59 H28

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 厚生年金保険法第46条第1項の規定によると、60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額（以下「**A**」という。）及び老齢厚生年金の額（厚生年金保険法第44条第1項に規定する加給年金額及び同法第44条の3第4項に規定する加算額を除く。以下同じ。）を12で除して得た額（以下「基本月額」という。）との合計額が**B**を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、**A**と基本月額との合計額から**B**を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額（以下「**C**」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、**C**が老齢厚生年金の額以上であるときは老齢厚生年金の全部（同法第44条の3第4項に規定する加算額を除く。）の支給を停止するものとされている。
- 2 厚生年金保険法第79条の規定によると、政府等は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができるとされている。
- (1) 教育及び広報を行うこと。
  - (2) 被保険者、受給権者その他の関係者（以下「被保険者等」という。）に対し、**D**を行うこと。
  - (3) 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続きに関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。
- また、政府は、政府が支給する厚生年金保険法に基づく年金たる給付の受給権者に対するその受給権を担保とする小口の資金の貸付けを、**E**に行わせるものとされている。

### 選択肢

- |                   |                |               |
|-------------------|----------------|---------------|
| ① 株式会社日本政策金融公庫    | ② 支給調整開始額      | ③ 支給調整基準額     |
| ④ 支給停止開始額         | ⑤ 支給停止額        | ⑥ 支給停止基準額     |
| ⑦ 支給停止調整額         | ⑧ 生活設計の支援      | ⑨ 制度の周知       |
| ⑩ 相談その他の援助        | ⑪ 総報酬月額        | ⑫ 総報酬月額相当額    |
| ⑬ 定額部分            | ⑭ 独立行政法人福祉医療機構 | ⑮ 都道府県社会福祉協議会 |
| ⑯ 年金積立金管理運用独立行政法人 | ⑰ 標準賞与月額相当額    |               |
| ⑱ 平均標準報酬月額        | ⑲ 報酬比例部分       | ⑳ 老後の支援       |

## 解説

1は、**在職老齢年金**の用語を問う問題である。60歳代後半の受給権者については、**総報酬月額相当額**と**基本月額**の合計額が、**支給停止調整額**を超える場合に、老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止される。

### 用語の確認

総報酬月額相当額	標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額の総額÷12
基本月額	老齢厚生年金の額(②加給年金額及び繰下げ加算額を除く)÷12
支給停止調整額	法律上は48万円であるが、平成28年度においては47万円とされている
支給停止基準額	次の計算結果に12を乗じて得た額(年単位でみた支給停止額)  (総報酬月額相当額＋基本月額－支給停止調整額)×1/2

2は、「厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置」からの出題である。

①70歳以上の受給権者についても、同様の計算方法となっている。60歳代前半の受給権者については、総報酬月額相当額と基本月額の合計額が「支給停止調整開始額」を超える場合に、老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止される。

②老齢厚生年金が全部支給停止の場合は、加給年金額も支給停止される。老齢厚生年金が一部でも支給される場合は、加給年金額は全額支給される。また、繰下げ加算額・経過的加算・老齢基礎年金は、調整の対象とならない。

③国民年金法にも同様の条文があり、平成23年度に選択式で出題されている。その時も、「相談その他の援助」が空欄となっていた。今後も、択一式対策として押さえておきたい。

正解

- A ⑫ 総報酬月額相当額 (厚年法46条1項)  
 B ⑦ 支給停止調整額 (厚年法46条1項)  
 C ⑥ 支給停止基準額 (厚年法46条1項)  
 D ⑩ 相談その他の援助 (厚年法79条1項2号)  
 E ⑭ 独立行政法人福祉医療機構 (厚年法79条4項)

📖 756頁

📖 756頁

📖 756頁

📖 816頁

📖 725頁

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の  の部分に対応する選択肢群の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

昭和30年4月2日生まれの男子に係る特別支給の老齢厚生年金について、報酬比例部分の支給開始年齢は62歳であり、定額部分の支給は受けられないが、

- (1) 厚生年金保険法附則第9条の2第1項及び第5項各号に規定する、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき
- (2) 被保険者期間が  以上であるとき
- (3) 坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間が  以上であるとき

のいずれかに該当する場合には、60歳台前半に定額部分の支給を受けることができる。

上記の(1)から(3)のうち、「被保険者でない」という要件が求められるのは、 であり、定額部分の支給を受けるために受給権者の請求が必要（請求があったものとみなされる場合を含む。）であるのは、 である。

また(3)に該当する場合、この者に支給される定額部分の年金額（平成27年度）は、 に改定率を乗じて得た額（その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。）に被保険者期間の月数（当該月数が480か月を超えるときは、480か月とする。）を乗じて得た額である。

### 選択肢

A	① 42年	② 43年	③ 44年	④ 45年
B	① 10年	② 15年	③ 20年	④ 25年
C	① (1)及び(2)	② (1), (2)及び(3)	③ (2)のみ	④ (2)及び(3)
D	① (1)のみ	② (1)及び(2)	③ (1)及び(3)	④ (1), (2)及び(3)
E	① 1,628円	② 1,628円に生年月日に応じて政令で定める率である1.032を乗じて得た額		
	③ 1,676円	④ 1,676円に生年月日に応じて政令で定める率である1.032を乗じて得た額		

## 解説

### 特別支給の老齢厚生年金（60歳代前半の老齢厚生年金）

に関する問題である。A～Dは、障害者の特例、長期加入者の特例、坑内員・船員の特例のポイントをおさえていれば得点できる。Eの定額部分の計算式については、今一度確認しておこう。

### 障害者の特例又は長期加入者の特例のポイント

次の(1)(2)のいずれかの特例に該当する場合には、60歳代前半の老齢厚生年金として、報酬比例部分のみの年金を支給することとされている間にある者についても、報酬比例部分と定額部分を合算した年金を支給する。

#### (1) 障害者の特例

- ① 被保険者でなく、かつ、  
② 傷病により障害等級に該当する程度の障害（障害等級3級以上）にあること。

#### (2) 長期加入者の特例

- ① 被保険者でなく、かつ、  
② その者の厚生年金保険の被保険者期間が44年以上あること。

正解

- A ③ 44年  
B ② 15年  
C ① (1)及び(2)  
D ① (1)のみ  
E ① 1,628円

(法附則9条の3第1項、9条の4第1項、9条の2第1項・2項・5項)

#### ①坑内員・船員の特例のポイント

この特例は、坑内員・船員としての実際の被保険者期間（3分の4倍等しない期間）が15年以上あり、かつ、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている場合に適用。

支給開始のときから、定額部分と報酬比例部分がセットで支給される。

「被保険者でない」という要件（退職の要件）はない。また、別途請求は不要（裁定請求をすればよい）。

#### ②定額部分の計算式

1,628円×改定率（×生年月日に応じた率）×被保険者期間の月数

③障害者の特例の適用を受けることにつき、**別途請求が必要**。

④長期加入者の特例の適用を受けることについては、**別途請求は不要**（裁定請求の際、又は、退職時の改定の際に自動的に適否が判断される）。

⑤ 732頁

⑤ 733頁

⑤ 732頁

⑤ 732頁

⑤ 733頁



# 選択式 法令全般

# 61

## H26 改1

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下「特別会計積立金」という。）の運用は、厚生労働大臣が、厚生年金保険法第79条の2に規定される目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、□A□に対し、特別会計積立金を□B□することにより行うものとする。
- 障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して□C□を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態である場合に、その者に支給する。
- 障害手当金の額は、厚生年金保険法第50条第1項の規定の例により計算した額の100分の200に相当する額とする。ただし、その額が障害等級3級の障害厚生年金の最低保障額に□D□を乗じて得た額に満たないときは、当該額とする。
- 年金たる保険給付の受給権者が死亡したため、その受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金たる保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額□E□ことができる。

### 選択肢

- ① 1.25    ② 1.5    ③ 2    ④ 3    ⑤ 1年    ⑥ 1年6か月  
⑦ 3年    ⑧ 5年    ⑨ 移管    ⑩ 委託    ⑪ 寄託    ⑫ 財務省  
⑬ 資産管理運用機関    ⑭ と相殺する    ⑮ に充当する  
⑯ 日本年金機構    ⑰ に補填する    ⑱ 年金積立金管理運用独立行政法人  
⑲ の内払とみなす    ⑳ 預託

## 解説

1は、**積立金の運用**に関する問題である。平成27年10月施行の被用者年金制度の一元化に伴い、本問の**特別会計積立金**（一元化前からある厚年法の積立金）の運用に加え、**実施機関積立金**の運用についても、厚年法に規定されることになった。なお、実施機関積立金の運用は、厚年法79条の2に規定される目的に沿って、実施機関が行うものとするが、その一部については、共済各法の目的に沿って運用することができることとされている（法79条の3第3項）。

2と3は、**障害手当金**に関する問題である。基本中の基本である。②しっかり確認しておこう。

### ■障害手当金の額

$$\text{障害手当金の額} = \text{報酬比例部分の額} \times 100\text{分の}200$$

① 報酬比例部分の額は、障害厚生年金に係る報酬比例部分と同様に計算した額（給付乗率の読替えなし、最低保障月数〔300〕あり）。

② 次の最低保障額がある。

#### 障害手当金の最低保障額

$$= \text{障害厚生年金の最低保障額} \times 2$$

$$(\text{2級の障害基礎年金の額} \times 4\text{分の}3 \times 2)$$

4は、いわゆる**過誤払調整**に関する問題。これも基本中の基本である。取りこぼせない。

正解

A ⑱ 年金積立金管理運用独立行政法人

B ⑪ 寄託 C ⑧ 5年

D ③ 2 E ⑮ に充当する

（法79条の3第1項、55条1項、57条、39条の2）

①実施機関積立金とは、実施機関（厚生労働大臣を除く）の積立金のうち厚生年金保険事業（基礎年金拠出金の納付を含む）に係る部分に相当する部分として政令で定める部分をいう。

### ②障害手当金の支給要件

の要件	初診日において被保険者（厚生年金保険の被保険者）であること
べき日の要件	初診日から起算して5年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日（障害の程度を定めるべき日）において、政令で定める程度の障害の状態（障害等級3級より軽い状態）にある者
納付要件	保険料 障害厚生年金と同様

📖 800頁(A、B)

📖 770頁(C)

📖 772頁(D)

📖 724頁(E)

厚年

# 選択式 被保険者期間，受給権者の届出

**62** H25  
改

難易度 ★★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■次の文中の□の部分を生年年金保険法に基づいて，対応する選択肢群の中の最も適切な語句で埋め，完全な文章とせよ。なお，2においては，第2号厚生年金被保険者期間，第3号厚生年金被保険者期間又は第4号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者のことは，考慮しなくてもよい。

- 1 厚生年金保険法に規定する第3種被保険者の被保険者期間については，昭和61年4月1日から□A□4月1日前までの被保険者期間について，当該第3種被保険者であった期間に□B□を乗じて得た期間をもって厚生年金保険の被保険者期間とする。
- 2 受給権者が死亡したときは，□C□の規定による死亡の届出義務者は，□D□以内に，その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし厚生労働省令で定める受給権者の死亡について，□C□の規定による死亡の届出をした場合（受給権者の死亡の日から□E□以内に当該受給権者に係る□C□の規定による死亡の届出をした場合に限る。）は，この限りでない。

## 選択肢

A	① 平成3年 ③ 平成12年	② 平成6年 ④ 平成16年
B	① 3分の4 ③ 4分の5	② 3分の5 ④ 5分の6
C	① 戸籍法 ③ 住民登録法	② 住民基本台帳法 ④ 民法
D	① 7日 ③ 14日	② 10日 ④ 1か月
E	① 7日 ③ 14日	② 10日 ④ 1か月

## 解説

1は、第3種被保険者の被保険者期間の計算の特例に関する問題である。基本中の基本といえる内容で取りこぼすことはできない。

**ポ** 第3種被保険者であった期間（旧船員保険の被保険者であった期間を含む）については、厚生年金保険の被保険者期間の計算に際し、次の特例が適用される。

第3種被保険者であった期間	厚年の被保険者期間
昭和61年3月31日までの期間	①実期間×3分の4
昭和61年4月1日から 平成3年3月31日までの期間	実期間×5分の6
平成3年4月1日以後の期間	実期間（特例なし）

2は、受給権者の死亡の届出に関する問題である。出題年度の前年度の改正点が含まれている。

なお、第2号厚生年金被保険者期間、第3号厚生年金被保険者期間又は第4号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者については、2の法98条4項の規定は適用しないこととされている（法98条5項）。

正解

- A ① 平成3年  
B ④ 5分の6  
C ① 戸籍法  
D ② 10日  
E ① 7日

（昭60法附則47条4項、法98条4項、則41条6項ほか）

①次のような更なる特例がある。確認しておこう。

**戦時加算**（法附則24条）…昭和19年1月1日から昭和20年8月31日までの間において坑内員であったことのある者→その期間に3分の4を乗じて得た期間に更に3分の1を乗じた期間を加算する。

厚年

 714頁

 714頁

 799頁

 799頁

 799頁

# 選択式 存続厚生年金基金

# 63

## H24

### 改 ■ 選択肢

難易度 ★★★ 重要度 C

Date	Date	Date
------	------	------

■存続厚生年金基金（以下本問において「厚生年金基金」という。）に関する次の文中の□の部分に対応する選択肢群の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。なお、存続厚生年金基金とは、平成26年4月1日を施行日とする改正前の厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金であって、その施行日以後も、なお存続することとされたものをいう。

- 1 厚生年金基金が支給する老齢年金給付であって、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となった被保険者であった期間のうち同時に当該基金の加入員であった期間（以下「加入員たる被保険者であった期間」という。）の平均標準報酬額（加入員たる被保険者であった期間の各月の標準報酬月額（厚生年金保険法第26条第1項に規定する□A）が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、□A）と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であった期間の月数で除して得た額をいう。）の1000分の5.481に相当する額に、加入員たる被保険者であった期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額（□B）を超えるものでなければならない。
- 2 厚生年金基金は、その支給する老齢年金給付の水準が上記1の□Bに□Cを乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。
- 3 厚生年金基金が支給する老齢年金給付の額の算定方法は、(1)加入員の□Dに一定の率を乗じて得た額に、加入員であった期間の月数を乗ずる方法、(2)前記(1)の方法に準ずる方法として厚生労働省令で定める方法により、加入員の□D及び加入員であった期間を用いて算定する方法、(3)前記(1)又は(2)の方法により算定する額に、規約で定める額を加算する方法のいずれかによるものでなければならない。
- 4 厚生年金基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、□Eが裁定する。

### 選択肢

A	① 基本月額	② 従前標準報酬月額
	③ 従前報酬月額	④ 標準給与額
B	① 従前額設定額	② 代行部分の額
	③ プラスアルファ部分	④ 報酬比例部分の額
C	① 0.999      ② 1.031	③ 1.875      ④ 3.23
D	① 基準標準給与額	② 平均給与額
	③ 平均標準給与の額	④ 報酬標準給与の額
E	① 存続連合会	② 厚生年金基金
	③ 厚生労働大臣	④ 日本年金機構

## 解説


存続厚生年金基金に関する経過措置に関する問題である。  
参考程度に見ておけば十分である。

**参** 存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付の額は、簡単にいえば、「代行部分にプラスアルファ部分を加算した額」である。代行部分とは、基金が政府に代わって給付する部分であり、その額は、老齢厚生年金の報酬比例部分の額のうち再評価・スライド分を除いたものとなっている。基金の加入員の場合、代行部分は、プラスアルファ部分とともに基金から支給され、残りは政府から支給されることになる。本問の1～3は、その詳細を問うものである。

正解

- A ② 従前標準報酬月額
- B ② 代行部分の額
- C ④ 3.23
- D ① 基準標準給与額
- E ② 厚生年金基金

(平25法附則5条、旧法132条2項・3項、133条の2第3項、134条、平26経過措置令3条、旧基金令23条)

 817～821頁(A～E)

# 選択式 老齢厚生年金の額

# 64 H23

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の  の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、厚生年金保険法に照らして完全な文章とせよ。

- 1 老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、厚生年金保険法別表の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「 A 」という。）を乗じて得た額の総額を当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。）の1,000分の  B  に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。
- 2  A  については、毎年度、厚生年金保険法第43条の2第1項第1号に掲げる率（以下「 C 」という。）に第2号及び第3号に掲げる率を乗じて得た率（「 D 」という。）を基準として改定し、当該年度の4月以降の保険給付について適用する。
- 3 受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の  E  の年の4月1日の属する年度以後において適用される  A  （「基準年度以後  A 」という。）の改定については、上記2の規定にかかわらず、 C  を基準とする。

## 選択肢

- |              |         |              |         |
|--------------|---------|--------------|---------|
| ① 5.481      | ② 5.769 | ③ 7.125      | ④ 7.692 |
| ⑤ 1年後        | ⑥ 2年後   | ⑦ 3年後        | ⑧ 5年後   |
| ⑨ 改定率        |         | ⑩ 可処分所得割合変化率 |         |
| ⑪ 給付乗率       |         | ⑫ 再評価率       |         |
| ⑬ 実質所得変化率    |         | ⑭ 実質賃金変動率    |         |
| ⑮ 実質手取り賃金変動率 |         | ⑯ 全国消費者物価指数  |         |
| ⑰ 調整率        |         | ⑱ 物価スライド指数   |         |
| ⑲ 物価変動率      |         | ⑳ 名目手取り賃金変動率 |         |

## 解説

老齢厚生年金の額（報酬比例部分）に関する問題である。  
各種の経過措置は考慮していない大原則を題材としている。

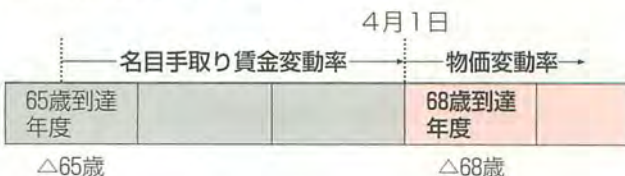
### ■報酬比例部分の計算（大原則）**示**

$$\text{老齢厚生年金(報酬比例部分)の額} = \frac{\text{被保険者であった全期間の①平均標準報酬月額}}{\text{1,000}} \times \frac{5.481}{1.000}$$

### ■再評価率の改定の基準（大原則）**示**

	調整期間以外	調整期間
新規裁定者 (②68歳到達年度前)	③名目手取り賃金変動率	名目手取り賃金変動率 × 調整率
既裁定者 (②68歳到達年度以後)	物価変動率	物価変動率 × 調整率

### ■「68歳到達年度」の図



①平均標準報酬額…被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、再評価率を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。

②68歳到達年度…条文では、「65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の3年後の年の4月1日の属する年度」と表現し、それを「基準年度」と称している。本問では、この表現が出題された。

③名目手取り賃金変動率…次の㉠～㉣の率を掛け合わせた率

㉠（前年の）物価変動率  
㉡（3年度前の）実質賃金変動率

㉢（3年度前の）可処分所得割合変化率

**示** 734～736（A～E）

正解

- A ⑫ 再評価率  
B ① 5.481  
C ⑬ 物価変動率  
D ⑭ 名目手取り賃金変動率  
E ⑦ 3年後

（法43条1項、43条の2第1項、43条の3第1項）



# 択一式 被保険者

# 65

予想

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、本問において「特定適用事業所」とは、使用する被保険者の総数が常時500人を超えるものをいう。

- A 厚生年金保険の標準報酬月額は、第1級98,000円から第30級620,000円までとなっている。
- B 1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3に満たない短時間労働者は、厚生年金保険が適用されることはない。
- C 短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大について、使用する被保険者の総数が常時500人を超えるか否かの判定は、個人事業所の場合、適用事業所ごとに判定する。
- D 使用される被保険者の総数が常時500人を超えなくなった場合は、その翌日に特定適用事業所でなくなる。
- E 平成28年10月1日前から被保険者資格を取得していた者が、4分の3基準及びいわゆる5要件を満たしていない場合は、被保険者資格を喪失する。

## 解説

●出題のねらい●短時間労働者への適用拡大のポイントを押さえておこう。

- A 誤り。平成28年10月1日施行の法改正により、標準報酬月額<sup>①</sup>の範囲が、「第1級88,000円<sup>②</sup>から第31級620,000円まで」となった(法20条1項)。
- B 誤り。いわゆる4分の3基準を満たさなくても、次の5要件を満たす短時間労働者には、厚生年金保険が適用される(法12条5号)。

### ■短時間労働者の5要件

- ・1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること
- ・一定の報酬につき資格取得時決定の規定の例により算定した額が88,000円以上であること
- ・学生でないこと
- ・常時500人を超える被保険者を使用する「特定適用事業所」に使用されていること

- C 正しい(「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q&A集」)。**④**法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時500人を超えるか否かによって判定する。
- D 誤り。引き続き、特定適用事業所であるものとして取り扱われる(「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q&A集」)。
- E 誤り。設問の者は、引き続き被保険者資格を有する(「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q&A集」)。

📖 715頁

①健康保険の標準報酬月額  
の範囲は、第1級58,000円  
～第50級1,390,000円となっ  
ている。

②第1級に該当するのは、  
報酬月額が93,000円未満の  
者である。

📖 706～707頁(B肢)

📖 517頁

📖 517頁関連

📖 517頁関連

正解 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
- B 厚生年金保険原簿の訂正請求に係る決定については、審査請求及び再審査請求の対象となっていない。
- C 厚生労働大臣による保険料その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は督促及び滞納処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。
- D 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。
- E 第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者が被保険者の資格又は保険給付に関する処分に不服がある場合は、社会保険審査会に審査請求をすることができる。

## 解説

●出題のねらい●厚生年金保険法の不服申立ての流れは、健康保険法と同じである。必ずマスターして得点源にしよう。

A 正しい(法90条1項)。**ボ**「保険料その他徴収金」が含まれないことに注意しよう。

### ■厚生労働大臣による処分に対する不服申立て **ボ**

被保険者の資格、標準報酬、保険給付	① 社会保険審査官 → 社会保険審査会
保険料その他徴収金	社会保険審査会

B 正しい(法90条1項)。**参**国民年金法の不服申立てにおいては、「国民年金原簿の訂正請求に係る決定」が対象外となっている。

C 正しい(法91条1項)。**ホ**国民年金法では、保険料その他徴収金についても、**社会保険審査官**に審査請求をすることができる。

D 正しい(法91条の3)。**ニ**「保険料その他徴収金」については、最初から、処分の取消しの訴えを提起することもできる。

E 誤り。第2号厚生年金被保険者は**国家公務員共済組合審査会**に、第3号厚生年金被保険者は**地方公務員共済組合審査会**に、第4号厚生年金被保険者は**日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会**に審査請求をすることができる(法90条2項)。

**ウ** 811頁

①審査請求をした日から2月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる(その後は、再審査請求をするか裁判所に訴えを提起するか、選択できる)。

**ウ** 812頁(B肢)

**ウ** 811頁(C肢)

**ウ** 811頁

**ウ** 812頁

正解 E

# 選択式 保険給付の制限, 厚生年金の分割

# 67

予想

難易度 ★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め, 完全な文章とせよ。

- 1 障害厚生年金の受給権者が, □A□により, 又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより, その障害の程度を増進させ, 又はその□B□ときは, 厚生年金保険法第52条第1項の規定による改定を行わず, 又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして, □C□を行うことができる。
- 2 「特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例」による標準報酬改定及び決定の請求は, 当該請求をした日において当該特定被保険者が□D□(□E□の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。)の受給権者であるときは, 認められない。

## 選択肢

- |                       |            |               |
|-----------------------|------------|---------------|
| ① 老齢厚生年金              | ② 老齢基礎年金   | ③ 故意若しくは過失    |
| ④ 回復を妨げた              | ⑤ 請求を怠った   | ⑥ 被保険者期間      |
| ⑦ 納付すべき保険料を納めなかった     |            | ⑧ 一時差止め       |
| ⑨ 支給停止                | ⑩ 保険料納付済期間 | ⑪ 故意若しくは重大な過失 |
| ⑫ 自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失 |            | ⑬ 受給資格期間      |
| ⑭ 自己の故意の犯罪行為          |            | ⑭ 特定期間        |
| ⑯ 受給権の消滅              | ⑰ 障害基礎年金   | ⑮ 障害厚生年金      |
| ⑰ 定められた届出をしなかった       |            | ⑯ 減額改定        |

## 解説

●出題のねらい●障害厚生年金の受給権者に関する問題である。厚生年金保険法特有の給付制限を正確に覚えよう。

1は、択一式で平成17年度・20年度・22年度に出題されている。いずれも、ここに挙げた語句を押さえておかないと、解答が難しい内容であった。

2は、厚生年金の分割のうち、「被扶養配偶者である期間<sup>①</sup>についての特例」(いわゆる3号分割)である。この制度は、被扶養配偶者の請求<sup>②</sup>によって標準報酬が自動的に分割される。障害厚生年金の額の低下を防ぐため、設問のように制限されている。

### ■用語の整理 出

特定被保険者	厚生年金保険の被保険者及び被保険者であった者
被扶養配偶者	国民年金法の第3号被保険者に該当していた者
特定期間	特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、被扶養配偶者が第3号被保険者であった期間(平成20年4月1日以後の期間)

①平成20年4月以後の第3号被保険者期間を、第3号被保険者の請求により2分の1に分割する(相手の同意は不要)。それ以外の期間については、当事者の合意又は家庭裁判所の決定により、夫婦合計の半分を限度として分割する。

②老齢厚生年金の受給権者について標準報酬の改定又は決定が行われたときは、請求の翌月から年金額を改定する(法78条の18第1項)。障害厚生年金の受給権者である被扶養配偶者の標準報酬が改定されたときは、請求の翌月から年金額を改定する(法78条の18第2項)。

正解

- A ⑪ 故意若しくは重大な過失(法74条)  
B ④ 回復を妨げた(法74条)  
C ⑳ 減額改定(法74条)  
D ⑱ 障害厚生年金(法78条の14第1項)  
E ⑮ 特定期間(法78条の14第1項)

5 796頁

5 796頁

5 796頁

5 794頁

5 794頁

厚年